



Kobe University Repository : Thesis

学位論文題目 Title	改革開放期中国における資金循環メカニズムと地域経済発展
氏名 Author	梶谷, 懐
専攻分野 Degree	博士 (経済学)
学位授与の日付 Date of Degree	2001-03-31
資源タイプ Resource Type	Thesis or Dissertation / 学位論文
報告番号 Report Number	甲2274
権利 Rights	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/D1002274

※当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。
著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

Create Date: 2017-12-17



博士論文

改革開放期中国における資金循環メカニズムと地域経済発展

2000年12月

神戸大学大学院経済学研究科博士課程

国際経済専攻

指導教官 加藤弘之教授

梶谷 懐

博士論文

改革開放期中国における資金循環メカニズムと地域経済発展

神戸大学大学院経済学研究科博士課程後期課程

梶谷 懐

2000年12月

目 次

序論	1
第一章 開発金融理論と発展途上国の金融市場	6
第二章 中国の金融システムの特徴	28
第三章 「貨幣経済化」とインフレーション	54
第四章 地域間生産性格差と政府－企業間関係	73
第五章 再分配政策と地方政府	95
終章 経済発展における地方政府の役割の再検討	113
参考文献リスト	131

序論

本論文の基本テーマは、改革開放以降の中国の金融システム、あるいは資金循環メカニズムに関する問題を、中国経済の地域的な特性を十分に考慮しつつ、「金融部門が未発達な段階にある発展途上国が、いかにして工業化のために必要な資金を動員するか」という、開発金融論の問題意識にそった形で取り扱うことである。

その際主たる分析手法として用いるのは、「新制度派の政治経済学(制度の経済学)」といわれるアプローチである。「新制度派の政治経済学」とは、現実の経済活動における「制度」の存在とその機能とを内生的に説明することができない新古典派経済学と異なり、経済主体間の情報の非対称性、あるいは各主体の情報処理能力の限界性、などの仮定をおくことによって、様々な「制度」や「組織」が成立する根拠やそれらが経済活動の中で果たす役割について明示的に扱おうとするアプローチである。なお、ここでいう「制度」とは、成文化された法律や政府による契約執行のシステム、あるいは商取引上の社会的な慣習や文化的な制約など、経済活動を行う上で一定の機能を果たしているフォーマル／インフォーマルなとりきめ、のことを指す。

それではなぜ、筆者は中国を含めた発展途上国の経済、なかんずく開発金融に関する問題を論ずる際に、新制度派の政治経済学によるアプローチを用いた分析が有効であると考えたのか。以下では、その理由を三点に分けて述べることにする。

第一に、「制度」の要因を重視しない既存の開発金融論が、現実の発展途上国の経済運営において必ずしも正しい政策提言を行うことができなかった、という経験的な理由をあげることができる。

既存の開発金融理論(構造主義アプローチや新古典派経済学に基づく金融自由化論など)は、現実の市場経済を成り立たせている様々なフォーマル／インフォーマルな制度、あるいは経済主体の市場適応能力(例えば「商人」の機能など)の重要性を軽視し、本来多様で複雑な側面を持つ「市場経済」を単一的かつ機械的なイメージでとらえてきた。そのため、政府の強い介入によって社会的に効率的な資源配分を達成することが可能であると考えたり、あるいは逆に法律や執行機関などのフォーマルな制度を整備しさえすれば市場経済は支障なく運行できると考え、その結果途上国に対ししばしば誤った、あるいは政治・社会的に実現困難な政策的提言を行ってきた。

1950—60年代において主にラテンアメリカ諸国やインドなどで広く採用された構造主義アプローチに基づく人為的低金利政策の失敗や、また90年代に入って新古典派経済学に依拠したIMFの方針に基づいて金融市場の早期の自由化を行った諸国が相次いで通貨危機・金融危機に見舞われたことなどは、その典型的な例であるといえよう。

第二に、既存の開発金融理論で前提とされていた「完全競争市場」の概念が持つ限界性を指摘しておかなければならない。本研究では、「市場取引」のイメージとして、組織化された公開市場においてせり人(オークショナー)が価格の調整を行う、ワルラス的な完全競争市場ではなく、「商人」が取引の主体となり、取引者間の関係特殊性に強く規定された相対的な市場取引のモデルを採用している。それは、第1章において詳しく述べられるように、独占・寡占化の進行や「過当競争」の存在など、現実の市場競争に伴って生じている様々な現象を完全競争モデルではうまく説明する

ことができないと考えるからである。

そして、このような「商人」達によって担われる相対的な市場取引は、契約を円滑に行うための法律や執行のためのシステム、さらには商人間の取引慣行など、様々なフォーマル／インフォーマルな制度の形成なしには成立し得ないものである。したがって、「市場経済」のモデルの基礎をこうした非ワルラス的な相対的な取引におく以上、その分析にはフォーマル／インフォーマルな制度の機能を明示的に扱うアプローチを用いることが必要とされることになる。

第三に、所得分配構造に代表される、それぞれの地域に特有の政治経済学的な要因を重視する立場からも、新制度派的なアプローチを用いることが要請される。

新古典派経済学の体系においては、経済の初期条件としての所得分配の状態と市場競争によって達成される資源配分の効率性とは分離可能であるとされ、両者は基本的に別々の問題として扱われ、議論されることが求められる。それは、資産分布の初期状態に対して一括的な税・補助金政策を用いて適当な状態に再配分しておけば、後は市場均衡によって社会公正の面からも望ましい資源配分がパレート最適解として実現されるという、「厚生経済学の第2定理」の結論から導き出された主張である。

しかし、スティグリッツが指摘しているように、経済主体間の情報の非対称性を前提とした場合、このような「分離定理」はもはや成り立たなくなる。現実には、初期の所得分布状態の違いは、各主体の経済活動に対するインセンティブに与える影響を通じて、異なった経済成果をもたらすと考えられるからである。

多くの途上国では、階級・身分・土地への執着心など、それぞれの地域に固有な社会慣習的な要因により、その労働力市場はなんらかの形で非流動的な性格を持っている。したがって、工業部門の成長を支えるため特定の経済部門(典型的には農業部門)、あるいは地域からの資金移転を必要とする工業化の過程においては、政府が工業化によって得られた経済余剰をいかにしてそれらの経済部門や地域に再配分するか、ということが、長期的な経済パフォーマンスを左右する重要な課題となってくると考えられるのである。

ここまで述べてきたのは、発展途上国の開発論一般における制度分析の重要性についてであったが、本論文が分析対象とする中国経済についても、その重要性はそのままではまる。むしろ、独自の商業文化の伝統や、多様な風土・言語・民族を擁する諸地域によって構成された広大な国土といった、地域的な強い独自性を有している上に、計画経済からの移行過程という特殊な事情を抱える中国の場合、特にインフォーマルな制度の存在に注目したいわば歴史的な視野からの分析が一層重要性を持つてくるものと思われる。

この点に関連して、丸川知雄は、「漸進主義」と「ビッグバン・アプローチ」という、計画経済から市場経済への移行過程をめぐる二つの対立する立場について、次のような興味深い指摘を行っている。単に資源の効率的な配分のみを問題とするならば、改革のスピードを遅らせ、政治的腐敗の温床となるような漸進アプローチには本来経済的なメリットは何も存在しないはずである。にもかかわらず現実にビッグバン・アプローチを採用したロシア・東欧の経済改革が挫折してしまったのは、そ

こに市場経済へ適応するためのフォーマル／インフォーマルな制度の形成にある程度の時間と試行錯誤の機会が必要だという視点が欠けていたからである、というわけである。

丸川があげている中国のテレビ産業の例では、市場化の戦略として既存の生産設備の改革には手をつけず、まず新しい設備を導入して生産量を拡大する、という方針が採られたため、当初は産業全体で深刻な供給過剰の状態が作り出された。しかし、それが結果的には、メーカーや地方政府による製品の販売ルートの確保や、サービスの向上と言った市場経済に適応するための「商人」的技能に関するノウハウが蓄積される誘因を与え、市場経済の持続的な発展をもたらす大きな要因となったことが示されている。

このような丸川の指摘は、経済発展における「制度」、特に「商人」的技能の蓄積というインフォーマルな制度の重要性を強調している点で、本論文の分析にとっても大いに示唆に富むものといえよう。筆者は、このようなインフォーマルな制度の重要性は、金融を通じた資金循環メカニズムの局面においてもあてはまるものと考えている。第二章で詳しく述べる通り、改革開放以後、国有商業銀行に代表される中国の金融機関は、利潤追求主体としての性格を有していたとは認めがたく、「審査能力」という金融機関にとっての「商人」的技能にあたる経営ノウハウも、ほとんど蓄積されてこなかった。このような状況のもとで、いかにして工業化に必要な資金の配分が行われ、経済成長がもたらされたのか、それが中国の資金循環メカニズムを考える上で解明すべき一つの大きな課題である。

さらに、中国という地域に固有な政治経済学的な要因という観点からは、地域間の経済発展格差をめぐる問題を考慮することが重要である。「放権譲利」という言葉に象徴されるごとく、各地方の独立性に強く依存する形で始められた改革開放期の経済発展戦略においては、従来開発経済論において問題とされてきた工業部門と非工業部門という部門間の不均衡よりも、沿海部と内陸部に代表される地域間の不均衡の問題こそが、常に社会的な不安定要素をもたらす政治的課題として表面化してきたからである。

この地域間の経済発展格差をめぐる問題を、先ほどの、金融機関の仲介機能の低位蓄積という状況のもとでの経済成長の達成、という視点と結び付けて、中国の資金循環メカニズムの特徴をとらえようというのが、本論文の基本的な視点である。ここで、その分析の主要な結論をあらかじめ簡単に述べておくと、それは次のようになる。

改革開放期の中国においては、地域間で金融市場が大きく分断されており、また金融機関のレント獲得も保証されておらず、利潤追求主体としての経営ノウハウも十分に蓄積されていなかった。すなわち、金融機関を通じて地域を越えた効率的な資金配分が十分に行われるための客観的な条件は、中国には存在しなかった。しかし、そういった状況のもとでも、地域経済の状況に対し情報面で比較優位を持っている地方政府が、企業の資金調達や投資の決定など企業経営全般に積極的に介入し、そこから得られる収入を一種の競争レントとして得ることによって、地域内での資金循環における中心的な役割を担うという、代替的なメカニズムが一定程度機能していた。このことが、金融部門が非常に未発達な状況のもとで中国経済が工業部門への資金動員に成功し、高い成長

率をあげることができた大きな理由となったのである。

ただし、このようなメカニズムは、それぞれの地方政府の経営介入能力や地域経済がおかれた初期条件に大きく依存しており、その有効性には大きな地域格差が存在していた。このために生じる各地域における資金の過不足は、最終的には中央銀行による金融的なチャネルを通じた資金再配分機能により調整されなければならなかったが、その際の資源配分の歪みが、現在にいたるさまざまな経済問題発生の原因となってきた。慢性的なインフレの発生、地方ノンバンクを通じた資金獲得という「抜け道」の発生、いつまでも低位のままにとどまる内陸後進地域の資金循環メカニズム、などの深刻な経済問題は、いずれもその資源配分の歪みが具体化したものである。90年度後半に入り、それまでの資金循環メカニズムの在り方を抜本的に見直す本格的な金融制度改革が開始されたが、その改革の今後の実施過程においても、このような地域間の資源配分の問題が大きな課題となってくるものと思われるのである。

本論文の構成は、以下の通りである。

第一章「開発金融理論と発展途上国の金融市場」では、構造主義アプローチに基づく人為的低金利政策論、マッキノン＝ショウの金融自由化論、「情報の経済学」に基づくアプローチなど、これまでの開発金融理論の流れを学説史的にたどりながら、それぞれの理論が持つ問題点を、J. ヒックスの商人的市場経済論を手がかりに考察していく。

第二章「中国の金融システムの特徴」においては、改革開放以後の中国のミクロ的な金融システム、およびマクロ的な金融政策や資金循環メカニズムの実態を概観し、他の途上国、特に東アジア諸国との比較を通じて、その特徴を明らかにする。

第三章と第四章は、第二章で検討したような中国の資金循環メカニズムの特徴を、マクロ・ミクロ双方の面からより詳しく考察しようというものである。

第三章「＜貨幣経済化＞とインフレーション」は、GDPに対するマネーサプライの比率の急激な上昇、という現象の分析を通じて、地域経済発展格差の問題が中国のマクロ的な資金循環メカニズムに対してどのような影響力を持っていたのかを考察する。すなわち、80年代から90年代前半において、地域間発展格差に対し一貫して金融的なチャネルによる資金の再分配政策が行われたことが、この時期を通じてマクロ経済にインフレ圧力をもたらしたということを実証的に明らかにする。

第四章「地域間生産性格差と政府－企業間関係」では、第三章で触れたような地域間の生産性パフォーマンスの差が、ミクロ経済的に見た場合どのような要因によって説明されるのか、を明らかにするために、異なった地域における企業のコーポレートガバナンス、特に地方政府による経済への介入のあり方の違いに注目して分析を行う。

第五章「再分配政策と地方政府」では、第四章でとりあげたような、地方政府による経済への介入のありかたに大きな地域的な差異が存在するという問題について、各地域がおかれている固有の政治経済学的要因、特に各地方政府が直面する再分配の問題、という角度から説明を試みる。

さらに終章「経済発展における地方政府の役割の再検討」では、中国の経済発展の過程で、地方政府が果たしていた役割について既存の研究を参照しながら再検討を行った上で、本論文の分析結果に基づいて地方政府の経済活動に対する新たな位置づけを行い、さらに今後の研究課題を提示することを試みる。また、90年代後半から非常にドラスティックな形で実施されつつある財政・金融制度改革の実態とそれが今後の中国の経済システムにもたらすであろう変化についても概観し、その評価を試みる。

第一章 開発金融理論と発展途上国の金融市場

はじめに

経済発展にとって、金融部門の発展・成長が重要である、ということは、シュンペーターの先駆的な議論を始めとして、つとに指摘されていたことである。しかし、経済発展にとって金融部門がなぜ、どのように重要なのか、これまで経済理論の観点から明確な形で定式化が行われ、知識の共有化が図られてきたとは言いがたい。

寺西(1991)は、その点を明示的に議論している数少ない例である。以下、彼の議論を参照しながら、「なぜ発展途上国においてしっかりとした金融システムの構築が重要であるのか」「重要であるにもかかわらず、なぜ途上国の現実においてはそれがなかなか実現されないのか」という一種のジレンマの存在を明らかにしておくことにしたい。

寺西はまず、途上国の工業化において必要とされる、「技術」の重要性と、その特質について注目する。新古典派経済学の体系では、先進工業国から、発展途上国への技術移転に関わる固有の問題点については、無視されるか、著しく軽視されてきた。そこではあたかも、通常の財を購入する場合のように、対価となる資金を支払いさえすればどのような最先端の技術であっても途上国に対しそのまま移植可能であり、例えば実際に生産要素として用いられるための時間やコスト面でのロスはほとんど考慮されていなかった。

しかしながら、そのような仮定は明らかに現実的ではない。実際、工業化に用いられる「技術」が移転する際には、生産のオーバー・タイムの蓄積により経験・知識が累積し、その結果として生産性が向上するという、いわゆる learn-by doing, あるいは learn-by learning といわれる「習熟」の要素が不可欠となるからである¹。

このような、その導入において学習、あるいは学習能力の形成が必要となるような技術移転が行われるにあたっては、それを導入しようとする企業、あるいは国家は、常に長期的な視野に立った行動をとる必要がある。すなわち、工業化のためには、単に短期的な利潤最大化を図るだけではなく、より長期的な生産性の向上を目指して、限界利益率と限界費用が一致する、短期的な利潤最大化水準を超える水準まで生産を拡大する必要がある。そのために、安定化した金融システムによる長期的な資金の供給が不可欠となるのである。

ところが、一般的に発展途上国においては、次に述べるような原因により、そのような安定した長期資金の供給を確保することには著しい困難を伴う。

まず、ここで問題としているような、工業化のための技術移転過程においては、生産活動に必要な情報も技術の導入に伴って常に更新されなければならないが、往々にしてそういった情報への需要の急増に供給が立遅れ、大きな需給ギャップが生じることになる。言い換えれば、工業化過程

¹ learn-by doing, あるいは learn-by learning の概念について、詳しくは Stiglitz(1987a)参照。

における企業の投資プロジェクトには、常に大きな不確実性を伴っている、ということができる。

しかるに、そのような投資・生産活動に伴うリスク、不確実性を正確に判断し、貸し手と借り手の間の情報ギャップを解消し効率的な貸し付けを行うべき金融機関には、そのために必要なノウハウが蓄積されていないものと考えられる。というのも、そのような金融機関に必要とされる情報処理能力自体が、learn-by doing や learn-by learning を必要とする、短期的には形成が困難な能力であるからである。

さらには、そういった情報処理能力の蓄積が不十分な金融機関、ないしは金融システムに対する社会全体の信頼性は非常に低く、このために常に家計部門による銀行預金引き出し行為により金融システムの安定性が脅かされる危険性を抱えている、というのが途上国の金融市場において広く見られる状況である。

すなわちここには、経済発展のために金融システムの構築が不可欠とされるにもかかわらず、経済が発展途上にあるためにそのような安定した金融システムの構築がままならないという一種のジレンマが存在するということができよう。

以上、寺西の議論にしたがって途上国の経済発展とその金融部門の構築に関するジレンマを整理してきたが、開発金融理論とは、このジレンマに対して、何とか解決法を見出し、途上国の工業部門への速やかな資金供給をもたらして経済発展を促進するための方策を模索しようとする試みに他ならない。

また現実的にも、例えば1950年代—60年代にはインドあるいはラテンアメリカ諸国の経済政策において構造主義的なアプローチに基づく開発金融戦略が、70年代、80年代においてはマッキノン＝ショウの金融自由化アプローチに基づいたIMF主導の政策介入がそれぞれ中心的な発展戦略として採用されたように、様々な時代、地域において様々な立場の開発金融理論に基づいた政策運営が行われてきた。

しかしながら、これらの既存の開発金融理論は、途上国の現実に対する政策的有効性、という点において、必ずしも満足のいく成果をもたらしてはこなかった、といえよう。例えば最近のアジア金融危機に対して、IMF 型の緊縮財政政策が必ずしも望ましい効果をもたらさなかったことは、その典型的な例であると考えられる²。

既存の開発金融理論が途上国の現実に対して十分な有効性を持たなかった理由としては、次の三つの理由が考えられる。

第一に、途上国の金融市場を問題にする際に、そのフローとストックという二つの側面を混同したり、あるいはどちらか一方の側面を無視して議論を展開するといったことが広く見られた、という点があげられる。現実の金融市場は、本来フローとしての側面とストックのとしての側面という、二つの

² アジア金融危機にみまわれた諸国に対してIMFの勧告した緊縮財政政策と構造調整アプローチの評価に関しては、原(1999)、大野(2000)、白井(1999)など参照。

性格を持つ多面的な存在であり、しかも、途上国においてはそのいずれもが未発達な段階にある。しかしながら、既存の開発金融理論は、こういった金融市場の持つ性格を必ずしも考慮にいれて議論を行ってこなかった³。

第二に、金融機関の審査能力という概念の軽視、があげられる。ケインジアン的な構造主義アプローチにおいても、また新古典派的な金融自由化論においても、資金の分配における市場の「担い手」の問題には十分な注意が払われてこなかった。そこでは、「競り人」が価格調節機能を担うワルラス型の市場が暗黙のうちに前提とされていたからである。しかしながら、実際の金融市場取引、特に貸出市場において中心を占めているのは、経済主体の相互間の関係特殊性に規定された相対型の取引である。そのような取引においては、金融機関の情報の仲介能力、すなわち審査能力の蓄積水準が、効率的な資金配分が行われる上で大きな意味を持つてくるはずである。

第三に、個々の途上国に固有の政治経済学的な要因を無視してきた、ということがあげられる。寺西なども指摘しているように、労働市場が必ずしも流動的ではない途上国の現状において、工業化のための資金を動員するためには、農業に代表される非工業部門に対して、直接・間接的な形で課税を行うことが不可欠となる⁴。このとき、どのような形で非工業部門への課税が行われ、さらに、工業化の余剰がどのような形で再分配されるのか、という、途上国の地域的な固有の要因に強く規定された政治経済学的な問題が、経済発展のパフォーマンスに対しても大きな影響力を持つものと考えられる。

以上挙げたような問題点のために、既存の開発金融理論は、本来多様な側面を持つ「金融市場」を単一的なイメージで捉え、そのためにしばしば途上国に対ししばしば誤った、あるいは政治・社会的に実現困難な政策的提言を行ってきた、といえるのではないだろうか。そしてその根本的な原因は、結局のところ、既存の開発金融理論において、「金融市場」あるいは「市場」とは何か、という問いを突き詰めて考えてこなかったことに求めることができるのではないかと思われる。

次節では、現実の「市場」あるいは「市場競争」について、理論的な立場から詳しい考察を加えた数少ない例であるヒックスの市場経済論を手がかりにこのような問題についてくわしく考えてみることにする。

第一節 ヒックスの「商人的」市場経済論

J. R ヒックスは、初期の「価値と資本」などの著作において一般均衡論の基礎的な研究に貢献し、また、ケインズ経済学の均衡論的な枠組みでの定式化を行った著名な理論経済学者である。

³ 後述するように、既存の開発金融理論では、一般的に、そのマクロ金融政策の方針として実質利率をどのような水準に保つか、ということが非常に重視される。その際、それらの理論は、金融市場のフローとストックのいずれかのみ注目して議論を行っており、その結果として経済発展にとって望ましい実質金利水準についての政策的な含意は、依拠する理論によって大きく異なっていた。

⁴ 詳しくは第5章の議論参照。

そういった初期の研究における彼の「市場経済」に対する考え方は、明らかに「せり人」による価格調整機能に資源の効率的な配分をゆだねるワルラス型の「機械的な」市場観そのものであった。

しかし、1969年に『経済史の理論』を著して以降、ヒックスはそのような機械的市場像に代わり、「商人」を価格形成の中心に据えたいわば「商人的市場論」を積極的に展開していくことになる⁵。

特に、彼の遺作となった1989年の著作『貨幣と市場経済』は、貨幣や金融市場に関する様々な制度を、「商人によって作られる市場」という観点から説明したものとして、本論文の研究にとっても有意義なものである。以下では、彼の議論を紹介する形で、「商人的市場」としての金融市場の特徴について検討していく。

さて、「商人」とは、市場経済においてまさに「どこにでもいる存在」であるように思われるものであるが、従来の経済学では、彼らが市場経済の中で果たしている機能について明確な位置づけは与えられてこなかったといつてよい。例えば、新古典派経済学の体系においては、組織化された市場において「せり人」が価格調整を行うことによってすべての取引が行われると想定しているため、「商人」の登場する余地がない。

ここで、いくつかの文献⁶により整理しておく、「商人」とは市場経済において次のような機能を果たす存在である。

- ①財の保管機能
- ②財の輸送機能
- ③販売促進機能－高度に差別化された多種類の製品群の中から適当なものを選別して販売する機能(ここには、販売のための情報収集機能も含まれる)－
- ④価格安定化機能－先物取引などの、財の需給変動に伴うリスクをカバーする裁定取引を行うことによって、価格の大幅な変動を緩和する機能－
- ⑤市場の組織者としての機能－先物市場など新たな取引形態の創出、あるいは、契約の実施に必要な法規や、執行機関の設立、などを行う機能－

これらの機能のうち、新古典派経済学では、実質上上記の①、②の機能しか考慮されてこなかったといつてよい(塩沢, 1990)。③から⑤までのような機能は、いずれも市場取引における「売ることの困難性」にかかわるものであり、価格の調節機能により市場の需給が常にバランスする、すなわち、「供給は自らの需要を作りだす」という「セイ法則」が暗黙のうちに仮定されている新古典派経済学の世界では、そういった機能はそもそも必要とされないからである。

このような存在である「商人」は、現実の経済においていかなる「市場」を作り上げるのか、ということを具体的に示したのが、『貨幣と市場経済』の中で展開されている、穀物市場のモデルである。ヒックスによれば、現実の市場取引において、いわゆる「せり人」の価格調節機能によって需給の一致する「均衡」価格が達成されるのは、例えば魚市場や青果市場など、財が腐敗しやすく在庫として来期に持ち越すことができない取引に限られる。しかし、同じ食物といつても、取引される財の種

⁵ ヒックスの「商人的市場論」については、原(1996)なども参照のこと。

⁶ 塩沢(1990)、日向野(1986)など

類が、穀物のようなある期間「在庫」として保存されるされることが可能な、一定の耐久性を備えたものになると、もはやそのようなワルラス型のモデルでその取引をとらえることはできなくなる。そこでは、生産者である農民と、消費者の間を仲介する「商人」が市場のアクターとして登場し、収穫された穀物のうち一部分を在庫として保有し次期の取引まで持ち越すという行動をとることにより、需給の調整は在庫量の変動を通じて行われることになる。こういった市場取引を想定すると、価格の調整機能に依存した「市場均衡」の概念では、実際の市場の動きをうまく捉えることができないからである。

さらには、在庫を保有する商人の間では、将来の穀物価格変動に関して「強気」な予想をする者と「弱気」な予想をする者との間で、在庫の「販売権」の取引が行われる余地が生じてくる。ここに、商人による「在庫保有」機能、および将来の価格変動を計算に入れた「投機的行動」によって、先物市場に代表される財の「ストック市場」が誕生することになるのである。商人は、このようなストックの市場を通じ自らが価格変動リスクを負担することによって、穀物価格を安定化する機能を果たしているとヒックスは述べている。

ヒックスは、このような穀物市場のモデルの基本的な枠組みを用いて、金融市場の分析も行っている。そこで「商人」の役割を果たすのが、銀行などの金融仲介業者である。そして、貨幣や銀行業といった金融市場を成り立たせている様々な制度も、商人による市場取引によって「作られた」ものなのである。

ここで、具体的にヒックスが展開している金融市場のモデルを検討する前に、「商人」としての金融仲介業者、というイメージについて、整理をしておこう。

スティグリッツ(Stiglitz, 1994)によれば、金融仲介機関の機能は次のようにまとめられる。

- ①資本の移転機能(赤字主体から黒字主体)へ
- ②資本の集積機能
- ③投資プロジェクトの事前・事後的な審査・評価
- ④債務契約の執行
- ⑤投資リスクの移転・負担・分散化

このうち、金融仲介機関の「商人としての性格」を最も端的に特徴づけるのは、「投資プロジェクトの事前・事後的な審査・評価」に関するものであろう。このような、「金融資産の売買に必要な、過去の情報に関する、収集、蓄積、解釈の能力」について、日向野(1986)は、「審査能力」と呼んでその重要性を強調している。

注意すべき点は、このような「審査能力」という概念が、いわゆる「情報の経済学」のパラダイムで扱われる「貸し手と借り手の情報の非対称性」という概念には納まりきれない、金融仲介機関による主観的情報解釈の要素をその内容に含んでいる点である。

このような能力が必要とされるのは、金融取引のうち、とりわけ貸出市場における取引が、

- a. 財・取引主体がそれぞれ多様な個性を持つものとして識別される。
- b. それぞれの財・取引相手に関する情報は部分的にしか識別されない。

という、ワルラス的な完全競争市場モデルの想定とは根本的に異なった、「相対取引」としての特

徴を持っているからである。「審査能力」とは、このような「相対取引」の場において、望ましい取引相手を識別し、長期的な顧客関係を結ぼうとする能力に他ならない。金融仲介業者は、このような「審査能力」を駆使して、自らリスクを負担しつつ、高リスクで流動性の低いいわゆる「本源的証券」を広範な流動性を持つ間接的証券へと変換する存在である(信用補完行為)。

以上、金融仲介機関による「信用補完行為」という、極めて「商人」的な機能を確認したところで、ヒックスの金融市場モデルに戻ることにしよう。

すでに見たヒックスの穀物市場モデルにおいて、財の供給者と消費者の間に、在庫を保有しリスクをカバーする商人の存在が入り込むことによって、新たに投機的なストックの市場が生まれ、このストックの市場がフローの市場における価格を安定化させることが指摘されていた。ここで、取引される財(穀物)を本源的／間接的な証券、本源的な証券の発行者(生産者)を企業、間接的な証券の最終需要者を家計、両者の仲介をする商人を金融仲介業者、在庫の取引市場を株式などの有価証券の流通市場、というようにそれぞれ読み替えば、ヒックスの穀物市場のモデルはそのまま金融市場の分析にも用いることができる。

しかしながら、金融市場は穀物市場に比べて、特にそのストック取引の性質という点で大きな違いがある。ストックとしての金融資産は、在庫として保有される穀物に比べて、①はるかに耐久性が高く、②その種類が多様であり、③取引市場が高度に組織化されていることによって、取引が非専門化されている、などの特徴を持つからである。このため、ストックとして社会に蓄積される金融資産の額は穀物とは比べ物にならないくらい莫大なものとなり、また、「強気」「弱気」といった取引主体の期待に影響されやすい存在になっているのである。

そのような金融市場の特徴を踏まえた上で、ケインズは、周知の如く、その利率の決定理論においてストック市場における需給関係によって決まるという「流動性選好説」を展開した。その結果、利率の決定において金融市場のフローの側面のみを考える新古典的な貸付利率論との間で長い間容易に決着のみられない論争が闘われてきた。しかし、ヒックスも明確に指摘している通り、重要なことは利率の水準がフロー、ストックのどちらの要因によって決定されているか、ということではなく、そのどちらからも影響を受けうる多様性を持った存在であるということをはっきりと認識することであろう。

このようなヒックスの金融市場モデルによれば、現実の「金融市場」は次のような3つの側面を持つものとして整理できるであろう。

すなわち、第一に「審査能力」が必要とされる相対的な本源的信用供与の市場、次に商人間の債務の決済機能に対する「信認」により支えられた銀行貨幣(間接的証券)の市場、最後に投機的なストック市場、である。これらの側面は、それぞれ、「商人」が市場経済の運行において果たしている機能から派生的に生じてきたものである。すなわち、「審査能力」とはすでに見たように情報の収集・解釈に関する機能というすぐれて「商人」的なものであるし、銀行券に代表される「貨幣」への信認は、商人間の債務の決済機能、およびそこで用いられた「手形」に対する「信認」にその起

源を見ることができる。また、現在では経済の不安定化要因として批判の対象となることの多い投機的な金融資産の市場も、もともとは「在庫」保有による数量調整および価格変動の緩和、という機能を担っていたものとみることができるのである。

さて、ここで議論の対象を途上国の金融市場に向けることにしよう。重要なのは、以上のようにヒックスのモデルを用いて整理した金融市場の3つの側面が、発展途上国においてはことごとく未発達ないし十分に機能していない状態にある、という点にある。このことはすなわち、途上国においては、金融市場の担い手たるべき「商人」の能力がきちんと蓄積されておらず、活動があらゆる意味で低位なものにとどまっているため、それが市場経済の多様な側面における問題点という形で現れている、ということにほかならない。

しかし、既存の開発金融理論においては、これらの金融市場の多面性、すなわちそれぞれの側面が問題点を抱えている、という点に十分な注意を払わず、ひとしなみに「金融市場の未発達」という概念でとらえようとしてきたように思われる。それを象徴するのが、「法律、執行機関などのフォーマルな制度を整備しさえすれば、途上国においても自由な金融市場は機能しうる」というIMF型の構造調整アプローチの考え方であろう。

次節以下では、途上国の金融市場の問題点をより具体的に検討していくとともに、それらの問題に対し既存の開発金融理論がどのような解決方法を示し、またそれがどのような問題点を持つものであったのかということを見ていく。

第二節 途上国金融市場の問題点

前節において、ヒックスの議論に従い、金融市場を「審査能力」が必要とされる相対的な本源的信用供与の市場、金融仲介機関への「信認」により支えられた銀行貨幣(間接的証券)の市場、投機的なストック市場、の三つの側面に分け、途上国においてはその全ての側面が未発達の状態にあると述べた。ここでは、その「未発達」の具体的内容について、もう少し詳しく述べてみることにしたい。

寺西は、前掲書(寺西, 1991)において、東アジア諸国における金融市場の実態の観察を通じ、発展途上国の金融構造に関する基本的な特性を、次のようないくつかの点にまとめている。

1. 金融資産の蓄積水準の低位、ないし金融深化の低位(GDPに対するM2の割合に代表される、実物生産活動に対する金融資産の実質残高が小さい)。
2. 対外借入依存度の高位(GDPに対する対外債務の比率が高い。特に、海外債務に占める短期債務の比率が高い場合、累積債務問題の深刻化や金融危機の発生につながる危険性を持っているといえる)。
3. 資本市場(証券市場、マネーマーケット)の未発達(企業の資金調達において、資本市場を経由する割合が著しく低い)。

4. インフォーマル・クレジットの広範な存在(3.の実態とは対照的に、企業の借入に占めるインフォーマル・クレジット(農村在来金融や私債など)の割合は著しく高い)。

また、奥田は、途上国において資金移動の拡大、すなわち金融市場を通じた活発な資金の取引を阻む共通要因として、次の4つの問題点をあげている。

1. 経済の黒字主体サイドの問題。途上国では低所得かつ低貯蓄であるため平均的な保有資産の規模が小さく、リスク回避的な傾向が高い。
2. 経済の赤字主体サイドの問題。途上国の企業は、経営・生産・販売技術のレベルが低く、事業のリスクが高い。
3. 経済的意思決定に必要な情報が著しく不足しているという情報に関する問題。
4. 金融活動を円滑に行うための制度面での整備のおくれの問題。

このほかにも、金融仲介機関の未発達の問題や、「効率と安定性のトレードオフ」の問題⁷などが、資金移動を阻む要因としてあげられるだろう。

これらの途上国の金融構造に関する問題点は、いずれも、前節で述べたような金融市場の三つの側面が「未発達」である状況に結び付けることができる。

例えば、上述の経済の赤字主体サイドに関する問題点、および金融仲介機関における情報能力の低位蓄積の問題は、相対的な本源的信用供与の市場が未発達であるということに直接関係する。社会的な対外借入依存度の高位や、企業の資金調達におけるインフォーマル・クレジットへの依存といった現象は、こういった状況からもたらされたものであるといえるだろう。

また、家計が一般的に低所得・低貯蓄であり、リスク回避的な傾向が強い、という経済の黒字主体サイドにおける問題の存在は、預金市場を中心とする間接的証券の市場が未発達であり、金融システム全体への信認が低いということを意味している。金融資産の蓄積水準の低位ないし金融深化の低位、といった途上国の金融構造の特性は、こういった状況が生み出したものであると考えられる。

こうしてみると、相対的な取引を中心とする貸出市場に関する問題はもとより、途上国の金融市場に関する全ての問題において、貸し手と借り手間の情報ギャップの問題、特に「審査能力」を中心とする、情報処理能力の低位蓄積の問題は深く関わっているといえよう。しかし、既に述べた通り、従来の開発金融理論においてはこの点が十分に考慮されていたとは必ずしも言えないのが現状であった。以下の節においては、その点を明らかにする意味でも、これら途上国の金融市場

⁷ 途上国の金融市場は普遍的な「市場の失敗」の可能性に直面しており、金融システム安全性それ自体の確保にとって様々な障害があると考えられる。したがってこの点の克服、すなわち金融システムの安全性の確保が途上国の金融システム構築においてしばしば最大の課題となりうるが、そのために行われる金融機関相互の競争制限、預金金利の上限規制、など銀行部門を保護するためにとられる数々の政策は、しばしばシステムの効率性とトレードオフの関係にある

特有の問題点に関し、既存の開発金融理論がどのような解決法を考え、それらがどのような限界を持っていたのかということを検討していくことにする。

第三節 構造主義の開発金融理論—トービンの金融的成長モデル—

まず、1950年代から60年代にラテンアメリカ諸国を中心にして大きな影響力を持った、構造主義の立場に立つ開発金融理論について検討する。

もともと「構造主義」アプローチは、供給制約仮説、労働市場における偽装失業仮説、貿易理論における輸出ペシミズム仮説など、古典派経済学と、ケインズ経済学における「市場の失敗」論の問題意識を受け継いだいくつかの仮説をもとに、経済発展戦略として政府の強い介入を主張する一連の政策的立場を指す言葉である(絵所, 1998)。したがって、こういった構造主義の立場に立った政策的な主張は、それぞれに補完性を持った一連のものと考えられる⁸が、ここでは、その金融政策—人為的低金利政策と積極的な財政支出によるインフレ政策—に理論的な支柱を与えた、J. トービンによる金融的成長モデルをとりあげることにする。

トービンの金融的成長モデルは、構造主義の経済発展戦略全般に強い影響力を与えた、ハロッド=ドーマーの成長モデルに貨幣的要素を導入することで、発展途上国政府の金利政策へのインプリケーションを与えようとするものである。モデルの基本的な仮定は、次の通りである。

1. 経済成長率は、社会的な資本／労働比率の増加関数である。すなわち、資本蓄積が社会的に進むほど、経済成長率は上昇する。
2. しかし、限界資本生産性は、資本／労働比率の減少関数である。
3. 外部通貨と、実物資産は、代替的な関係にある。
4. 以上の成長モデルに外部貨幣が導入されたケースを考えると、実質利子率は、外部貨幣の実質収益率と、実質資本収益率が等しくなる水準に決まる。

これらの仮定により、経済成長率は、実質貨幣収益率の減少関数である、という結論が導かれる。このような結論は、ハロッド=ドーマー型の成長モデルに実物資産との間に代替性を持つ外部貨幣が導入されたことにより、本来ならば実物資産への投資に振り向けられるはずの貯蓄が、外部貨幣として保有されてしまうために成長率を減少させてしまうと考えられているからである。

このような事態を改善し、経済成長率を高めるためには、積極的なインフレ政策により、実質貨幣の収益率(=実質利子率)を引き上げることが有効である、とされる。このようなロジックで、トービンのモデルは、1950年代から60年代にかけて発展途上国で広く採用された人為的低金利政策の実施に大きな影響力を与えた。

⁸ 単に金融政策のみにとどまらない、包括的な政策パッケージを意味しているという点では、後述する新古典派アプローチも同じであるといつてよい。

しかし、トービンのモデルには、次のようないくつかの大きな問題点が存在していた。

まず、上記のモデルにおいては、貨幣の実質利子率は、モデルにおいて外生的に決まるものとされている。これは、利子率の水準がフローの市場ではなくストック市場の需給関係によって決定されるとしたケインズの流動性選好説の問題意識を継承したものとみることができる。しかしモデル自体はフローの経済成長を分析対象としているにもかかわらず、利子率決定において金融市場のフローの側面を全く無視しているという点で、大きな矛盾点を抱えているといえよう。また、モデルの中で内部貨幣が考慮されていないことからの帰結として、金融仲介機関の果たす役割についても、全く無視されていたといわざるをえない。

このために、このモデルを援用した構造主義のアプローチでは、インフレ率の上昇とそれに伴う実質金利の低下によって、家計の資産保有形態が貨幣から実物資産へ、あるいは自国通貨からドルなどの外貨へ（経済のドル化、あるいはキャピタル・フライト）とシフトする、という効果を軽視していたのである。また、金融システムに対する全面的な政府介入は、銀行の企業に対する局面においてモラルハザードの問題が広範に生じ、投資の非効率化をもたらした。

このような問題点を持っていたために、現実に実施された人為的低金利政策は、後にマッキノンやショウによって「金融抑圧」であるとして批判されるように、一般に財政赤字の拡大とハイパーインフレーションをもたらし、その経済パフォーマンスを悪化させたため、次第にその影響力を失っていたのである。

第四節 新古典派アプローチの開発金融理論－マッキノン＝ショウの金融自由化モデル－

現実の途上国経済において構造主義アプローチの影響を強く受けた人為的低金利政策や、輸入代替的経済発展戦略の行き詰まりが明らかになると、開発経済学の理論の領域でも、構造主義アプローチでは前提とされていた政府の市場への介入を批判する新古典派アプローチが次第に台頭してきた（絵所、1998）。

なかでも、人為的低金利政策がもたらした恒常的なインフレーションや、財政赤字、累積債務の増大、などの状況を指して、「金融抑圧」の状態であると厳しく批判し、金融市場における政府の規制を取り除くことによって金利を需給均衡水準まで上昇させ、金融機関を通じて国内貯蓄を工業部門の実質資産へと動員することこそが経済成長の促進をもたらすと主張し、その後の IMF、世界銀行の開発金融政策に大きな影響力をもたらしたのが、マッキノン、あるいはショウによる金融自由化アプローチである。

以下では、マッキノンのモデルにしたがってその主張を紹介していく。

マッキノンのモデルは、トービンモデルと同じく、ハロッド・ドーマー型経済成長モデルを基礎としながら、次のようないくつかのトービンモデルとは異なった仮定を置いている。

1. 金融資産保有と、実物資産形成は補完的である
2. 金融資産供給量は、貨幣利子率の増加関数である。

3. 財市場において、常に需給は均衡している(セイ法則が成立している)。

また、モデルの構成は以下の通りである。

ハロッド・ドーマー型の経済成長モデルにおいて、 $I=S$ が常に成立していると仮定すると(セイ法則成立の仮定より)、

$$\dot{Y} = \frac{1}{v} \left(\frac{I}{Y} \right) = \left(\frac{1}{v} \right) \frac{S}{Y}$$

(\dot{Y} は GDP 成長率、 v は平均資本係数($=\frac{K}{Y}$), I は投資、 S は貯蓄)

であるから、資本係数が一定のもとでは成長率の上昇は貯蓄率($\frac{S}{Y}$)の上昇により達成される。

すなわち、トービンモデルの主張とは正反対に、貨幣に対する実質収益率の上昇は、資本蓄積を促進し、経済成長率を高めることが主張される。また、貨幣のモデルとして外部貨幣を前提としていたマッキノンとは対照的に、ショウ(1973)は、主に金融仲介機関の機能に注目する形で、やはり実質利子率の低下が金融資産の動員を通じて経済成長率を上昇させると主張している。したがって、この二人の議論は相互に補完的なものであると言ってよい。

金融自由化論は、80年代に入って、理論的な精緻化や、また数多くの実証研究が行われ⁹、特に NIES 諸国の経済的な成功に金融政策の側面から根拠付けを与えたとされ¹⁰、世界銀行や IMF による途上国に対する政策提言を行う際の主流派アプローチとなり現在にいたっている。しかし、このような金融自由化アプローチも、次のような点でやはり大きな問題を抱えていると思われるのである。

まず、トービン・モデルとは対照的に、上記のマッキノン・モデルにおいては、ストック市場の資金の需給変化が利子率に与える影響を考慮していないということを指摘せねばならない。このようなストック市場の無視は、フローの財市場における需給一致(セイ法則の成立)を仮定する以上必然的なものであるが、このためにマッキノンのモデルでは、金利の上昇による国内貯蓄の動員が直ちに企業に対するフローの資金の供給をもたらす、という結論が導かれている。しかし、実際には金利の上昇は、インフォーマルな金融資産、あるいは株式市場への投機的な資金流入をもたらすため、必ずしもそのような単純な因果関係は成り立たないものと思われる¹¹。

⁹ 金融自由化アプローチに基づいた実証研究の結果に関しては、Fry(1995)参照。

¹⁰ ただし、NIES 諸国の好調なパフォーマンスは、必ずしも「金融の自由化」に帰することはできないものと思われる。寺西(1991)、奥田ほか(1998)など参照。

¹¹ 金利の自由化を行った場合に家計の資産がインフォーマル金融市場へとシフトしてしまう可能性については、Weijinbergen(1983)など参照。

もう一つの問題点は、トービンモデルと同じく、資金の効率的な配分を行うために必要な金融機関の仲介機能、特に「審査能力」の低位蓄積、という問題にほとんど注意が払われていない点である。このことは、特に途上国における政策の優先順位、あるいは経済自由化の速度を考えた場合重要な意味を持つであろう。その形成・蓄積に長い時間を要する「金融機関の情報処理能力」の問題を無視する経済自由化アプローチの主張するところによれば、一刻も早い資本市場も含めた金融市場の自由化を行うことこそが、途上国に高い経済パフォーマンスをもたらす事になるはずだからである。

実際に、特に1980年代以降、様々な発展途上国において相次いで金融自由化と海外資本の導入が行われたが、その多くのケースにおいて海外資本の投機的な動きによるバブル経済のその崩壊による金融危機・通貨危機の現象が生じた。こういった金融危機の発生の原因として、途上国における金融市場の自由化がしばしば「早すぎた」事があげられることが多いが、なぜ「早すぎる」自由化が望ましくない結果をもたらすのか、金融自由化アプローチによってはその説明を行うことはできないのである。

第五節 情報の経済学によるアプローチ

これまで見てきたトービンモデルおよび金融自由化論は、いずれもマクロの金融政策に関する理論であった。しかし、比較的最近になって、ミクロ経済学の分野におけるいわゆる「情報の経済学」と言われるアプローチの進歩により、このようなマクロ的な開発金融理論から導き出された政策的インプリケーションについて、ミクロ的な経済主体の行動分析の観点からいくつかの疑問点ないしは修正が示されるようになってきた。すなわち、経済主体間の情報の非対称性を前提とした場合、市場メカニズムによる分配が必ずしもパレート効率的な資源配分が実現されないという理論的な考察を行うことによって、途上国における金融自由化の主張への一定の批判的ない視点を示したのである。

こういった研究な先駆的な例としては、J. アカロフのレモンの市場に関する論文、また金融市場への応用としては、スティグリッツ＝ワイスの、金融市場におけるいわゆる「逆選択」と呼ばれる現象に関する有名な論文(Stiglitz=Weiss, 1981)を挙げることができる¹²。

¹² スティグリッツ＝ワイスのモデルの基本的な内容は次のようなものである。貸し手と借り手の間における情報の非対称性が大きい状態では、貸出市場における均衡金利は、リスク・プレミアムを含めた、資金の需給均衡水準よりも高目の水準になるが、これはリスクの低い安全なプロジェクトが排除されるいわゆる「逆選択」を生じさせてしまう。このため、こういった情報の非対称性が存在するもとは、金融機関は、必ずしも金利水準を需給均衡水準に設定するのではなく、それよりも低い金利を設定した上で「信用割当」を行うことがセカンド・ベストとなる。

また、スティグリッツらは、農村在来金融に関しても、ピア・モニタリングやインターリンケージ取引などといった、農村内部の慣習に基づいた長期的な取引関係が、貸し手―借り手間の情報の非対称性から生じる取引コスト(エー

しかし、これらの研究は、金融市場におけるミクロ的な主体均衡を扱ったモデルであり、経済発展にとって望ましいマクロ的な政策のあり方、あるいは市場への政府介入が経済厚生に与える影響について論じるような理論的枠組みを与えるものではなかった。

さらに、こういった問題に関する情報の経済学の適用を考えた場合、注意しておかなければならない点が存在する。それは、同じ「情報の経済学」を用いた金融市場へのミクロ経済学的な視点を前提としていても、市場への政府の積極的な介入、という点をめぐって、明確に異なる二つのアプローチが存在しているという点である。以下の議論では、なぜ同じ「情報の経済学」を前提としながらもこのような異なったアプローチが生じてくるのか、両者の「市場競争」に対する考え方を手がかりに考えてみることにする。

「情報の経済学」は、既に述べたように、市場への政府介入への是非をめぐって、基本的に政府介入を認めない「主流派」のアプローチと、逆にそれを肯定するJ. スティグリッツに代表されるアプローチとの二つのアプローチが存在している、といってよい。

まず前者の、情報の経済学の「主流派」とみなされるアプローチについて。ここでまず問題となるのは、一体何をもって「主流派」の主張とするのか、ということであるが、ここでは、その「市場競争」のモデルについて、次のような前提に立って議論を展開していることをその条件とする。

- a. 経済主体間の情報は非対称であるが、情報の質に関しては同質性を仮定
- b. 市場の構造についてはワルラス的な完全競争、すなわち市場への参入・退出が自由であり、超過利潤は存在しない、という状態を前提とする

つまり、主流派のアプローチにおいては、経済主体間の情報の非対称性と、それによって生じる「市場の失敗」の存在を認めはするものの、それはあくまでもワルラス型の競争市場を前提とした上でのいわゆる「市場の失敗」論に含まれるものであった。したがってそこには、なんらかの適当な制度的な措置を取ることによって、現実の市場競争は限りなくワルラス型の完全競争市場のモデルに近づきうる、という想定がなされている。

このような主流派のアプローチを端的に表しているのが、金融仲介機関、および預金保険機構、といった金融市場における「制度」の存在の根拠を、内生的に示すことを試みている、次のような代表的ないくつかのモデルである¹³。

例えば、ダイヤモンド(Diamond, 1984)は、次のようなロジックによって、なぜ現実の経済において直接金融だけではなく金融仲介機関が間接金融を行う必要があるのかを理論的に明らかにしている。

すなわち、企業の投資資金を外部の投資者が出資する場合、貸し手と借り手の間における情

ジェンシー・コスト)を減少させる上で有効に働くことを示している。

報の非対称性からエージェンシーコストが生じ、それを低減させるためのモニタリング活動が必要になるが、金融仲介機関(銀行)は預金者からモニタリング活動を委託することで社会全体のモニタリングコストを低減し、さらには投資先を分散することでエージェンシーコストそのものを低減することができる、というわけである。

また、ダイヤモンド=ディビグ(Diamond=Dybvig, 1983)は、金融市場の安定化のために、預金保険機構に代表されるセーフティ・ネットの存在が不可欠であることを理論的に証明している。

彼らの議論によれば、預金者が、他の預金者たちの行為を所与として合理的な行動をとった場合、経済全体のナッシュ均衡として「預金取り付け(Bank Run)」が発生する可能性がある。これを防ぐために、預金保険制度など政府機関によるセーフティ・ネットの設立が必要になる(預金保険が存在すれば、取り付け騒ぎへの不安からその必要のない主体まで預金を引き出す可能性がなくなるため)。自己資本規制などのいわゆる健全化規制も基本的にこれと同じロジックによってその必要性が主張される。

これらの議論はいずれも、経済主体間の情報の非対称性を想定した場合には、市場競争均衡によってはパレート最適な資源が実現されないという「市場の失敗」が生じるため、なんらかの制度的な整備、あるいは公的機関によるセーフティ・ネットの構築が必要である、ということを主張するものであるが、市場競争のメカニズムそのものについては、ワルラス的な完全競争モデルを採用している。

したがって、そのような市場の失敗に対応する制度を整備した後は、できるだけ市場メカニズムが働くような環境を整え、例えば教育の充実などによって情報ギャップを解消するように努めることで、市場競争は効率的に運行するという結論が得られる。すなわち、現実の経済において政府に期待されるのはそのような制度や法律の整備や教育の充実と言った情報ギャップの解消であり、市場による資源配分自体に影響を与えるような政策的介入は全く想定されていない。

そういう意味で、こういった「情報の経済学」における主流派のパラダイムは、開発金融理論における金融自由化論の主張に対する一定の批判を含んではいるものの、全体としてみると金融自由化論と非常に似通った主張を持っており、むしろその議論を補強・修正するものと位置づけることが出来るだろう。実際、近年の世界銀行の活動報告書(World Bank, 1999)においては、開発途上国の経済的な問題を主に金融市場、労働市場に広範に存在する「情報ギャップ」の存在に求め、その解消のための制度的な整備や教育の充実を行い、スムーズな経済発展を行うための環境作りを行うことこそが政府の主要な役割であり、それ以上の市場介入を行うべきではない、という「情報の経済学」主流派アプローチに極めて近い立場を、一貫して主張している¹⁴。

このようにいわば「市場の失敗」を限定的なものとする主流派のアプローチに対して、市場に対する政府のより積極的な介入を支持する立場を明確に打ち出している代表的な論者が、J. ステイグリッツである。

¹³ 情報の経済学を用いた金融市場モデルに関しては、藪下(1995)、池尾(1990)なども参照。

¹⁴ また、World Bank(1989)においては、「情報の経済学」における主流派のパラダイムに立った開発金融論およ

スティグリッツは、既に述べたように、アカロフの「レモンの市場」についての議論を受け継ぐ形で、金融市場における「逆選択」と呼ばれる現象の分析を行うなど、「情報の経済学」の先駆的研究者として知られている。彼は、金融市場に限らない様々な種類の市場において、経済主体間が持つ情報が非対称性であるという仮定をおくことによって、「市場の失敗」が普遍的に生じることを示すいくつかの論文を発表している。ただし、そこで主張される「市場の失敗」は、あくまでも市場競争を通じたパレート効率性の達成の可否を問題にした、主流派のパラダイムの内部での議論であったと言ってよい。

しかし、スティグリッツの関心は、そういった単にワルラス型の競争市場を想定した上での「市場の失敗」を指摘することにとどまらず、主流派のパラダイムにとって前提となっている市場競争モデル自体への批判にも向けられていた。そういった彼の、いわばポスト・ワルラス的な市場像が最もまとまった形で示されているのが、1994年に発表された著作‘Wither Socialism?’である。以下、そこで展開されている市場競争のモデルが、主流派のそれとどのように異なっているか、ということを見ていくことにしよう。

スティグリッツは、競争における「情報」の役割を重視するが、その点だけをとってみれば、主流派のアプローチも同じである。しかし、市場競争において必要とされる「情報」の性格付けにおいて、次のような仮定をおくことによって、彼の議論は主流派と袂を分かち、

- a. 経済主体間の情報は、非対称であると同時に非同質的(non-homogeneous)である
- b. 市場競争において、企業・商人などの経済主体による情報収集・処理活動、およびそのような活動を行うためのインセンティブの問題が、重要になる
- c. 情報の収集・処理活動は、サンクコストの存在・learn-by-doing(learning)・外部性の存在によって性格づけられるため、(情報を投入財とした)生産関数の形態は非凸性である(複数均衡あるいは均衡が存在しない)。

Stiglitz(1994)および Stiglitz(1987)の内容に従えば、このように「情報」の持つ性質を、より現実に近い形で置き換えることによって、そこから描き出される「市場競争」は次のような性質を持つようになるものと考えられる。

第一に、「情報」活動が大きなウェートを占める市場競争において主流になるのは、新古典派経済学で想定されているような「価格競争」ではなく、技術開発や情報収集活動を通じて独占レントの獲得を目指す「コンテスト」のイメージに近いものとなる。

第二に、このような競争においては、独占や寡占といった状態が普遍的なものとなり、財の価格は限界費用を上回ると考えられる。

第三に、市場において独占レントを獲得するため、あるいは独占的地位を維持するための競争は、しばしば社会的に非効率な結果をもたらす。

び政策提言が、全面的に展開されている。

これらの指摘について、若干の説明を加えておく。

まず、市場競争において「情報」活動の重要性を考慮した場合、経済主体がそういった活動に従事するインセンティブの問題が表面化してくる。ワルラス型の完全競争のモデルでは、「情報」活動にかかるコストは考慮されていない上、超過利潤もゼロである、とされているために、このようなインセンティブの問題を明示的に扱うことはできない。しかし、企業・商人などの現実の経済主体は、むしろ一種の独占レントとしての「情報レント」の獲得をインセンティブとして、情報収集・処理活動を行うと考えるべきである。

そしてそのような条件の下では、超過利潤をゼロにまで押し下げてしまうような価格競争には限界があり、むしろそういった超過利潤(独占レント)の獲得をめぐる各経済主体が競争を行う、一種の「コンテスト」ともいべき非価格競争が行われると考えるのが現実的であろう。

次に、現実の市場競争において独占や寡占といったいわゆる「不完全競争」の状況が普遍的であるかどうか、という点については、新古典派経済学による有力な反論が存在している。それが「コンテストナブルな市場」に関する理論(コンテストナビリティ理論)である¹⁵。

この理論によれば、たとえ在る財の市場においてただ一つの企業が独占的な地位を占めている場合でも、市場への参入が完全に自由な状態であれば、先行(独占)企業は常に潜在的な競争にさらされている(少しでも超過利潤を得ようとするれば新規企業の参入によって需要を奪われてしまう)と考えられるため、限界費用＝価格、すなわち完全競争均衡と同じ水準に価格が設定される、と主張するものである。これは、独占禁止法と参入奨励政策に代表される伝統的な競争政策の有効性に疑問を投げかけたものであり、コンテストナブルな市場が成立していればそのような政府の介入はむしろ資源の効率的な配分を歪める不必要なものである、とされる。

しかし、スティグリッツ(Stiglitz, 1987)によれば、市場において新しい企業が参入する際に、サンクコスト¹⁶がわずかでも存在していれば、上記のようなコンテストナブルな市場は成立せず、先行企業が独占レントを得る状態が継続する。

なぜならば、ある企業が独占利潤を得ている市場において、新規参入企業がより低い価格で市場に参入したとしても、参入に必要な費用がサンクされてしまう場合、その費用を回収しおわる前に先行企業に追隨的な価格行動をとられてしまえば、結局新規参入企業の総利潤はマイナスになってしまう。このように、先行企業に追隨的な行動を取られる恐れがある場合には、それが参入に対する「脅し」になるため、新規企業の参入は起こらず、独占状態が持続することになる。

このようにスティグリッツは、ごくわずかなサンクコストが存在してもそれが参入障壁として働き、コンテストナブルな市場は成立しない事を主張しているが、こういった効果はサンクコストの規模が大きなものであればあるほど強まることは言うまでもない。すなわち、「情報」活動が大きなウェイトを占め、そのためにサンクコストが大きい競争市場においては、独占企業の地位は非常に強力で、持続性の高いものであると考えられる。またそれゆえに、そういった独占的な地位を獲得するための

¹⁵ コンテストナブルな市場に関する議論については、奥野・鈴木(1988)がわかりやすい整理を行っている。

¹⁶ サンクコストは、投資された後に市場においては回収が不可能になるようなコストのことである。「埋没費用」とも

「事前的な」競争が非常に激しいものになることが予想されるのである。

しかし、このような独占的な地位を得るための競争は、一般に次のような性格を有しているものと考えられる。

第一に、こういった競争は、新古典派経済学で通常想定されているような、価格競争ではなく、いわば「時間を通じた競争」¹⁷といったものになるであろう。既に述べたように、企業は一旦独占的な地位を確保してしまえば、そこからかなりの期間にわたって独占レントを得ることが可能になるために、他の企業よりも一刻も早く独自の情報を収集したり技術を開発して、そのような地位を確保することが必要となるからである。このため、特に新しく開拓されたり新規の需要が見込まれる市場においては、短期間のうちに多くの情報費用や、研究開発コストがつき込まれることになる。

次に、そのような競争は、いくつかの点で社会的厚生への損失をもたらすものとかがえられる。まず、独占的地位の獲得をめぐる、という競争の性格上、勝者は一企業（あるいは少数の企業）に限られる上、競争に費やされた情報費用や研究開発費用はその大部分がサunkコストであると考えられるために、競争に敗れた企業がかけたコストは社会的に無駄なものになってしまう可能性が高い。

さらには、そういった「時間を通じた競争」においては、競争過程において企業の利潤は限りなくゼロに近づくものの、それは情報活動など競争にかかる費用が増大するためであって、価格低下を通じて消費者の厚生を向上させることはない。すなわち「時間を通じた競争」に費やされる費用の多くは社会的厚生への向上をもたらさないのである。

また、こういった独占的な地位の確保を目的とするために、企業の技術選択行為に歪みをもたらされる可能性がある。すなわち、一旦獲得された独占的地位が容易には覆されないように、企業はできるだけサunkコストの大きい生産技術を選ぼうとする傾向がある。具体的には、「ブランドイメージ」を確立するために多額の広告費を投じたり、大きな固定費用を投入してその費用をサunkさせる、といった戦略を用いる、といったことが考えられる。

しかし、こうした戦略の結果選択される技術は、必ずしも生産効率の点からみて望ましいものではない可能性がある。

こうした、「完全市場」の想定とはかけ離れた競争市場の性質は、研究開発や技術革新の市場においては広く認められた現象であり、したがってこういった「知識の市場」では、必ずしも市場競争のみでは効率的な資源配分は達成されず、政府によるライセンス供与、研究開発活動への補助金の供出など、なんらかの政府による介入が必要とされ、場合によっては「過当競争」を防ぐための競争規制さえ正当化されることが、主流派の経済学の内部においても議論されている¹⁸。

しかし、取引における「情報」の重要性をより普遍的なものにとらえるならば、以上述べてきたような市場競争の性質は研究開発の市場にとどまらないより一般的な財やサービスの市場においても

呼ばれる。

¹⁷ 「時間を通じた競争」の概念については、伊藤他(1988)参照。

あてはまるものと考えられる。そして、市場競争一般についてこのような性質が当てはまると考える、すなわち市場競争のイメージとしてワルラス型の機械的な市場ではなく「商人」的な市場をイメージしている点において、スティグリッツの立場は主流派のアプローチと明確に異なっているのである。

そのような市場競争の性質が最も典型的に現れる(研究開発の市場以外の)ケースとして考えられるのが、金融市場、それも途上国の金融市場であろう。

金融市場、特に貸出市場を特徴づけているのは、既に本章の前の節において述べてきたように、金融機関の情報処理能力に大きく依存した極めて関係特殊的な(それゆえにサンクコストの大きな)相対的な取引だからであり、また工業化のための技術導入過程にあり、投資活動の不確実性の大きな途上国においては、そういった金融機関の情報収集活動の重要性は一層大きなものになると考えられるからである。

このような途上国の金融市場の現実に対して、これまで述べてきた競争市場の特性に関する分析を踏まえて、望ましい政府介入のあり方を政策パッケージの形で提示したのが、ヘルマン=マードック=スティグリッツの「金融抑制」の理論である(Hellman=Murdock=Stiglitz, 1997)。

「金融抑圧」とは、政府の金融市場への適度な介入を通じて金融部門と生産部門にレントを発生させ¹⁹、その獲得をインセンティブとして「仕切られた競争」が行われるよう誘導することを目的とした一連の政策パッケージである。

ここでいう「適切な介入」とは、政府が自らレントの取得者とならず、その結果として財政収支の健全化が維持され、実質金利が正の水準に保たれる、といった内容のものを意味する。彼らは、この点において、「金融抑制(Financial Restrain)」は「金融抑圧(Financial Repression)」とは明確に区別される、としている。

民間部門にレントを創出するための政策手段としては、

- a. 預金金利を競争均衡水準より低く設定する
- b. 金融部門のレントを維持するため、競争を規制する
- c. いくつかの異なった部門において貸出金利規制を行う

といったものがあげられる。

このうち、金融部門へのレント創出行為は、銀行が追加的な預金を引き付ける場合に得られるレントを創出することによって、銀行に新しい預金の源を探求する動機を与える(支店の開設、新規預金者の獲得など)ものであり、金融部門の安定性を高め、質の高い金融機関を発展させるインセンティブを高めるために行われるとされる。

そのための具体的な手段としては、

1. 銀行の「フランチャイズ価値」の保証

¹⁸ 代表的なものとして伊藤他(1988)があげられる。

¹⁹ レントとは、その供給が制限されているような生産要素によって生み出される利潤のことを指す。そのようなレントの典型的なものとしてあげられるのが、地代である。しかしここでは、政策的な要因によって、ある特定の経済主体が得ることのできる経済的な余剰のことをレントとして取り扱っている。

2. 預金収集を通じた金融深化の促進(農村などでの支店開設の援助)
3. 期間変換政策の実施
4. 銀行間競争の制限
5. 資産代替効果を抑える政策の実施

などといったものがあげられる。

さらに、生産部門へのレント創出行為は、貸出金利規制などによって企業に対する貸出金利を低下させることによって、事業・投資のリスクを低減させ、エージェンシー費用を低下させることを目的とするものである。また、このような貸出し金利の抑制を行うことにより、将来のキャッシュフローに対する割引率を引き下げ、より長期的収益性をもたらすような、「学習」に対する投資を促進するといった長期的な効果も期待される。

こういった一連の政策パッケージが、既に述べたようなスティグリッツによる競争市場の性質に関する考察を背景にしていることは言うまでもないだろう。また、政策の具体的な内容については、日本など東アジア諸国の経験に大きく影響される形で考案されたものであると思われる。

しかしながら、スティグリッツは政府介入によって民間部門にレントを発生させることの重要性を説いているものの、ある特定の地域においてどの程度、どのくらいの期間そういった介入を行えばよいのかについては具体的な議論を行っていない。むしろ、経済が成熟するに連れてそういった政府による規制は緩和されるべきものであることを見とめているように、その点に関する彼らの態度は非常に慎重なものであると見てよいだろう。経済発展のどのような段階までそのような介入が行われるか、を判断することには大きな困難が伴うからである。

むしろ、認識すべきなのは、ある経済において望ましい介入のあり方を判断するためには、その経済に固有な要因を考慮することが必要だ、ということであると思われる。次節ではこの問題を論じることにする。

第六節 経済発展と所得再配分問題

これまで何度か、望ましい経済発展戦略のありかたを考える上で、ある経済に固有の政治経済学的要素を考慮することが重要であるということを述べてきた。ここでは、その具体的な内容として、さしあたり所得分配の問題と、その経済パフォーマンスに及ぼす影響について取り上げることしたい。

そもそも、新古典派経済学の伝統的な議論においては、経済主体間の所得分配の初期条件は、市場競争における資源配分の効率性に対しては影響を与えない、すなわち所得分配と経済効率性の問題は全く別の問題として切り離して考えるといういわゆる「分離命題」が前提とされていた。

このような「分離命題」は、新古典派経済学の規範的な拠り所となっている「厚生経済学の第二定理」、すなわち、資産分布の初期状態に対して一括的な税・補助金政策を用いて適当な状態に再配分しておけば、後は市場均衡によって社会公正の面からも望ましい資源配分がパレート最適解として実現される、という命題から直接的に導き出されたものである。

しかし、スティグリッツは、経済主体間の情報の非対称性を前提とした場合には、「厚生経済学の第二定理」(以下、「第二定理」)およびそこから導き出された「分離命題」がもはや成立しなくなるということを理論的に示している(Stiglitz, 1994)。

そのスティグリッツによる「第二定理」批判のロジックは、次のようなものである。

まず、「第二定理」における、政府が「価格の歪みを伴わない」いわゆる一括税によって公正面において望ましい初期賦存状態を実現することができる、という仮定は、実際の経済における政府の情報集能力の限界性を考えた場合には著しく非現実的である。そのような「最適な」一括税の課税を行うためには、理論上、政府は全ての経済主体について、その所得水準並びに効用水準に関する情報までも正確に把握していることが必要とされるからである。

また、経済主体間の情報の非対称性から生じる、インセンティブの問題を考慮した場合には、資源の初期賦存状態と市場による資源配分の効率性は密接に結びついてくることになる。例えば、現実の資本主義経済においては、生産手段の所有と労働の分離(地主と小作農、資本家と労働者など)という現象が一般的である。こういった所有と労働が分離した状況のもとでは、生産手段を持たない労働者の側に常にサボリの誘因が生じるため、それを防ぐために生産手段の所有者は労働者に対してモニタリングを行ったり、あるいは適当なインセンティブを与える必要があるが、そういった行為には一般に非常に大きなコストを要する。こういった経済においては、初期の資源賦存状態の変化がインセンティブ問題およびそれによって生じるコストを変化させることを通じて、結果的に市場を通じた資源配分の効率性にも影響を与える、と考えられるのである。

スティグリッツはさらに、情報の非対称性を前提とした場合、内部補助、生産・効用関数の非凸性、市場の外部性、などが発生するため、市場を通じた資源配分には常に歪みが発生し、パレート効率的な資源配分は達成されないことを指摘している。こういった議論からも、政府が経済の初期状態によって資源をいかに再分配するか、ということが、実現される経済パフォーマンスに対して大きな影響を与えることが主張されるのである。

以上のスティグリッツによる「第二定理」の批判は、あくまでも経済理論の内部での議論であり、ここでは望ましい所得配分のあり方について、政府による一括税と、市場を通じた配分、という新古典派の伝統にしたがったやり方では不十分であるということは示されたものの、具体的にどのような客観的な基準にしたがって再配分を行うのがよいのか、ということは明確にされていない。それを考えるにあたっては、所得分配の問題がある経済に与える社会的・政治的な影響について考慮する必要がある。

R. ベイツ(Bates, 1988)は、サブサハラ・アフリカ諸国を主な研究対象としながら、それらの諸国では政府によって「歪んだ」資源配分政策が広く行われるのはなぜか、ということに一貫した説明を与えるために、それらの国々について政府の行動分析を行った。

その結果、政府の行動原理を「社会的厚生関数(公共利益)の極大化」、あるいは「特定の利益集団の政治的要求の実現」としてとらえるという従来の見解では、サブサハラ・アフリカ諸国における政府の経済介入の実態を説明することはできず、それに代わって、「農民に対する政治的

な支配を確保し、政権を維持するための努力」として、一連の政府の行動は理解することができる」と主張した。すなわち、ある地域に固有の社会的・政治的状況を所与として、その条件のもとで政府が現政権を維持することを第一の目標として行動した結果、サブサハラ・アフリカ諸国のように「経済的には合理的ではないが、政治的には合理的な」経済への介入が行われる可能性があるのである²⁰。

寺西(1995)は、こうしたベイツによる途上国の政府の行動原理に関する分析を援用しながら、ある途上国がおかれた所得分配や政治的対立など固有の政治経済学的状況が、部門間資源移転の問題を通じて、その地域の経済パフォーマンスに大きな影響を与えるということを主張している。

一般に、途上国の工業化の過程においては、工業部門における資本蓄積のために必要な資金が、農業に代表される非工業部門から、金融機関を通じた市場メカニズム、あるいは財政的配分などの非市場的メカニズムのいずれかを通じて移転される必要があるが、金融市場が未発達な状態にある途上国では、往々にして後者の方法によって工業部門への資源移転が行われる。しかしそれと同時に、農民層の不满や社会的不安の拡大や、あるいは農村の疲弊と食料生産の低下といった状況を防ぐために、工業化によって得られた社会的な余剰が、政府を通じて非工業部門に「還元」される必要がある。

この際に、政府を通じて行われる非工業部門に対する資源移転(「還元」)が、「分割可能な形態」で行われるか、「分割不可能な形態」で行われか、ということが、経済パフォーマンスにとって決定的な重要性を持つことになる。

工業部門から、農業部門を代表とする非工業部門への「分割不可能な形態」の資源移転としては、農業へのインフラ投資があげられる。これに対して、「分割可能な形態」の資源移転としては、輸入投入財あるいは特定プロジェクトへの補助金、政策金融の割当て、などが考えられる。

東アジア諸国においては、農業に対する間接的な課税は、主に農業へのインフラ投資という分割不可能な資源移転を通じて相殺されたのに対して、ラテンアメリカ、及びサブサハラアフリカ諸国においては、特定のグループに対する補助金や、信用割当といった分割可能な資源移転の手段が多用された。それは、社会的な階層性と大きな所得格差の問題を抱えていたり(ラテン・アメリカ)、あるいは、政治的に無関心な土地無し農民が大多数を占めており、政権の維持には特定の民族集団や宗教セクトなどの支持を得ることが必要となる(サブサハラ・アフリカ)といった、各地域に固有の政治経済学的要件と密接な関係がある。すなわち、こういった所与の条件のもとで、これらの諸国の政府は、より政治的影響力の強い大土地所有層など特定の階層、政治グループへの分割可能な資源を行い、自らの政権基盤の維持を図るという構図が存在した。

しかし、このような分割可能な資源配分政策の多用は、経済効率性を伴わないレント・シーキング活動を誘発したほか、農村の疲弊と、都市インフォーマルセクターへの労働力流入を広範にもた

²⁰ ベイツの分析について、詳しくは、第5章参照。

らした。その結果社会は不安定化し、その対策としての政府支出が増大、海外からの借入れによってそれをファイナンスするという構造が定着し、累積債務問題の深刻化をもたらした、というのが寺西の主張である。

以上のようなベイツ・寺西の分析が意味していることは二つにまとめられよう。

一つは、階層性や、土地所有の分布形態といった、ある経済の社会・政治的な初期条件が政府の部門間資源移転政策のパターンに影響を与えうること。

二つ目には、そのような資源移転政策のパターンの違いが、レント・シーキング行動を誘発する度合いを変化させ、結果として経済パフォーマンスに影響を与えるということ。

以上の考察より、所得分配という政治経済学的な要因は、経済パフォーマンスに対しても大きな影響力を持つのであり、したがって政府は、工業化の過程において所得の平等化、あるいは部門間の発展バランスに留意することで、社会的なコストを低下させ、経済パフォーマンスを向上させることができる、というインプリケーションが導き出される。

寺西の研究は、途上国のクロスセクションの実証分析によって裏付けられた説得力の高いものであり、また、「特定の地域の経済においてどのような政府介入が望ましいのか」という問題を考える上でも大きな指針を与えるものといえよう。

まとめ

以上、開発金融論に関する様々な既存の研究について検討を行ってきたが、その中で、実際の中国の金融システムを分析するにあたって有効だと思われる理論的枠組みと、その主な主張について再確認しておくことにしよう。筆者は、中国に限らず、途上国の金融発展を考える上では、次の三つの点が特に重要だと考えている。

第一に強調しておきたいのが、銀行など金融機関の信用仲介能力、特に「審査能力」といわれる、金融機関が企業などに対し融資を行う際に必要とされる情報処理能力の蓄積の重要性である。金融市場、特に金融機関が企業に対し貸出を行う貸出市場は、新古典派の経済理論で通常想定されているような、ワルラス型の完全競争市場とは全く異質な「相対型取引」の性格を持っており、そこでは取引関係の文脈にそった「関係特殊的な」情報処理能力が必要になってくると考えられるからである。

第二に、途上国の金融システムの発展段階における、政府による適度の介入の重要性である。第一の点で述べた「審査能力」に代表される金融機関の情報処理能力は、一般に、習得・蓄積されるまでにかかなり長い時間がかかり、なおかつ実際の経済活動の中で試行錯誤の結果技術が習得されていく(learn-by-doing,あるいはlean-by-leaning)という性格を持つ。このような技術の蓄積が行われるためには、一定程度競争を制限し、金融機関のレント獲得の機会が保証される必要があり、そのために適度な政府による介入が必要とされるのである。

第三に、所得再分配問題に代表される各地域に固有の政治経済学的要因の重要性である。先

ほど、途上国における金融システムの発展の際には「適度の政府介入」が必要であると述べたが、実際にはどのような政府介入が「適切」なものであるのかを判断することは非常に難しい。そこで階級対立、あるいは部門間の経済格差といった、個々の地域に固有な政治経済学的な要因を十分に考慮した上で望ましい政府介入のあり方を探ることが非常に重要になってくると思われるからである。

ただし、実際に中国の金融システムの問題を論じるにあたっては、当然のことながら、これらの点に加えて、中国に特有のいくつかの制度的な特性に注目する必要がある。次章ではそういった中国に固有の条件を十分に踏まえながら、改革開放以降における中国の金融システムに関するさまざまな特徴を、上記の枠組みに沿って整理していくことにしたい。

第二章 中国の金融システムの特徴

はじめに

ここで、第一章において展開した、発展途上国の金融発展を論ずるにあたっての筆者の立場を再確認しておこう。それは、端的に言えば、発展途上国においては制度としての「市場」が極めて未成熟な段階にある、ということを前提とした上で、その金融市場の問題を扱う際には、

1. 「審査能力」に代表される金融仲介機関の「商人」的機能
2. 途上国の金融発展における、適度の政府介入
3. 「適度」な政府介入の実行可能性における、その地域固有の政治経済学的な問題の存在

の、三点を重視することを主張する、というものである。こういった観点に立った上で、改革開放期の中国の金融システムを分析対象とした場合、それはどのような特徴と、問題点を持っていると考えられるのか。また、それらの特徴は中国の経済発展のパフォーマンスとどのように結びついていたのか。本章では、改革開放以降における中国の金融システムに関するさまざまな側面を、上記のような問題意識に立って整理していく。

ただし、中国の金融部門の、制度的な変化の経緯については、すでいくつかの文献により整理がなされているので、ここでは制度面に関する記述は最小限にとどめ、中国の金融システムの特徴を、マクロ的な資金循環メカニズムの側面(第一節)、およびミクロ的な経済主体の行動の側面(第二節)に注目して整理していくことにする。

第一節 マクロ的な資金循環メカニズムについて

改革開放期中国のマクロ的な資金循環のメカニズムは、一言で言えば、「高度の金融機関への資金動員と、低度の市場分配メカニズム」によって特徴づけられるものと思われる¹。

「高度の金融機関への資金動員」とは、経済の黒字主体の金融機関への預金水準が高く、結果としてGDPに対するマネーサプライの比率(マーシャルの k)などが高い値を示している、ということを目指す。さらに、「低位の市場分配メカニズム」とは、金融機関に動員された国内資金の効率的な分配が行われるための、短期あるいは長期の金融市場が十分に発達していないことを指す。

具体的な議論に入る前に、まず表1によって、改革開放以降の中国の主なマクロ経済指標の動きを確認しておこう。この図表において示されているように、GDPの高い成長率にも増してM2は急激な伸びを記録しており、その結果M2の対GDP比、すなわちマーシャルの k も大きく上昇していることが見て取れる。また、表2は、東アジア諸国における一人当たりGNPとマーシャルの k の値を中

¹ 改革開放以降の中国のマクロ的な金融システムを、低インフレによる成長を実現したとして肯定的に捉えたものとしては、マッキノン(McKinnon, 1994)があげられる。しかし、近年では、中国の国内・国外を問わず、その後進性、低効率性を指摘する研究が多くなっている。

国の数字と比較したものである。中国は一人当たりGNPの水準では東アジア諸国の中で最低水準でありながら、マーシャルのkの値は日本に次いで高く、国内金融資産の蓄積に関しては非常に高い水準にあることがわかる。

前章でも述べたように、金融市場には「審査能力」が必要とされる相対的な本源的信用供与の市場、金融仲介機関への「信認」により支えられた銀行貨幣(間接的証券)の市場、投機的なストック市場、という三つの側面がある。しかし、一般に発展途上国においては、そのいずれの側面においても、市場が未発達な状態にあり、その結果として、金融機関への資金動員も低位のままにとどまっていることが多い。

表1 中国のマクロ経済指標

Year	M0 (億元)	M1 (億元)	M2 (億元)	GDP (億元)	小売物価 指数	M2/GDP
1978	21.20	94.85	115.91	362.41	0.7	0.32
1979	26.77	117.71	145.81	403.82	2.0	0.36
1980	34.62	144.34	184.29	451.78	6.0	0.41
1981	39.63	171.08	223.45	486.24	2.4	0.46
1982	43.91	191.44	258.98	529.47	1.9	0.49
1983	52.98	218.25	307.50	593.45	1.5	0.52
1984	79.98	293.16	414.63	717.10	2.8	0.58
1985	98.78	334.09	519.89	896.44	8.8	0.58
1986	121.84	423.22	672.10	1020.22	6.0	0.66
1987	145.45	571.46	834.97	1196.25	7.3	0.70
1988	213.40	695.05	1009.96	1492.83	18.5	0.68
1989	234.40	734.71	1194.96	1690.92	17.8	0.71
1990	264.44	879.32	1529.37	1854.79	2.1	0.82
1991	317.78	1086.66	1934.99	2161.78	2.9	0.90
1992	433.60	1501.57	2540.22	2663.81	5.4	0.95
1993	586.47	1869.49	3487.98	3463.44	13.2	1.01
1994	728.86	2054.07	4692.35	4675.94	21.7	1.00
1995	788.53	2398.70	6075.05	5847.81	14.8	1.04
1996	880.20	2851.50	7609.46	6788.46	6.1	1.12
1997	1017.76	3482.60	9099.53	7477.24	0.8	1.22

出所:『中国統計年鑑』、『中国金融年鑑』各年版

表 2 東アジア諸国のマクロ経済指標(95年)

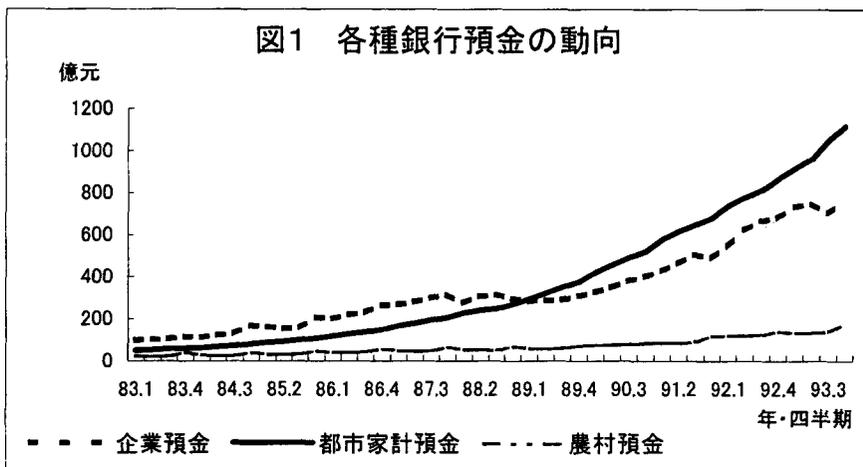
	1人当たりGNP (ドル)	M2(対GNP%)
中国	620	92.4
韓国	9,700	40.9
マレーシア	3,890	85.0
フィリピン	1,050	45.4
シンガポール	26,730	82.6
タイ	2,740	74.0
日本	39,640	112.7

出所： 世界銀行『世界開発報告』1997年度版

中国においても、後述するように、貸出市場、資本市場における市場の分配メカニズムに関しては極めて低位の発達水準にとどまっていたと考えられるが、にもかかわらず、経済の黒字主体(特に家計)による資金動員という面においては、他の途上国には見られないような高いパフォーマンスを記録したという点が極めて特徴的である。こういった一見矛盾していると思われる現象は、どのようにその原因が説明され、あるいはこれからの経済発展戦略上どのようなインプリケーションを持っていると考えられるであろうか。以下、いくつかの側面からこの点について詳しく見ていくことにする。

a. 金融機関への資金動員の成功と、国有専門銀行の圧倒的な地位

中国が、80年代、90年代を通じて、他の途上国では見られないような金融機関への国内資産動員の成功を実現したことは、既に述べた通りである。さらに、銀行預金の内訳を示した図1をみれば、その中でも特に都市家計預金が群を抜いて高い伸びを示していることがわかる。この事実を、単に家計の貯蓄率が高いだけではなく、その大部分が金融機関を通じた間接証券の形で保有されている、ということを示している。



出所：『中国金融年鑑』各年版

重要なのは、このような家計貯蓄の金融機関への動員が、どのような要因によってもたらされたのか、ということである。表3を見れば、80年代から90年代を通じて、中国の預金金利水準が決して十分に高いものではなかったことが理解できよう。にもかかわらず、なぜこのような高度の資金動員に成功することができたのだろうか。

このような中国の好調な資金動員パフォーマンスを説明するための、家計のミクロ的な行動の分析に関しては次節で扱うとして、ここでは主にマクロ的な制度上の要因について考えることにしよう。

この点に関しては、金融部門において国有専門銀行が占めている圧倒的な地位について触れないわけにはいかない。そのような国有銀行の圧倒的な地位を示すものとしては、まず金融資産全体に占めるその割合の大きさがあげられる(図2参照)。また、表4からも、中国の金融部門が他の東アジア諸国の数字と比べてもより多くの部分を国有セクターに依存していることがみてとれるであろう。90年代に入り、いくつかの中規模の商業銀行が相次いで設立されてはいるが、その全体に占める割合は、まだ限定的なものにとどまっている²。

表3 中国の金利体系(%)

Year	小売物価 指数	預金金利		貸出金利	
		名目	実質	名目	実質
1979	2.0	3.96	1.96	4.32	2.32
1980	6.0	5.40	-0.60	4.32	-1.68
1981	2.4	5.40	3.00	4.32	1.92
1982	1.9	5.76	3.86	5.76	3.86
1983	1.5	5.76	4.17	5.76	4.17
1984	2.8	5.76	2.96	7.92	5.12
1985	8.8	6.84	-1.96	10.80	2.00
1986	6.0	7.20	1.20	10.80	4.80
1987	7.3	7.20	-0.10	10.80	3.50
1988	18.5	8.64	-9.86	10.80	-7.70
1989	17.8	11.34	-6.46	10.80	-7.00
1990	2.1	8.64	6.54	10.80	8.70
1991	2.9	7.56	4.66	9.00	6.10
1992	5.4	7.56	2.16	9.00	4.60
1993	13.2	10.98	-2.22	12.24	-0.96
1994	21.7	10.98	-10.62	12.24	-9.46
1995	14.8	10.98	-3.82	13.50	-1.30

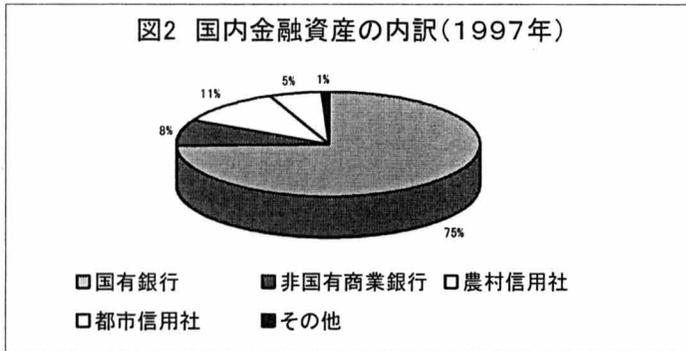
※預金金利は、一年物定期金利。

貸出金利は、1-3年、基本建設貸出金利。

数字は いずれも年末の値である。

出所： 謝(1996)

² しかし、今後の WTO 加盟を前にした、金融機関の株式会社化の動きの中で、専門銀行以外の商業銀行が重要な役割を担っていくことは考えられる。詳しくは終章参照。



出所: 『中国金融年鑑』1998年度版。

表4 各国の金融資産内訳(1998年)(%)

	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	台湾
国営銀行	-	36.9	12.0	-	12.9	-	3.4	33.1
開発銀行, 地方銀行	-	2.2	8.9	0.6	3.1	-	9.2	9.5
民間市中銀行	89.3	46.6	33.1	59.0	-	75.4	64.6	13.6
専門銀行	-	-	-	5.4	43.5	16.0	-	7.3
その他貯蓄・金融機関	2.7	9.4	37.9	29.5	14.1	-	21.0	20.4
郵便貯金	-	-	0.8	0.9	-	-	-	11.7
保険会社	3.5	4.9	7.5	4.5	3.5	8.6	1.8	4.4

出所: 白井(1999)

表5 国有銀行の店舗数

	合計	中国人民銀行	中国工商銀行	中国農業銀行	中国銀行	中国建設銀行
総店舗数	156,144	2,440	41,990	63,676	15,251	32,787
総行(本店)	6	2	1	1	1	1
省級分行(支店)	154	31	30	31	31	31
副省級分行	73	15	13	16	14	15
地区(市)級分行	1,630	318	376	319	303	314
県級分行	9,799	1,985	1,940	2,448	1,495	1,931
都市部事務所	8,515	6	1,971	1,179	1,661	3,698
営業部	1,379	-	394	563	-	422
営業所	49,490	-	6,889	33,096	3,981	5,524
貯蓄所	79,137	-	27,309	25,350	7,765	18,713
その他	5,961	83	3,067	673	-	2,138

出所: 『中国統計年鑑』1998年度版

表 6 各金融機関の店舗数と職員数(1997年)

	店舗数	職員数
国有銀行	158,395	1799,932
非国有商業銀行	4,675	95,537
農村信用社	50,513	650,122
都市信用社	3,716	135,569
合計	217,299	2681,160

出所: 『中国統計年鑑』1998年度版

表 7 東アジア諸国の金融機関店舗数

	店舗数	人口/店舗
インドネシア(88年)	8,070	21.8
フィリピン(87年)	3,547	16.2
タイ(87年)	4,445	12.1
韓国(89年)	7,676	5.5
台湾(89年)	3,621	5.6

※人口/店舗は、1店舗当り1000人。

出所: 寺西(1991)57ページ

また、国有專業銀行は、資産面だけではなく、機構面から見ても圧倒的な地位を占めている。表5は、中国人民銀行を含む各国有銀行の支店数を表したものであり、また表6は、国内のその他の金融機関も含めた店舗数と職員数を示したものである。これらの数字を、表7に示された他の東アジア諸国における金融機関の店舗数と比べてみると、表の数字が10年前のものであることを差し引いたとしても、中国における金融機関の店舗数がいかに多いかがわかるであろう。

特に、表5に見られるように、中央銀行である中国人民銀行が、県レベル以上の全ての地方行政単位に一つずつ支店を設けている³ことは、後述する中国のマクロコントロールのあり方と結びついた、非常に特徴的な現象だといえることができる。また、これらの支店は、ほぼ行政単位に応じて設置されているが、このことは、国有專業銀行自体が一種の準公共セクターとしての性質を持つことを示しているといえよう。

しかしまた同時にこのような支店・職員数の多さが、常識的にはほとんど「過剰投資」としか言いようのないものであり、結果として国有銀行の「商業化」にとって大きな足かせとなっていることも事実である。このため、近年の金融改革においても、このような金融機関の支店のリストラが当面の課題とされている⁴。

³ ただし、このような中国人民銀行のマクロ金融コントロールのシステムについては、近年大きな改革が加えられようとしている。詳しくは終章参照。

以上みてきたようなことは、金融システムに対する影響力という点に関して次のような二つの重要な意味を持っているものと考えられる。一つは、既に述べたように、経済効率を度外視した支店の設置によって、他の途上国では困難な預金の動員を行うことができたこと、すなわち、一方ではその効率性の悪さが指摘される国有専門銀行の支店の積極的な開設が、金融システムに対する社会的な「信認」を確保するという点ではむしろプラスに働き、その結果高度の資金動員をもたらすことができたと考えられることである。

また二つ目には、そのような国有銀行の地方支店が、地方政府と強く結びつき、いわば「第二の財政資金」を提供する資金源として機能した⁴ということである。こういった「国有銀行の地方化」ともいふべき現象が、後述するような中国の金融市場の地域分断化と、中国人民銀行による特異なマクロ・コントロールのあり方をもたらしたと考えられる。

さらに、このような国内における資金動員の成功を反映する現象として、中国の一貫した海外負債への依存度の低さもあげることができる。

一般に、途上国が経済発展を行うにあたっては、工業化のための資金を政府・民間を通じた海外からの資金の流入に大きく依存することが多い。表8は、東アジアの短期対外債務残高を示したものであるが、他の東アジア諸国の数字と比べて、中国の短期対外債務のGDP比は著しく低いものとなっている。

表8 東アジア各国の短期対外債務(1995年-96年)

	中国	韓国	マレーシア	フィリピン	インドネシア	タイ
対外債務残高(億ドル)	1288		398	412	1290	908
対GDP比(%)	17		52	51	64	56
短期対外債務残高(億ドル)	115	532	83	72	228	444
対GDP比(%)	1.5	11.3	8.8	9.2	10.5	25.3

出所：白井(1999)、世界銀行(2000)

表9 固定資産投資(全国)の資金源泉(%)

	国家予算	国内借入れ	海外資金	自己資金	その他
1981	28.1	12.7	3.8	55.4	
1985	16.0	20.1	3.6	60.3	
1990	8.7	19.6	6.3	52.4	13.1
1995	3.0	20.5	11.2	53.2	13.8

出所：『中国統計年鑑』98年版

⁴ 謝平(1999)、柯隆(1998)など参照。

⁵ 楼主編(1998)30ページ参照。

また、表9に示されたように、固定資産の資金源に占める外資からの借入の割合も、90年代後半まで10%以下と、低いレベルにとどまっている。これは、改革開放期の中国が、一貫して外資に対する国内金融市場の開放に慎重だったことと同時に、これまで見てきたような国内金融システムへの「信認」を背景にした国内資金の動員を中心とした経済発展を行ってきたことを示すものである。このような対外債務の依存度の低さおよび海外金融資本からの国内金融市場の隔絶が、中国の経済発展の過程における債務危機や金融危機のリスクを低いものにしてきたことは間違いない、といえよう。

b. マネーマーケットおよび資本市場を通じた資金配分メカニズム

さて、先の項で述べたのは、金融機関への資金動員の成功、といういわば中国のマクロ的な資金循環メカニズムに関する正の側面についてであった。しかしながら、そのように金融機関に動員された資金が市場メカニズムを通じた資金の効率的な配分と結びついてきたか、という点必ずしもそうではない。むしろ改革開放期の中国の市場メカニズムを通じた資金配分のメカニズムは、非常に低位の発展段階にあったと考えられる。以下ではそういったマクロ的な資金循環における市場メカニズムの発達に関するさまざまな問題点を見ていくことにする。

まずは、短期の資金市場、すなわちマネーマーケットの発達状況を検討していこう。中央銀行におけるマクロコントロールの実施など、金融システムのスムーズな運行のために、金融機関が短期的な資金の貸借を行うマネー・マーケットの存在は非常に重要である。ここでは、その中でも特に重要なコール市場と手形市場を取り扱うことにしよう。

まず、コール市場の発達についてであるが、中国におけるコール市場の実態について述べる前に指摘しておかなければならないことがある。いうまでもなく、コール市場とは、銀行など金融機関の短期資金の過不足を互いに融通する市場のことを指す。しかし、中国の、特に国有銀行の地方支店は、人民銀行の地方支店からの管理を強く受けるなど地方の独立性が強く、また、同一行内でも地方(支店)間の資金調節メカニズムはそれほど機能していない状況にある。したがって、中国のコール市場は、「銀行間の資金の融通」というよりも、「地方間における資金の融通の場」という性格が強いということに注意しておく必要がある。

さて、中国において銀行間のコール取引が開始されたのは、1984年に人民銀行の「信貸資金管理試行弁法」により、各専門銀行支店間のコール市場を開く方針が出されたことにさかのぼる。ついで86年1月には「銀行管理暫行条例」が施行され、コール市場をめぐるいくつかの規定が成文化され、上海、武漢などの都市で試験的に取引が始められた。

このような制度的な整備を背景に、80年代後半よりコール資金の取引は活発していった。しかしその一方で、望ましくない取引に関する規制や法的処置が十分に整備されていなかったため、例えばコール市場において取引された資金が、不動産や有価証券への投資資金として流用されるなど、マクロ的な金融コントロールの「抜け道」として用いられるケースがしばしば生じた。コール取引の初期段階においては、このような「乱脈取引」が横行し、健全な取引はなかなか行われなかった。

総じてこの時期のコール取引は、上記のような現象が見られたことからわかるように、手形決済に伴う短期資金過不足の調整というよりは、金融市場の地域間分断性から生じた、地域間の大きな資金需給のアンバランスを反映した、規制外の「ヤミ資金市場」としての役割を果たしていたといえよう。このことを反映して、この時期には、コール金利の上限規制が存在したにもかかわらず、一部の地域でこれを大幅に上回る違反取引が行われたのである⁶。

こういった状況の改善がはかられ、全国で統一的なコール市場の成立を見たのが、1996年1月であった。しかし、この全国統一コール市場も、次のような点で、それまで持っていたような地域分断性が完全に解消されているとはいえないものであった。

96年に発足した全国コール市場は、一級市場と二級市場の二段階構成となっており、一級市場には、全国レベルの商業銀行の本店と、各省、自治区、直轄市、及び計画単列市レベルの融資センターが参加する。この「融資センター」とは、中国人民銀行のマクロ金融政策に基づき、所在地の各金融機関間のコール取引を仲介する、各地方における短期資金調節メカニズムの文字どおり「中心」になる機関である⁷。

このようにして、一級市場を通じて各地方間で配分された資金が、その下位にある二級市場で取引されることになる。ここでは、所在地域内の非国有商業銀行、証券会社、投資信託会社、保険会社などのノンバンク、都市、農村信用合作社などが、参加し、資金の貸借を行う。

このようにして、全国レベルの市場ができたとはいっても、その実状は地域間の資金の割当といった性格を強く残しており、やはり地域間の分断性を強く残したものであるといえよう。

次に手形市場の発達について述べよう。もともと、決済システムの整備、すなわち手形市場の整備はインターバンク市場の発展、さらには中央銀行による、市場を通じた金融のマクロコントロールの実施と切り離せない関係にある、非常に重要なものである。

しかし中国では、計画経済時代からのなごりにより、企業間の取引決済は国有專業銀行の決められた口座を通じた決済方式(托収承付方式・ソ連型決済システム)により行われていたため、そもそも商人間の信認に裏付けられた多角的な手形決済は永らく存在していなかった(樊=岡, 1998)。

改革開放以降、85年に商業手形の発行が再開されるなど、様々な形態(銀行手形、商業手形、銀行振出小切手、etc. .)での手形決済が行われるようになったが、手形取引に関する法律が整備されるには、90年代後半になるまで待たなければならなかった⁸。また、こういった制度面での整備は、必ずしも企業間取引における手形決済の全面的な増加をもたらさず、市場化の仮定においては、むしろ現金通貨の使用が好まれる、という現象が生じた(第三章参照)。

また、李=何(1999)によれば、現在においても、企業間の手形取引の規模は十分に大きくない

⁶ 龔見(1995)など参照。ちなみに、80年代におけるコール金利の上限は、6%であった。

⁷ 融資中心は人民銀行の地方支店との関わりが非常に強く、違法な取引の温床となっていたことが指摘されているが、98年にその活動を停止した。李=何(1999)、樊=岡(1998)など参照。

⁸ この決済システムは、1988年に廃止された。

⁹ 「票據法(手形法)」が施行されたのが、1996年である。李=何(1999)。

ことが指摘されている。例えば、1995年の段階で、中国の手形市場における取引高は1400億元ほどであり、また商業銀行による手形割引に対する貸出額は149億元で、全商業銀行貸出の約0.3%を占めるにしかすぎない。また、現代中国を代表する8つの大型企業に対して、企業間取引における商業手形の普及状況に関する調査を行った結果、これら企業における平均の手形決済の普及率は、56.35%という結果が得られている(上掲書 59 ページ)。当然のことながら、この比率は中小企業の企業間取引においてはさらに減少するものと思われる。

龚=戴(2000)は、現在までのところ、中国の手形市場には、・手形の発行額には偏りがあり、その結果特に商業手形などに関して流通市場が十分に機能していない、・手形の流通間に関する地域間の分断性などの結果、その需給にアンバランスが生じている、・企業を中心とする経済主体に健全な手形取引を発展しようとする意欲が乏しい¹⁰、などの問題点が存在することを指摘している。

次に、長期の資本市場をめぐる状況について、株式市場を中心に述べていくことにしよう。

中国における証券取引は、90年に上海、および91年に深圳にそれぞれ証券取引所が開設されたことに始まる。その後、表10にも示されているように、株式発行の時価総額は年々大きな伸びを記録している。

表 10 株式市場の資本金総額(億ドル)

	1992	1994	1995	1996
中国	18,255	43,521	42,055	113,755
韓国	107,448	191,778	181,955	138,817
マレーシア	94,004	199,276	222,729	307,179
フィリピン	13,794	55,519	58,859	80,649
シンガポール	48,818	134,516	148,004	150,215
タイ	58,259	131,479	141,507	99,828
インドネシア	12,038	47,241	66,585	91,016
香港	172,106	269,508	303,705	449,381
台湾	101,124	247,325	187,206	273,608

出所： 白井(1999)

しかし、90年代半ばまでは、資産総額では銀行預金が圧倒的なシェアを占めており、これらの証券が占めるシェアはわずかなレベルにとどまっていた。また、他の東アジア諸国と比べても、その経済規模からすれば、資本市場の発展段階はかなり低い水準にあった(表10参照)。96年頃から、資産総額に占める株式の比率は大きく増加しているが、依然として国家株や従業員持ち株など、市場流通が禁止されているものが全体の約半分を占めていることを考えれば、全体的な株式市場

¹⁰ 彼らは、企業間の債務の付け回しである「三角債」の存在はそのことを象徴する現象であると捉えている。

の発展水準はまだかなり低いといわざるをないであろう。実際、経済の黒字主体である家計の資産保有形態を見ると、株式などの証券の比率は 90 年代後半においても、まだ数%にしか過ぎない(唐, 1999)。

次に企業の資金調達的面から株式発行を中心とした直接金融の状況をみてみよう。周知のように、改革・開放以降中国の固定資産投資の資金調達はその構成を大きく変化させており、国家財政による資金調達の比率が大きく減少したのに対し、その分銀行からの借入れ、自己調達資金によるものが増加している(表9参照)。このうち、自己調達資金とは、株式発行などの直接金融によるものに加え、93 年まで「予算外資金¹¹⁾」の一つの項目になっていた、国有企業の自己留保利潤が含まれている。

表9 固定資産投資(全国)の資金源泉(%)

	国家予算	国内借入れ	海外資金	自己資金	その他
1981	28.1	12.7	3.8	55.4	
1985	16.0	20.1	3.6	60.3	
1990	8.7	19.6	6.3	52.4	13.1
1995	3.0	20.5	11.2	53.2	13.8

出所: 『中国統計年鑑』98 年版

※81年, 85年の数字は, 「自己資金」と「その他」を合わせたものである。

表11 間接金融の比率(%)

	資金フロー	企業金融
1992	83.2	96.89
1993	92.2	97.07
1994	85	97.8
1995	82.8	98.87
1996	84.8	98.58
1997	71.9	98.45

※「資金フロー」の数字は、毎年の資金フロー表における金融取引に占める間接金融の比率を示したものである。

※「企業金融」の数字は、企業に対する金融機関貸付残高=A、社債および株式(A株)=Bとした時の、 $A/(A+B)$ の値である。

出所: 唐(1999), 『中国統計年鑑』各年版

しかしながら、企業金融のうち、直接金融によるものと間接金融によるものの割合を示した表11に

よれば、97年の段階で以前として銀行を中心とした間接金融の比率がフローで約70%、また残高では約98%という圧倒的なシェアを保っていることがわかる。そうすると、先に示した「自己調達資金」による固定資産投資額のうち、株式発行などによる直接金融を通じた資金調達部分はわずかなものでしかなく、大部分は93年まで「予算外資金」として計上されていた自己留保資金による投資であると考えられる。このようなことから、企業の資金調達手段としての株式発行は、いまだ中心的な役割を担うにいたっていないといえるであろう¹²。

また、株式の発行・流通に関しても完全に市場原理が働いているわけでない。例えば、株式の発行額には中央政府の証券主管部門によって上限が設けられ、その枠の中で各地方・部門に配分されるという割当て方式が取られている。このため、株価の発行価格が合理的に定められておらずリスクと収益性の間に相関が存在しないこと、あるいは、株式発行額の割当て制が政治的な腐敗の温床となりやすいこと、また株価の動向自体がしばしば政府の意図によって大きく左右されることなど、さまざまな問題点が指摘されている(李=何, 1999)。

以上みてきたような、企業の資金調達源としてわずかなシェアしか占めず、またその流通に関しても政府の動向によって大きく左右されるという状況のもとでは、株式市場は現在までのところ、企業経営の規律づけという点ではほとんどその機能を果たしていないものと思われる。このため、株式市場に上場している企業に関しても、依然として国有企業体質を残しており、赤字を続けて出しても倒産させられないなどの問題点を抱えていることが指摘されている。

いずれにせよ、中国において、資金の効率的な分配を行い、企業経営に十分な規律づけを与えるという株式市場本来の目的が達成されるのはまだこれからの課題であるといえよう。

c. 特異なマクロ金融コントロールのあり方

さて、これまでみてきたように、改革開放期の中国のマクロ的な資金循環メカニズムは、「高度の金融機関への資金動員と、低度の市場分配メカニズム」とのアンバランス、によって特徴づけられる。以下ではこのようなアンバランスなメカニズムのもとで行われてきた、中央銀行を通じたマクロ金融コントロールのあり方について論じる。

中国のマクロ的な金融政策の特異性を端的に表しているのが、その高い預金準備率であろう。中国の法定準備金の水準は、98年2月に8%に引き下げられるまで、80年代後半から90年代を通して10-13%に設定されており、先進諸国に比べてかなり高いものであった¹³が、現実にはこの上さらに10%を越える超額準備金が増えられており、実質的な預金準備率は常に20%以上を記録していた(表12参照)。

さらに特徴的なのは、近年まで、法定準備金にも10%近い(9.8%)の預金金利がつけられてい

¹¹ 予算外資金に関する制度と、中国の経済発展に果たした意義に関しては、第5章参照。

¹² 社債は、株式よりも一層市場規模が小さく、またその発行に関しても株式以上に様々な制限が設けられている。

¹³ 謝(1996) 戴(1999)、など参照。

たことである¹⁴。この金利水準は、さすがに同時期における公定歩合の水準は下回っていたものの、金利体系全体から見れば決して低いものではなかった。

表 12 中央銀行準備と預金総額の比率(億元, %)

	法定準備金 (A)	超額準備金 (B)	預金総額(C)	(A)/(C)	(A+B)/(C)
1987	670.2	527.5	6895.2	9.72	17.37
1988	841.4	508.8	7965.6	10.56	16.95
1989	1041.7	812.1	9605.6	10.84	19.30
1990	1390.6	1414.6	12649.3	10.99	22.18
1991	1809.8	2031.5	16172.1	11.19	23.75
1992	2335.4	1631.2	21066.1	11.09	18.83
1993	2884.6	2656.5	29015.1	9.94	19.10
1994	3961.2	3507.1	39634.9	9.99	18.84
1995	5246.5	4426	52865.2	9.92	18.30
1996	7612.4	6742.5	67292.9	11.31	21.33
1997	9248.7	6866.2	80817.7	11.44	19.94

出所：『中国金融年鑑』各年版，謝(1996)

公開市場操作によるマクロ・コントロールの実施が困難な途上国においては、一般的に準備率操作がコントロールの手段として多用される傾向があり、その結果として準備金の水準も先進国に比べて高くなるのが指摘されているが¹⁵、中国において法定準備金率がこのような高い水準に設定されているのは、そのような金融のマクロコントロールのみを目的として生じた現象ではない。法定準備金に上述のような高水準の金利をつけることは、金融機関に対して高い預金準備率を課していることとは明らかに矛盾するからである。

つまり、このような政策がとられているということは、中国においては、預金準備制度が、単なるマクロコントロールの手段というよりも、準備金をいったん中央銀行に集中させて特定の地域、または産業に中央銀行再貸出を通じた信用割当を行う、という、より積極的な資金再配分政策の手段としての性格を持っていたものと理解される。

つまり、名目上の預金準備率はあくまでも全国で均一に設定されており、地域間で異なった値をとる、ということこそないものの(戴主編, 1997)、実際には、中央銀行からの再貸し出しの比率に相当のばらつきを設けることによってネットの準備率に相当の格差が生じているものと考えられる。中央銀行である中国人民銀行は、そういったネットの預金準備率の操作を通じて地域間の資金の割当を行っていると考えられるのである。

¹⁴ 金融機関の法定準備金に対してつけられる金利は、96年1月まで9.18%であったが、その後度重なる金利引下げによって、99年には2.07%にまで引き下げられている。また、それと平行して、それまで13%であった法定準備率は、98年3月に8%に、99年11月には6%にまで引き下げられている。終章参照。

¹⁵ 奥田ほか(1998)202ページ参照。

このように中国人民銀行がマクロ金融コントロールの手段として上記のような特殊な預金準備制度に頼らなければならなかったのは、端的に言って金利メカニズムを通じたマクロコントロールが著しく困難だったからである。

金利メカニズムが十分に働かない要因としては、国債流通市場など、中央銀行が公開市場操作を行うために利用する政策手段の発達が遅れていること、および、企業の投資行為が金利に対して感応的ではないこと¹⁶、があげられるであろう。こういった状況のもとで、金利水準は、中央銀行の裁量的な信用割当の余地を残すために、あるいは金融システムの安全性を確保するために、常に低めに設定されていた。そして、こうした人為的な低金利政策と密接に結びつく形で、中国人民銀行を中心とする数量規制と信用割当のパッケージによる金融のマクロコントロールが行われていた。

より具体的には、後述する信貸管理メカニズムによって、地域間で独立した預金一貸し出しの数量規制が行われ、地域間の資金過不足は中央銀行の再貸し出しの割当によって調整する、というメカニズムが形作られてきた。しかしこうした低金利、数量規制、信用割当という一連の政策パッケージは、金融部門が大きなボトルネックとなる経済過熱の発生をしばしば引き起こすことにもなったのである。以下ではこのようなメカニズムについてより詳しくみていくことにする。

d. 金融部門の地域間発展格差と、金融市場の地域分断性

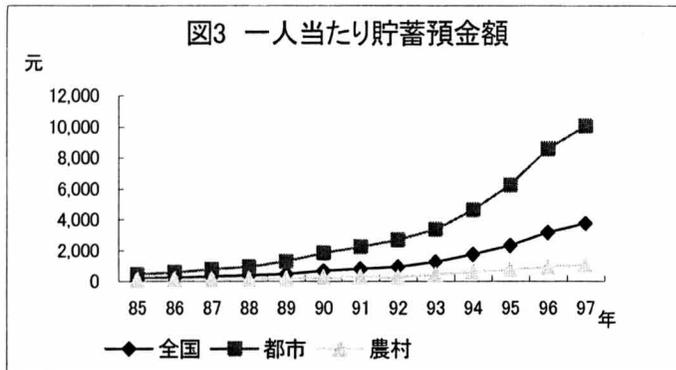
これまで、いくつかの点にわたって改革開放期中国のマクロ的な資金循環メカニズムと金融政策の特徴について述べてきたが、それらの特徴にとって非常に重要な背景として存在するのが、ここから述べようとする金融部門の地域間発展格差と、金融市場の地域分断性の問題である。

まず、金融部門の地域間発展格差についてであるが、ここで「発展格差」というとき、金融資産の蓄積、および金融部門への動員のレベルに格差がある、という問題と、効率的な資金分配を行うための市場メカニズムの発達に格差がある、という二つの意味がこめられている。

まず、国内資産の金融機関への動員のレベルについてその地域格差をみておこう。すでに、改革開放期の中国においては、GDPにたいするマネーサプライの比率(マーシャルの k)が高い伸びを記録していたり、家計部門の貯蓄が大きく成長してきたことを述べたが、しかしそれらの数字は、地域間および農村一都市間における大きな格差を伴ったものであった。

まず、下の図表により、農村一都市間の、金融機関への資金動員に関する格差の状況を確認しておくことにしよう。

¹⁶ 第二節の、企業の行動分析の項参照。



出所：『改革開放 17 年の中国地区經濟』

表 13 都市／農村貯蓄預金總額(億元)

	全国	都市	農村
1978	210.6	154.9	55.7
1979	281.0	202.6	78.4
1980	399.5	282.5	117.0
1981	523.7	354.1	169.9
1982	675.4	447.3	228.1
1983	892.5	572.6	319.9
1984	1214.7	776.6	438.1
1985	1622.6	1057.8	564.8
1986	2238.5	1472.4	766.1
1987	3073.3	2067.6	1005.7
1988	3801.5	2659.2	1142.3
1989	5146.9	3734.8	1412.1
1990	7334.3	5492.7	1841.6
1991	9107.0	6790.3	2316.7
1992	10545.4	8678.1	1867.3
1993	14763.8	11187.6	3576.2
1994	20660.5	15844.5	4816.0
1995	28136.6	21941.0	6195.6

出所：『改革開放 17 年の中国地区經濟』

『中国金融年鑑』各年版

表 14 都市・農村一人当たり貯蓄預金額(元)

	全国	都市	農村
1985	153.22	423.12	69.90
1986	208.23	557.73	94.46
1987	281.18	746.43	121.76
1988	342.48	926.55	138.63
1989	456.69	1266.13	169.72
1990	641.67	1818.78	218.98
1991	786.44	2226.33	271.59
1992	899.78	2678.43	220.20
1993	1245.89	3349.58	419.74
1994	1723.00	4619.39	563.27
1995	2323.42	6233.24	721.26
1996	3147.12	8569.50	887.80
1997	3744.32	10039.89	1054.53

出所：『改革開放 17 年の中国地区経済』

『中国金融年鑑』各年版

表 15 預金／現金比率(都市・農村家計部門)

	都市	農村
1979	4.55	0.49
1980	5.07	0.56
1981	5.72	0.68
1982	6.68	0.81
1983	7.55	0.92
1984	6.72	0.87
1985	6.90	0.95
1986	7.96	1.06
1987	9.41	1.17
1988	7.57	0.93

出所：『改革開放 17 年の中国地区経済』

厉主編(1992)

これらの図表から、一人あたり預金額で見ると、都市は農村の約10倍、しかもその差は年々拡大していることがわかる。同時に、預金—現金比率にも大きな格差があることが注目される。つまり、農村—都市間では、一人当たり現金保有額ではそれほど差がないのに、金融機関への預金の動員状況に関しては非常に大きな格差が存在しているのである。

次に、地域間の格差についても見ておこう。農村—都市間の格差ほどではないが、全国を東部・中部・西部の三地域に分けた上での一人あたり預金額の比較でも、経済の発達した沿海部(東部)

と内陸の中・西部とでは、やはり二倍以上の開きがあることがわかる。

表 16 地域別の一人当たり銀行預金(元)

	1980	1985	1990	1995
東部	269.79	559.13	1456.61	5178.59
中部	125.87	266.05	682.27	2050.37
西部	136.72	276.80	671.79	1993.43

出所：『改革開放17年の中国地区経済』

農村部、あるいは内陸部の一人当たり預金の伸びが低い理由としては、もともと所得水準が低い、道路の普及度が低く、金融機関へのアクセスが悪い、近代的な金融システムへの信頼度が低い、など様々なものが考えられるが、これらはいずれも地理的・自然条件的な初期条件に関わっているため、その是正を行うことは非常に困難である。また、こうした金融機関への資金動員の未熟さは当然の事ながらそれらの地域の市場を通じた資金配分メカニズムもまた未熟であることを意味する。

このような、金融部門の地域間での大きな発展格差に対応する形で形成されたのが、以下述べるような「信貸管理政策」と呼ばれる、計画性および地域(省)内での強い完結性をもつ資金分配のメカニズムであった。

「信貸管理政策」には、80年から84年まで実施された「差額請負方式」と、85年から実施された「実存実貸方式」の二つの方式があるが、ここでは後者の「実存実貸方式」をとりあげることにする。その地域間の資金配分のメカニズムは、およそ次のようなものであった¹⁷。

まず、各地域(省)の前年度の預金額と貸出額の実績に基づいて、各專業銀行の地方支店が作成したその年度の信貸計画を、專業銀行の本店を通じて人民銀行本店が審査、批准し、その計画にもとづいて各地方の預金一貸出差額の上限が定められる。また、人民銀行からの借入れについては、人民銀行本店の計画に基づいて、各專業銀行が各地域に貸出額の割当を行う、とされた。

マクロ的な資金分配においてこのような方法をとるばあい、当然のことながら各地域の經濟發展度、および經濟パフォーマンスの違いによって各省の間で預貸差額に大きな格差が生じることが予想されるが、それに対して、既に見てきたようなネットの人民銀行再貸し出し額の多少による調節が行われたわけである。

またその際、基本建設投資などの、いくつかの投資計画、および人民銀行からの借入れなどについては計画に従うように比較的厳しく指導がなされるが、それ以外の流動資金貸し付けなどについては、各省の預金額を計画よりも多く集めることができれば原則として自由に増加させてもよい、とされた。つまり、各地方が預金額を拡大すればそれだけ貸し出しを増やすことができる、という形で、各地方の「預金獲得インセンティブ」を引き出すことが図られたのであった。

¹⁷ 信貸管理政策について、詳しくは、周(1993)、柯(1996)、戴主編(1997)など参照。

しかし現実には、貸し出し計画の実施において人民銀行地方支店の裁量権が大きかったために、当初の計画を超えた貸し出しが行われることが多く、これがマネーサプライの供給過剰をもたらし、80年代から90年代前半を通じたインフレ圧力の存在につながったことが指摘されている。

このように、「実存実貸制」に代表される信貸管理政策においては、各地方の銀行に預金獲得のインセンティブが与えられたものの、預金が不足しており恒常的に人民銀行からの貸し出しに頼らなければならない地域は、そもそもそのようなインセンティブを有しておらず、むしろ資金動員面における格差を固定化させる効果を持っていた、という問題点を抱えていた。また、このような中央銀行の裁量的な資金配分に依存するシステムのもとでは、地域間の資金循環メカニズムがなかなか発展しなかった。

実際、こういったマクロ的な資金循環メカニズムに強く存在する地域分断性のために、改革開放期を通じて各地域の金融システムの発展格差は解消されず、むしろそれが所得格差などの全体的な経済格差の拡大要因となる、という現象がみられたのである。このような金融部門の地域間発展格差がインフレに代表されるマクロ経済面での現象に与えた影響については、第三章において詳しく論じる。

第2節 金融システムのミクロ的側面

前節ではマクロ的な資金循環メカニズムの点から改革開放期における中国の金融システムの特徴を概観してきたが、本節では、経済の黒字主体である家計、経済の赤字主体である企業、そして金融仲介機関といった、ミクロ的な各経済主体の行動から中国の金融システムの特徴を考えてみる。

a. 家計の預金行動について

まず、経済の黒字主体である家計の行動分析から始めることにしたい。ここで注意しておかなければならないのは、農村部と都市部とでは家計の貯蓄行動のパターンは大きく異なるという点である。すでに何度となく、家計貯蓄の金融機関への動員の成功が中国の経済発展を支える大きな要因の一つであったことを指摘してきたが、そのような金融機関への預金動員の担い手となったのはあくまでも都市部の家計であった。それに対し、農村部における金融機関への預金動員は、農村全体でみても、また一人当たりの預金残高でみても、都市部の水準を大きく下回る結果になっている(表12, 13参照)。これは、農村部における家計の貯蓄率が低いというより、貯蓄のうち現金保有など金融機関を通さない形で保有される部分が多いことを意味しているものと考えられる。

以下では都市部の家計に焦点を絞って、なぜ改革開放期において家計預金の金融機関への動員がスムーズに行われたのか、ということを考えていく。

都市部家計の貯蓄行動に関しては、すでに多くの研究がなされている。ここでは、樊(1992)、唐(1998)、チエン(Qian, 1988)などの先行研究に依拠しながら、家計の貯蓄行動をめぐるいくつか

の論点を整理しておくことにしたい。

まず、80年代後半に比較的盛んに論じられた「強制貯蓄」をめぐる議論を概観しておくことにしよう。これは、80年代には行って急速に上昇した都市家計の貯蓄率が本当に家計の自発的で合理的な行動によってもたらされたものかどうかを問題にするものである。

フェルテンシュタインら(Feltenstein=Ha, 1991 など)によって主張された「強制貯蓄仮説」のロジックは次のようなものである。

長らく計画経済体制をとっていた中国では、様々な財の価格が需給均衡水準よりも低めの水準に固定されてきた。従って、人々の貨幣所得が上昇し需要が拡大しても、それに見合うだけの供給が行われず、財市場は常に供給不足の状態に置かれることになる。このような状態のもとでは、人々は買いたくても買うことのできるものが存在しないため、貨幣所得の大部分を貯蓄することになる。このように、改革開放以降みられた都市家計の貯蓄率の上昇は、財市場における不均衡を反映した「みせかけ」のものであるとこの説は主張する。

これに対して、チエン、および樊は、都市家計の高い貯蓄率は改革開放期の中国における社会構造の大きな変動に対して人々が適応的に行動した結果として説明できるという「自発的貯蓄説」を唱えている。

これら二つの立場の対立は、第三章で述べるようなインフレーションの発生原因、あるいはそれに対する金融政策的なインプリケーションに関する立場の相違にそのまま反映されている。そして、第三章においても詳しく述べる通り、80年代後半には一定の説得力を持った「強制貯蓄仮説」は、ほとんど全ての消費財価格が自由化された90年代においても高い貯蓄率が持続したことによって、急速にその説得力を失っていった。

家計貯蓄が金利に対して感応的かどうか、という点も、家計が「自発的かつ合理的な」行動の結果貯蓄を行っているかどうかを判断する上で一つの大きな根拠となりうる。この点を実証する試みとして、説明変数に実質利率を加えた都市家計の貯蓄関数の推定が何人かの研究者によって行われている。例えば、謝(1993)、吉竹(1995)、シュー(Xu, 1999)は、家計貯蓄が実質利率に対し充分感応的であることを主張している。また、唐(1998)は、実質利率が貯蓄関数の説明変数として充分有意に働いていることを認めながらも、貯蓄率と実質利率の間には明確な相関関係がないことを指摘している。

しかし金融機関への家計預金の動員による経済発展への貢献、という問題意識からは、貯蓄率よりも金融機関への預金総額が実質利子の変動という経済的要因にどれだけ感応的か、ということの方が重要であると思われる。この点で、中国の都市家計が実質金利という市場経済のシグナルに対しかなり敏感に反応しつつ資産保有形態を決定していることはほぼ確かな事実と言ってよさそうである。唐の指摘は、むしろ後述するように貯蓄率に表される家計の貯蓄(消費)行動が、利子率以外の社会的要因によっても大きく規定されていることを示すものとしてとらえるべきであろう。

以上のことから、家計の貯蓄行動がかなりの程度家計の自発的な行動の結果として説明できると結論づけてよいだろう。そのような前提のもとで、家計の行動ををいかなる理論的なフレームワーク

のもとでより合理的に捉える事ができるのか、ということを実証的に明らかにしようとする試みもいくつかなされている。例えば、チエン(Qian, 1988)は、家計の貯蓄行動を説明する理論的枠組みとして、絶対所得仮説、恒常所得仮説、ライフ・サイクル仮説、ストック調整仮説などをとりあげ、家計貯蓄を集計したデータを用いてそれぞれの仮説の妥当性を検証している。

しかし、これらのいわば既に充分成熟した市場経済における家計の貯蓄行動を説明するための理論的フレームワークを経済構造自体が大きな転換期にある中国の現実に対して当てはめることにそれほど意義があるとは思われない。むしろ、次にみるように、貯蓄率の上昇と計画経済から市場経済への移行期にあるという中国経済がおかれている状況の特殊性とを結びつけた議論をする方が生産的であろう。

唐は、特に 90 年代における貯蓄率の上昇を説明する仮説として、「高度経済成長率仮説」と「市場経済移行仮説」の二つをあげ、前者は、90 年代に入って都市住民の実質所得成長率が低下したにもかかわらず貯蓄率は伸びる傾向にあることから説得力を持たないとし、後者の仮説を支持している。そして、都市住民の貯蓄率を上昇させた市場経済移行期に特有の要因として、①旧社会主義福利制度の解体、市場型の社会保障制度の未確立、②住宅制度改革による住宅需要の高まり、③予備貯蓄動機の増大、の三点をあげている。

これらはいずれも、移行経済という社会の不確実性が高い状況において、各家計が貯蓄を増やして社会的な変化のリスクに備えようとしたものだ、と解釈することができ、その点でかなりの説得力を持つといえる。

ただし、これらの貯蓄行動は、無条件には金融機関への預金増加と結びつくとは限らない。これまでにも述べてきたようなこの両者が結びつくためには、金融機関に対して家計を中心とした社会的な「信認」が必要とされると考えられるからである。その「信認」の形成の根拠については、この後の金融機関の機能およびそれを補完した政府の役割の項で述べることにする。

b. 企業の取引形態と、銀行－企業関係

次に、経済の赤字主体である企業の金融面での行動はどのように特徴づけられるだろうか。ここでは、企業と銀行間の関係および、企業間の取引形態に注目して考察を行うことにしよう。

まず第一の特徴は、家計の貯蓄行動とは対照的に、企業の銀行預金・あるいは借入が、金利の変動に対してほとんど感応的ではない点である。

例えば、本台(1999)は、天津および武漢の国有企業に対するサンプル調査をもとに、銀行借入金を被説明変数に、固定資産額および実質利率を説明変数とした回帰分析を行った結果、実質利率は銀行借入金に対して有意な負の相関を持つものの、その弾力性は非常に小さい値であった。したがって、利率、すなわち資本コストの上昇が借入金に与える影響はわずかであり、資金需要の抑制要因としてはあまり作用してこなかったと指摘している。

また、シュー(Xu, 1998)は、企業の銀行預金を被説明変数に、銀行貸出額、実質利率などを説明変数に回帰分析を行った結果、実質利率は有意ではなく、企業の預金行動にほとんど影響を与えていないことを示した。

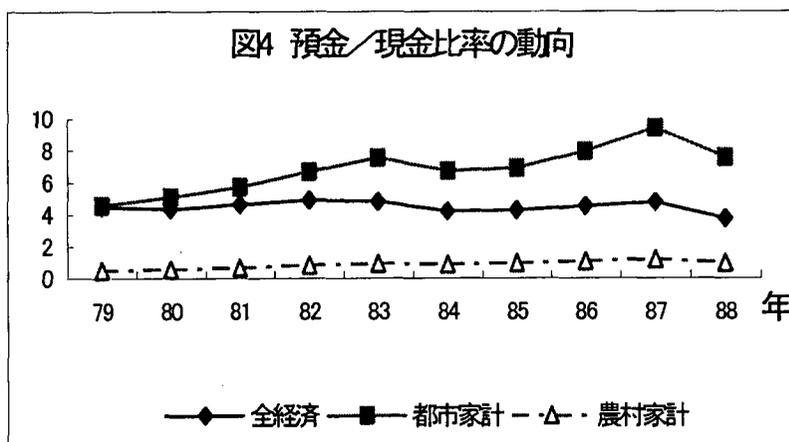
企業行動の金融的側面に関する第二の特徴は、企業間取引において手形決済の普及が進まず、むしろ現金取引への選好が見られる点である。

企業間取引において、手形決済の普及が遅れていることについては、前節において既に述べた通りである。それでは、なぜ手形決済が普及しないのだろうか。いうまでもなく、マクロ的な制度面の整備が遅れている、というのはその大きな理由の一つである。しかしそのほかにも、企業のミクロ的な行動面からの要因として、改革開放以降における取引形態の多様化の中で、銀行口座を通じた決済よりもむしろ現金取引の方が選好された、という側面をあげることができる。

企業間取引の形態については、その実態を把握することは非常に困難であり、基本的に、前節のマネーマーケットについての項で紹介したようないくつかの企業に対するアンケート調査や、個別の事例報告から推測を行う以外にない。しかしその他にも、80年代に入って企業間の取引において現金取引の割合が増加していることを間接的に示す統計的な指標はいくつか存在している。

一つには、マネーサプライ、その中でも預金通貨の季節変動が、80年代末より実体経済のそれと乖離してきたことがあげられる。このことは、投資など実体面での企業の経済活動が、銀行口座を通じて行われる割合が減少してきたことを示すものと解釈できる。これについては、第三章でより詳しく述べる。

もう一つは、企業の預金—現金比率の変化をみる事である。企業の預金—現金比率を直接に示す統計指標は存在しないが、経済全体での預金—現金比率と、家計部門におけるそれとを比較することで、それを間接的に知ることができるからである。



※数字は、現金通貨を1とした場合の金融機関預金額の比率。

出所：『改革開放17年の中国地区経済』

厉主編(1992)

図4によれば、家計の預金—現金比率が大きく上昇しているにもかかわらず、経済全体でのその比率は、それほど上昇せず、むしろ横ばい傾向にあることがわかる。これはすなわち、全体での金

融資産から家計の保有分を差し引いたうちの大部分を占める企業部門においては、むしろこの時期を通じて現金保有の割合が上昇傾向にあった、ということを示すものである。このことは、企業間取引において現金取引の選好度が高まったことの大きな根拠となりうるであろう。

改革開放の進展に伴ってこのような現象が生じたのには、経済の「市場化」の進展による経済取引の多様化の影響が非常に大きいと考えられる。このような取引主体の多様化は、当局による管理を受けない民間レベルの取引が増大することを意味する。金融システムの整備が十分でない状況の下では、これは取引に伴うリスクの軽減や時間の節約といった観点から、むしろ現金取引への選好を増大させる方向に働くことが考えられるからである。

また、こういった現象は、企業と銀行との関係を考える上でも大きな意味を持っていると考えられる。計画経済時代においては、企業間取引は全て銀行口座を通じたソ連型決済システムによって行われていたために、銀行は、口座預金の変動を通じて企業の経営状態を把握することが可能であった。しかし、取引において現金決済が広く用いられるようになれば、銀行の企業に対する影響力はそれだけ弱まると考えられる¹⁸からである。

総じて言えば、改革開放期を通じて、銀行を中心とした金融機関は、後述するように利益追求主体としての性格が弱いことともあいまって企業に対する規律づけを十分果たし得なかった。またそれだからこそ、政府の介入が企業の投資行動に対して強い影響力を行使するという結果が生まれたものと思われる。

c. 利益追求主体としての性格が弱い金融仲介機関

続いて、金融仲介機関の特徴と行動原理をみていくことにする。ここでは金融仲介機関として銀行部門、主に国有專業銀行をとりあげ、銀行以外のノンバンクなどについては、その影響力が限られているので、考察の対象外とする。

国有專業銀行に代表される中国の金融機関の特徴を一言で言うならば、利益追求主体としての客観的条件を満たしていない、ということになるだろう。銀行と政府との結びつきが強いために純粋な「商業銀行」としての性格を持っていないことはこれまでも何度となく繰り返されてきたが、ここでは、その問題を銀行部門のレント獲得可能性とそれに伴う利益追求のインセンティブという観点から¹⁹論じてみることにしたい。

中国の銀行部門が十分な利益追求のインセンティブを持っているかどうか、ということを考える上で重要な現象としては、まず前節で述べたような、経済効率性を無視した金融機関の支店の開設状況があげられる。既に述べた通り、このような支店の開設状況が、一面において国内資金の動員を行うのに効果があったことは事実であるが、同時にこれは銀行部門が、「準公共セクター」であることを示すものであり、四大国有專業銀行を利益追求主体としてみた場合、その経営効率が非常に

¹⁸ 90年代半ばにおける一連の金融改革の中で、銀行による企業経営の管理を強化するために、メインバンク制度の導入が図られている。

¹⁹ 金融機関のレント獲得可能性の重要性については、第一章で展開した、ヘルマン＝マードック＝スティグリッツの「金融抑制」についての議論を参照。

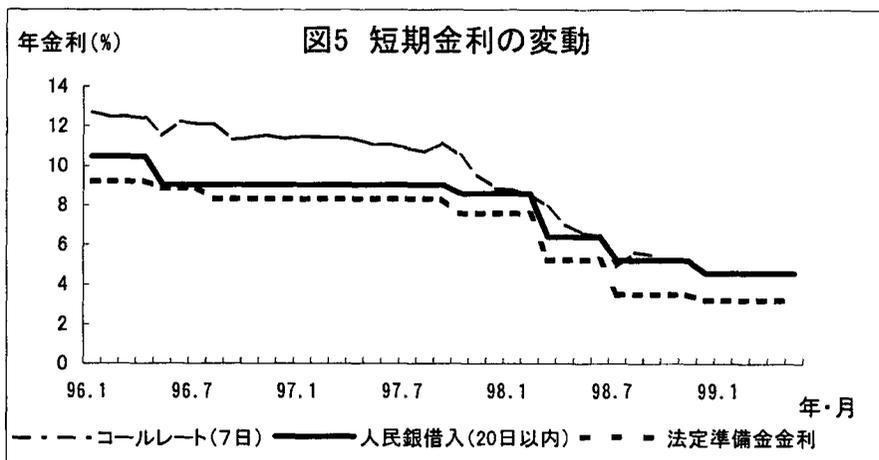
低い大きな原因になっているものと考えられる。

さらに、これも既に述べたような、市中銀行全体に対して課せられた高い預金準備率があげられる。銀行が集めた預金の20%近い部分に対し、金利をつけて中央銀行に集中させる、というシステムは、銀行の利益追求主体としてのインセンティブを損なうものであるといわざるをえない。しかも、既に指摘したように、地域間でネットの準備率が異なっている、という事実は、沿海地域の金融機関に対し実質的な課税が行われているということに等しい。

そのような、金融機関の利潤追求主体としての性格の希薄さは、金利体系に典型的に表れている。

まず、表3において示されたように、貸出金利と預金金利の利ざやが小さいことがあげられる。

また、下図は、近年のマネーマーケットにおける主な短期金利の動きを示したものである。98年まで、人民銀行の再貸出し金利はコールレートを下回る水準に設定されており、典型的な人為的低金利の状態に置かれていたことがわかる。



出所：『中国外貨・貨幣市場年鑑』98年度版、『中国人民銀行統計季報』

さらに、下表は、金融機関による各種優遇貸出金利の水準を示したものである。

表 17 各種優遇金利の動向

	1997.10.23	1998.3.25	1998.7.1	1998.12.7
穀物・綿花・油貸出	7.74	7.02	—	—
造船業貸出	7.74	7.02	6.03	—
民生部門福利工場貸出	7.2	6.48	5.49	5.04
広・深・珠高速道路貸出	7.2	6.48	5.49	5.04
老・少年・過疎・貧困地区 発展境内貸出	5.76	5.04	4.05	3.6
貧困県工業貸出	5.76	5.04	4.05	3.6
民族貿易和民族用品生産貸出	5.76	5.04	4.05	3.6
銀行系統印刷企業基本建設貸出	4.68	4.68	4.68	4.68
扶貧特別貸出	2.88	2.88	2.88	2.88
特区・開発区優遇貸出(5年以下)	2.88	2.88	2.88	2.88

出所:『中国金融年鑑』各年版。

これらの図表に示したような、80年—90年代における中国の金利体系(小さい利ざや、コール金利を上回る公定歩合、各種の優遇貸出金利の設定)は、一見、日本など東アジア諸国で広くみられた「人為的低金利政策²⁰⁾」による経済発展のケースに合致しているように見える。しかし、実際には両者の間には大きな違いが存在している。例えば戦後日本の場合、こういった優遇金利貸出は、政策形金融機関あるいは財政投融资を通じて行われたため、民間銀行はこれらの金利優遇分を負担することはなかった²¹⁾。

それに対し、政策性金融機関が存在しない状況のもとで、中国の国有專業銀行は、一方で商業的な企業貸出を行いながら、これらの優遇金利貸出に伴う費用に関してもその負担が義務づけられていた。特に、扶貧特別貸出や、特区・開発区優遇貸出などの金利は、一貫して2.88%であり、一般的な貸出金利の水準から見て非常に低いものであった。このような優遇金利による貸出に伴う金利負担は、国有業業銀行が利潤追求主体となるにはあまりに大きなハンディであったといわざるをえない²²⁾。

国有專業銀行が負わなければならなかったハンディはまだ他にもある。それは、国有銀行が主に貸出を行っていた企業、特に国有企業のデフォルト率が高かったことである。これについては、過去に実施されたいくつかの国有企業企業へのアンケート調査²³⁾により、その実態が明らかにされている。

以上、見てきたことからわかるように、中国において、銀行部門の競争レント獲得の余地は限られたものであり、したがってその利潤獲得動機は弱く、したがって経営資源としての「審査能力」の

²⁰⁾ スティグリッツらは、東アジアにおけるこのような金融政策を「金融抑圧」と名づけている。第一章参照。

²¹⁾ 寺西(1982)など参照。

²²⁾ そのような市中銀行に対する負担の軽減を目指して、94年にいくつかの政策系金融機関が設立された。しかし、その評価はまだ定まっていない。くわしくは柯(1996)、今井(1998)など。

²³⁾ 代表的なものとして、和田(1997)をあげておく。

蓄積も、一貫して低位のままにとどまっていたものと考えられるのである。

d. 政府による金融機関の機能の補完

それでは、前項でみてきたように金融機関が利益追求主体としての性格を備えておらず、また効率的な資金配分を行うために必要な「審査能力」の蓄積も十分に行われていなかったにもかかわらず、なぜ家計は金融システムを「信認」し、その結果として金融機関への預金動員が行われたのだろうか。

この問題に関する筆者の見解は、政府の金融機関への介入、あるいは政府による金融仲介機能の補完がある程度成功裏に行われたからだ、というものである。

そのもっとも典型的なケースとしてあげることができるのが、「蘇南モデル」の名で知られる、長江デルタ地域における郷・鎮営、あるいは村営の郷鎮企業の目覚ましい成功であろう。この地域の郷鎮企業の成功に関して、郷あるいは鎮といった農村の末端行政機関が大きな役割を果たしたことは既に多くの文献により指摘されている。

例えば、1990年に出版されたリン＝バイアード編(Lin=Byrd, 1990)は、世界銀行の調査チームによる郷鎮企業の発展に関する報告書であるが、同書の序論では、末端の地方政府は郷鎮企業に対し持ち株会社や投資法人のような実質的な所有権の行使主体の関係にあり、それゆえに地方政府が行政機関というよりも一つの利益追求主体として積極的な企業経営への介入²⁴を行い、それが結果として郷鎮企業の好調なパフォーマンスにつながったという見解が述べられている。

またオイ(Oi, 1992)は、80年代における郷鎮企業の成功は、末端(基層)の地方政府が企業の経営に深くコミットする、いわば企業－行政複合的な「地方政府コーポラティズム」の体制によってもたらされたとしている。

さらに、チャ＝チエン(Che=Qian, 1998)は、ゲーム理論の枠組みを用いて、改革開放期の中国のように私的所有権が法的に保護されておらず不確実性が大きい経済状態のもとでは、企業の実質的な財産権を地方政府が行使する「地方所有」の形態が、「国家所有」あるいは「私的所有」の形態に比べて、企業の財産が国家(中央政府)によって侵害されるのを防ぎ、発展のためのインフラ建設が積極的に行われるという点でより企業の発展に寄与するというを示している。

このような地方政府による郷鎮企業の経営に対する介入の中でも特に重要なのが、地方政府の企業融資による介入である。多くの郷鎮企業が工業化の初期段階にあった80年代の中国にとって、資本蓄積のための貴重な資金が効率的に行われるかどうか、ということは非常に重要な意味を持つと考えられるからである。

チエン(Qian, 1994)は、基層政府と農村信用合作社との結びつきによって郷鎮企業への融資が決定される状況に言及し、この二つの機関は国有銀行を中心とする金融システムや財政資金を通じたルーズな赤字補填を受けることができず、自己責任のもとで限られた資金の配分を行わなけれ

²⁴ より具体的には、基層政府はみずからの財政収入の増加を直接的なインセンティブとして、原材料の割当て、資金調達、販路の開拓などの点で大きく経営に関与した、とされる。第5章、終章も参照のこと。

ばならないという点でハードな予算制約に面しているとし、そのためこれらの機関による郷鎮企業への融資は効率的に行われたとしている。

また、オイ(Oi, 1998)は、山東省の雛平県での現地調査での結果を基に、地方政府が金融機関のかざられた融資枠の割当てに対し大きな権限を持つ一方で、そのような信用枠の割当てをめぐって地元の複数の郷鎮企業を競争させる、という一種のコンテストのコーディネーターとしての役割を果たし、結果として効率的な資金配分を実現したことを指摘している。

これらはいずれも、金融機関の仲介機能が未発達な状況のもとで、地域経済の状況に対し情報面での比較優位と、財政収入の多寡という直接の利害を持っている地方政府が、企業の資金調達や投資の決定など企業経営全般に積極的に介入し、そこから得られる収入を一種の競争レントとして得ることによって、金融仲介機能を補完するような働きをしていたことを指摘するものである²⁵。

しかし、問題は、このようなメカニズムが全ての地域において実現していたわけではないということである。そもそも、このような地方政府による金融仲介機能の補完に支えられた資金循環のメカニズムは、それぞれの地方政府の経営介入能力やそれぞれの地域がおかれた初期条件に大きく依存しており、その有効性は大きな地域格差を伴うものであった。実際、ここに紹介した、郷鎮企業の蘇南モデルも、山東省の雛平県の例も、沿海部の省の農村のケースである。このような資金分配メカニズムにおける地域間格差はまた、すでに述べてきたような金融市場の地域分断性と結びついて、各地域における資金の過不足という状況を生み出す。

そのような地域間の資金過不足は、最終的には中央銀行による金融的なチャネルを通じた資金再配分機能により調整されなければならなかった。その際の資源配分の歪みがマクロ経済的にどのような結果をもたらしたか、ということについては、次章における主な分析課題としたい。

²⁵ このほか、今井(2000)は、市場経済体制への過渡期にある80年代の中国において、地方政府による銀行融資の特定産業・企業への「誘導」が、低発達な資本市場の機能を補完する役割を果たしていたと指摘している。この見解は筆者のものとも共通するが、筆者は、地方政府の経済介入が「補完」したのは、資本市場の機能というよりも、あくまでも「審査能力」に代表される金融機関の信用供与の機能であったと考える。

第三章 「貨幣化」とインフレーション

はじめに

本章では、改革開放以降の中国経済の「貨幣化」をめぐる問題を分析することを通じて、金融市場の地域間分断性、および地域間経済格差の問題が、中国経済のマクロ的な資金循環メカニズムに与えた重要性を明らかにすることを目的とする。

第一節では、改革開放期の中国で見られた、国内マネーサプライの対GDP比(=マーシャルの k)の持続的かつ急激な上昇という現象をめぐる二つの対立する仮説を取り上げ、中国経済の「貨幣化」およびインフレーションをめぐる議論の整理を行う。

第二節では、改革開放期における中国のマネーと実物経済の季節変動に注目することで、改革開放以降生じた中国経済の「貨幣化」がもつ特異な性格を明らかにする。

第三節では、第二節で扱ったような中国経済の「貨幣化」がもつ特徴の中でも、特に地域間の金融発展のアンバランス、という点に特に注目し、それが80年代および90年代前半を通じてインフレ圧力をもたらす要因になっていた事を、地域間の現金通貨のフローに関する分析を通じて実証する。

第一節 中国経済の「貨幣化」をめぐる仮説

改革開放後の中国経済の金融面での急激な変化を端的に示す現象として、マネーサプライの急激な上昇があげられる。79年以降、マネーサプライ(M2)の成長率は年平均約25%を記録し、名目GDPの伸びを大きく上回っていた。このようなGDPを上回るマネーサプライの上昇は、マクロ経済指標においては、いわゆるマーシャルの k (=マネーサプライの対GDP比)の持続的な上昇として現れる。

このような中国におけるマーシャルの k の急激な上昇を説明する仮説としては、大きく分けて抑圧インフレ仮説と、「貨幣化」仮説の二つがあげられる。前者は、計画経済時代の、公式物価統計に現れない「抑圧インフレ」現象が、市場化の始まった改革開放期にもそのまま持続しており、マーシャルの k の上昇は、そのために生じた「みせかけ」のものでしかないとするものである。これは、中国経済の「市場化」の進展に対しても否定的な見解として捉えられよう。

一方、後者は、マーシャルの k の上昇は、中国経済の持続的な「貨幣経済化(あるいは、金融深化)」の結果、生じたとするものであり、抑圧インフレ仮説とは対照的に中国経済の市場化が着実に進んでいると評価する立場である。

さらに、このような急激なマネーサプライの上昇は、当然のことながら経済に対して強いインフレ圧力として働くことが考えられる。特に80年代後半から90年代前半にかけては、中国はしばしば二桁台のインフレ率を経験したため、インフレの原因をめぐる活発な論争が繰り返された。こ

これらの論争は、主にダイヤモンドプルインフレ論と、それに対する批判という形で行われた。

前者は、小宮(1989, 1996)に代表されるように、中国のインフレはマネーサプライの過剰な発行によるダイヤモンドプル・インフレの典型であり、総需要管理政策によりその抑制が可能だとするものである。

一方、中国国内の経済学者による議論には、ダイヤモンドプル・インフレ論ではあまり重視されない経済の供給面や構造上の問題点の強調が目立つ。ここでいう経済の構造的な問題とは、国有企業と非国有企業、沿海部と内陸部など、国内に存在する経済部門、地域間の不均衡な発展などを指す。つまり、経済効率が悪い部門や地域が存在するにもかかわらずそれを切り捨てることができず政府が保護措置をとっているためにインフレが拡大している、とされる。このように、総需要抑制政策のスムーズな実施を妨げる供給面での様々なボトルネックの存在に注目し、それらを個別に指摘する議論が、ダイヤモンドプルインフレ論に対抗する立場として広く見られた¹。

このようなインフレの原因をめぐる意見の対立と、すでに述べた「貨幣経済化」の評価をめぐる二つの仮説との間には密接な関係がある。すなわち、インフレが貨幣当局のマネーサプライのコントロールミスによって引き起こされるというダイヤモンド・プルインフレ論は、中国経済の市場化の成果に否定的であり、マネーサプライの増大が内生的には説明されないとする抑圧インフレ仮説と整合的である。そして、インフレの原因をマネーサプライの増大というよりも、急激な経済成長の際に生じる構造的な問題の存在に求める供給サイドを重視した議論は、マネーサプライの増大が経済の急激な貨幣化により内生的にもたらされたのだとする貨幣化仮説と整合的であると考えられる。

以上述べてきたようなことから、「貨幣化」をめぐる議論の主張と対立点を整理しておくことは非常に重要であると思われる。そこで以下では二つの仮説の主な主張とその問題点をまとめておくことにする。

抑圧インフレ(強制貯蓄)仮説²は、その起源を、計画経済＝価格統制経済下での「隠された」インフレーションの存在を論じた、シャオ(Hsiao, 1972)の議論にまでさかのぼることができる。

シャオは、価格が中央当局により統制されており、財の需給アンバランスが物価の上昇としては現れてこない経済におけるインフレ率の測定を、フィッシャーの貨幣方程式を用いた次のような簡単な方法で行った。

貨幣方程式

$$MV=PQ$$

において、通常はVが一定であるから

$$\Delta P = \Delta \frac{M}{Q}$$

¹ そのような立場の議論としては、胡春力(1995)、李晓西(1994)、林志遠(1994)、楊聖明(1994)などがあげられる。

であるが、Pが価格統制により固定されている場合には、インフレ圧力はVの低下に反映される。

$$\left(\Delta \frac{M}{Q} = \Delta \frac{1}{V}\right)$$

したがって、真実の価格上昇度を ΔP_t とすると、 $\Delta P_t = \Delta \frac{1}{V}$ 。

以上より、

$$P_t \approx (M/PQ) * P_0 \text{ (M/PQは抑圧インフレ指数, } P_0 \text{は公定物価数)}$$

のようにして「真実の価格」を求めることができるというのが、シャオの主張である³。

シャオの議論をより精緻化させて、改革開放以降における中国経済のマネーサプライの上昇やインフレーションに関して抑圧インフレ仮説に基づいた議論を行ったのが、フェルテンシュタインらの一連の研究である。

彼らによれば、中国における財の価格水準は、計画経済時代の価格統制のなごりを残して低い水準に抑さえられており、需給関係を正確に反映したものではない。財の価格が需給均衡水準よりも低いのであるから、財市場において過剰需要(物不足)が生じる。その結果、ワルラスの法則により、金融市場に過剰供給が生じる。しかし、資本市場が未発達で、貨幣以外の代替金融資産が存在しない状況の下では、貨幣市場における供給過剰、即ち強制貯蓄が生じる。

近年の中国におけるマーシャルのkの上昇は、このような財・金融市場における不均衡によって生じた「みせかけの」ものであり、実際の貨幣経済化の進展や、金融取引の増大など、いわゆる「金融深化」を反映したものではないとフェルテンシュタインらは主張している。

彼らは、この考え方に沿った実証分析をいくつか行っている。例えばフェルテンシュタイン＝ハー(Feltenstein=Ha, 1991)では⁴、中国経済における「真実の価格」 P_t は、

$$\ln P_t = \ln P_0 + \alpha \ln (M/P_0 Q)$$

のように表されるとし、そのモデルにもとづいて1980年代の中国経済における「真の価格上昇」を測定し、それが公式統計に現れたインフレ率を大きく上回るものであることを主張した。

しかし、易鋼(Yi, 1994)が指摘する通り、もっともインフレの激しい時期であった88-89年に家計の貯蓄率が減少していること、また中国において家計の貯蓄額が上昇を始めるのは改革開放後、財市場における物不足が解消され始めてからであり、それらの貯蓄の増加が「強制」されたものとは認めがたいことなどを考えると、フェルテンシュタインらのように、強制貯蓄貯蓄＝抑圧イ

² 抑圧インフレ仮説に関しては、第二章・第二節の議論も参照のこと。

³ 南部(1991)は、シャオの分析的枠組みを用いて、1980年代までの中国の「抑圧インフレ率」を求めている。

⁴ 彼らの実証分析としては、そのほかに、Feltenstein=Wijnbergen (1990) がある。

インフレ仮説を 80 年代以降の中国経済に対しても当てはめようとするのにはかなり無理があるといわざるを得ない。つまり、抑圧インフレ仮説は、マーシャルの k の上昇が抑圧インフレによってもたらされたという前提の下にたって抑圧インフレの存在を実証しようとする循環論法を用いているために、その前提自体をモデルの内部で検証することができないのである。

一方、易は、以上に述べたような抑圧インフレ仮説に対する批判を通じて、マーシャルの k の上昇は、中国経済の持続的な「貨幣経済化(あるいは、金融深化)」の結果、生じたとする貨幣化 (Monetarization) 仮説を唱えている。その基本的な考え方は次のようなものである。

まず、経済が、貨幣化された部分と、貨幣化されていない部分との二つからなるとする。

その「貨幣化された部分」の比率を λ であらわすと、

$$y = \lambda y + (1 - \lambda)y \text{ となる。 (} y \text{ は GDP)}$$

貨幣方程式は、貨幣化された部分にのみ適用されるから、

$$\frac{M}{P} = \left(\frac{1}{V}\right) \lambda yP$$

ここで、 $\left(\frac{1}{V}\right) \lambda$ が通常のマーシャルの k にあたるが、これは主に、 λ の上昇、すなわち貨幣経済化の進展によって生じたとするのが、彼の主張である。

この議論における最大の問題点は、「貨幣化」の程度を表す λ の値が、現実の経済においてどのようにして測定されるのか、ということである。特にこの仮説を計量的な手法を用いて実証しようとする時にこの点が問題となる。

この点に関して、例えば、易は、都市人口比率を、またチン (Qin, 1993) あるいはジラルディン (Girardin, 1996) は農業および工業生産物の価格比率、および工業生産に占める国有部門の比率などの指標の加重平均値を、それぞれ「貨幣化」の程度を表す説明変数として変数として加え、貨幣需要関数を推定するという試みを行っている。その結果、いずれの研究においてもこのような制度的変数を加えることでモデルの説明力は上昇するという結果が得られている⁵。

しかしながら、この貨幣化仮説にもいくつかの問題点が存在する。

一つには、貨幣化の指標の選択が恣意的なものとならざるを得ず、その実証結果の有効性に疑問が持たれる点である。例えば、上記の実証研究において λ の値として用いられた変数は、実際には貨幣化の程度を性格に反映していたため、というよりも、単にタイムトレンドを反映しているた

⁵ 中国以外の国家について、やはり何らかの制度的変数を説明変数として加え、貨幣需要関数を推定した研究としては、アメリカのケースについて Bordo=Jonung (1990)、日本のケースについて 豊田 (1990, 1993) があげられる。

めに有意な結果が導き出されただけかもしれない。もう一つの問題点は、この仮説によっては、中国の貨幣経済化が具体的にどのようなメカニズムによって生じたか、ということは依然としてブラックボックスになったままであり、きちんとした説明が与えられていない、という点である。

結論として、シュー(Xu, 1998)の指摘するように、この二つの仮説は、改革開放以降の中国におけるマーシャルの k の持続的上昇、という現象を説明する上ではいずれも大きな限界を持つものであると言わざるを得ない。したがって、この二つの仮説を超えてより議論を掘り下げるためには、これらの議論において見過ごされていたいくつかの点に注目する必要がある。

たとえば、果たして中国においてマネーの変動は実物経済の動きと連動しているのか、あるいは通常の意味で貨幣化(金融深化)と呼ばれている現象が、果たして実際に 80 年代の中国で起こったのか、といった中国における「貨幣経済化」の実態にかかわる問題点についてよりくわしく考えることが必要になってくるだろう。次節では、それらの疑問点に対し答えるために、マネーと実物経済それぞれの指標の季節変動に注目した分析を行う。

第二節 中国におけるマネーと実物経済の季節変動

実物経済とマネーとの関連については、伝統的に次の二つの考え方があり、それぞれの間で論争が繰り返されてきた⁶。まず、ベース・マネー(現金通貨+金融機関準備金)が政策当局により外生的にコントロール可能であるという仮定と、預金通貨も含めたマネーサプライがベースマネーの一定倍になるという、信用乗数理論から構成されるのが、貨幣主義(マネタリズム)の立場である。何らかの要因により政策当局によるベースマネーの供給が増えると、信用乗数倍だけマネーサプライを押し上げ、総需要の拡大をもたらし、インフレが発生する、というのが、マネタリズムのロジックによるインフレ発生メカニズムの説明である。

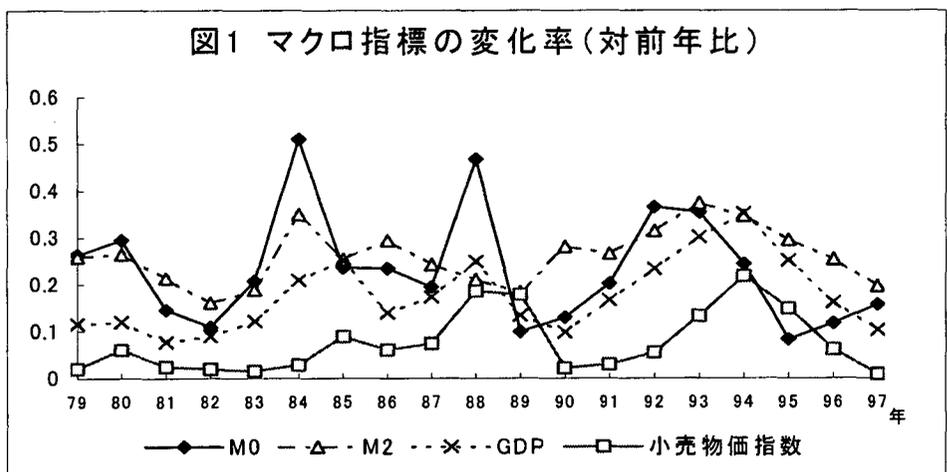
一方で、マネーサプライは実物経済の変動に受動的に動くものであり、従ってベースマネーの供給もある程度までは内生的な性格をもち、政策当局によりコントロール不可能な側面をもつといういわゆる銀行主義の立場がある。この二つの立場の対立は、要するに「貨幣が先か、インフレが先か」という古くて新しい問題をめぐるものだといってよい。

しかし、中国のように先進資本主義国とは基本的に異なったシステムを持った国家の経済を考える場合には、このようなマネーと実物経済との関連の前に、まずより根本的な問題を考える必要がある。それは、中国における「マネー」の指標として、いったいどういったものが適当であるのか、という問題である。一般的に、アメリカや日本などの先進資本主義国では、マネーの指標として現金通貨に預金通貨を加えた指標⁷が用いられている。現実のほとんどの経済取引において預金通貨が用いられていることを考えれば、これは当然だともいえる。しかし、同じように中国においても預金通貨を含むM2を主要なマネーの指標としてよいのだろうか。

⁶ 実物経済とマネーとの関連について、詳しくは吉川(1996)参照。

⁷ このうち、最も用いられることの多い指標はM2+CDである。

ここで中国の主なマクロ経済指標の動きを示した図1を注意深くみると、M2よりも現金通貨の方が物価の上昇を含めた実物経済の動きをより正確に反映した動きを示していることがわかる。例えば、高いインフレ率を示した88年および93年の経済過熱期において、現金通貨の発行量が目立った伸びを示しているのに対し、預金通貨を含めたM2はそれほどの伸びを示していない。それどころか、経済が引き締められ現金通貨の発行が抑えられた時期に比較的高い伸び率を示すなど、むしろ価格と逆方向の動きを示しているのである(つる見, 1995)。



出所; 『中国統計年鑑』、『中国金融年鑑』各年版

また、チェン(Chen, 1989)やポーツ=サントラム(Ports and Santrum, 1987)など、時系列分析を用いて中国におけるマネーと実物経済変数の因果性をテストした研究においても、現金通貨の方がより実物経済との関連が深いという、このような観察を支持する結果が出されている⁸。

以上のような分析結果は、中国におけるマネーの指標として現金通貨の方が望ましいことを意味しているのだろうか。だとすれば、その原因は何か。また、それはインフレとの関連においてどんなことを意味するのだろうか。以下では、マネーと実物経済の季節変動に注目することで、これらの疑問について考えてみたい。

経済変数の季節変動について明示的に扱った研究は数少ない。その中で、バースキー=マイロン(Barsky and Miron, 1989)あるいはマイロン(Miron, 1996)は、アメリカを中心とした各国経済のデータを用いて、季節変動という極めて短期的で規則的な変動においては、マネーが実

⁸ チェンは、「国民収入」・財政赤字・貿易赤字・物価上昇率の四つの実物経済変数と各種のマネーの指標との因果関係を、BVARモデル(ベイズアンベクトル自己回帰モデル)を用いて分析、マネーの指標として現金通貨を用いた場合に最も実物経済指標との因果性が強く見られることを示した(推定機関は1951-1985年)。また、ポーツ=サントラムにおいても似たような結果が得られている。

物経済の変動に対し完全に受動的に動いていることを明確に示した。また、吉川(1992, 1996)は、日本経済のデータを対象にして、同じような結論を導いている。以下、吉川の研究における結論を簡単に紹介する。

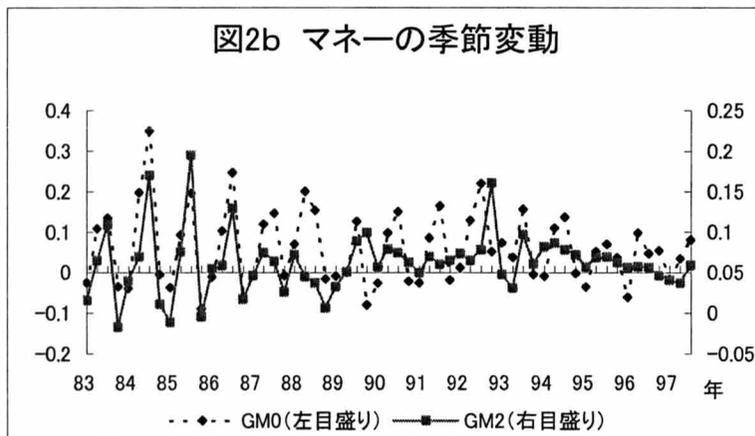
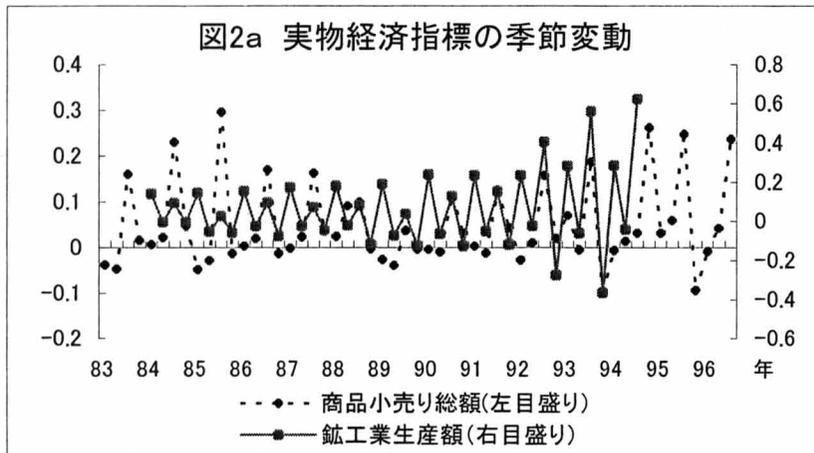
まず、現金通貨は、消費の動きを忠実になぞる形で変動している。先進資本主義国での現金通貨の流れが主に企業から家計への貸金支払い、そして家計の小売り消費という形で生じていることを考えると、これは当然であるといえる。

一方、企業による需要項目である投資は、これらの消費や現金通貨の動きとは基本的に異なった変動パターンを示している。企業の投資行動とマネーの動きとの関連はやや複雑であるが、現金通貨に預金通貨を加えたマネーサプライ(M2+CD)の動きは、この投資の変動をある程度反映したものになっている。吉川は、このようなマネーサプライの変動は実物経済の変動とそれを支える銀行貸出の増加によって引き起こされるものであり、少なくとも季節変動という短期のレベルでは、マネーは実物経済によって規定される完全な内生変数であると結論づけている。

それでは、中国の場合はどうなっているだろうか。最初に、中国のマネーサプライの指標について若干の説明を加えておく必要がある。1993年まで、中国におけるマネーサプライの統計によるM2(広義貨幣)の内容は、預金通貨のうち定期預金と要求払い預金が区別されていないなど、いくつかの点でIMFの統計に基づいたM2の内容とは若干異なっていた。1993年までの中国の統計によるM2の内容は、次のように定義されている。現金通貨+企業預金+基本建設預金+機関団体預金+都市家計預金+農村預金。ただし、預金はいずれも国家銀行預金である⁹。

それでは、実物経済とマネーの諸指標の季節変動(対前期変動率)をプロットした図2を眺めてみよう。まず、小売総額や鉱工業生産額といった実物経済の指標はいずれも第4四半期に強い伸びを示す明確な季節変動のパターンを持っているのが注目される。一方、マネーの指標に注目すると、現金通貨M0は一貫して実物経済指標と同じような季節変動を記録し続けているのに対し、預金も含めた広義のマネーの指標であるM2は、80年代後半までは同じような季節変動を記録しているものの、その後、特に88・89年頃からそのような変化のパターンを示さなくなり、一年を通じてほぼ同じような変化率を示すようになっていく。

⁹ 1993年に、統計・会計制度の改革が行われ、中国人民銀行はM2の統計としてIMFの基準に従った数字を発表するようになった。(1990年度分より入手可能。)これは、国有銀行以外の商業銀行の預金や、信用合作社預金などのデータも含んでいる点で、より広義の指標となっている。このため、1990年の前後で、M2のデータの基準には変化があり、厳密には連続性の点で問題があることを断っておきたい。しかし、季節変動のパターンに関する限り、この両者は基本的に同じ動きを示しているといえる。



出所；『中国金融』、『中国人民銀行統計季報』

※データ期間は、83年第二四半期から93年第4四半期まで。

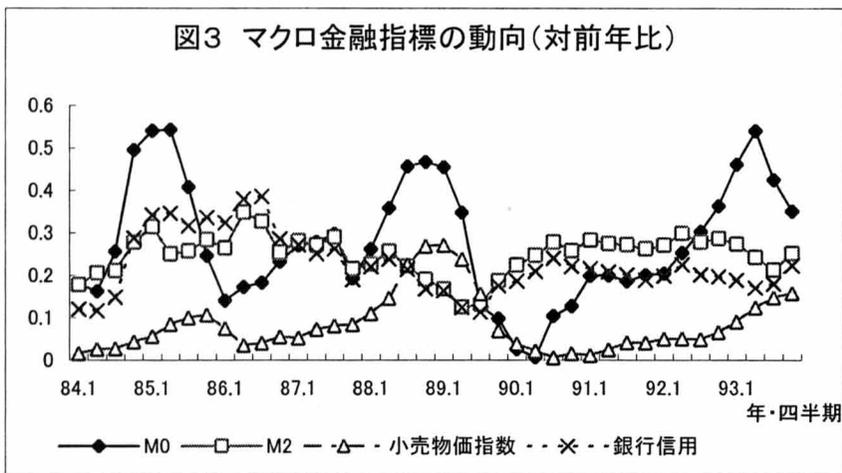
さらに、表1のような、それぞれの指標の対前月増加率を四半期ごとのダミー変数に回帰させた分析結果をみても、それ以外の変数が第4四半期をピークとする明確な季節変動のパターンを示しているのに対し、M2のみはそのようなパターンを示しておらず、また回帰式の決定係数も他の回帰式に比べて著しく低い。このことから、図による直感的な観察を支持する結果が得られていることがわかる。

表1 経済変数の季節変動に関する回帰分析

従属変数	Q1	Q2	Q3	Q4	\bar{R}^2	D-W比	期間
現金通貨	-0.015 (-1.01)	-0.010 (-0.72)	0.097 (6.89)	0.158 (11.21)	0.640	1.620	83. II - 97. IV
M2	0.047 (5.14)	0.047 (5.31)	0.062 (6.98)	0.091 (10.21)	0.180	2.090	83. II - 97. IV
商品小売り総額	0.018 (1.04)	-0.001 (-0.08)	0.010 (0.63)	0.161 (9.68)	0.527	2.206	83. II - 96. IV
鉱工業生産総額	-0.132 (-3.34)	0.204 (5.43)	-0.042 (-1.11)	0.206 (5.48)	0.579	2.418	84. II - 94. IV

※ \bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数。D-W比は、ダービン・ワトソン比。また、カッコ内の数字はt値を表す。

一方、これらの指標の変動を前年同月比で見ると(図3)今度はM2と銀行貸出が対応した動きを示し、現金通貨(および価格)が異なった動きを見せている。すなわち、預金通貨を含めたマネーサプライの指標であるM2は、趨勢的には銀行貸出の変動に対応して動いているものの、季節変動のような短期のレベルにおいては必ずしも実物経済の動きに対し弾力的には動いていないということになる。このようなことは、日本やアメリカではみられない現象であるといつてよい。

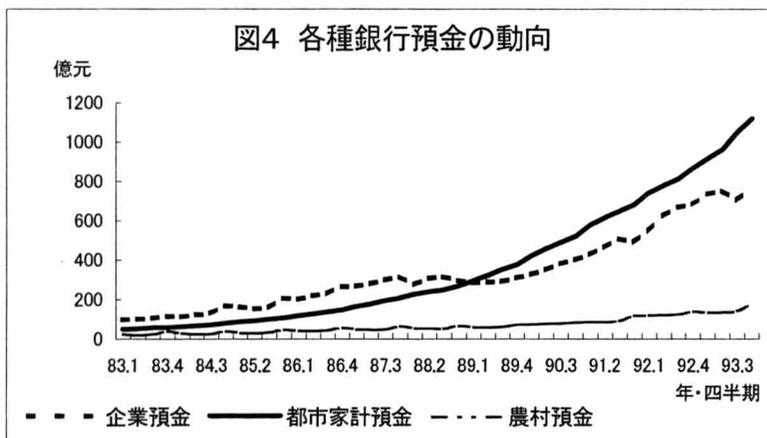


※データの期間は、84年第1四半期から93年第4四半期まで。

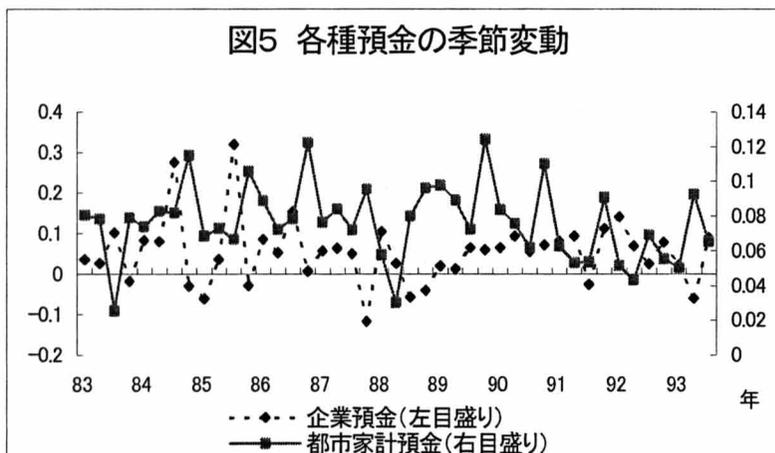
出所; 『中国金融』、『中国金融年鑑』

このようなM2の季節変動のパターンを説明するために、預金通貨の中身をもう少し細かくみ

ていくことにしよう。預金通貨の主な構成内容は、企業預金・都市家計預金・そして農村預金の三つである。この各種の預金量がどのような推移を示してきたのか、それを示したのが図4である。当初は企業預金の占める割合がもっとも高かったが、近年になって都市家計預金が急激に伸びつづけていることがわかる。



出所； 『中国金融』、『中国金融年鑑』各年版



出所； 図3に同じ。

※ データ期間は、図4、5とも 83 年第二四半期から 93 年

第 4 四半期までである。

また、それぞれの預金の季節変動に注目してみると(図5)、企業預金は、やはり88年あたりまでは現金通貨と同じような変動を示し、その後そのパターンがいったん崩れた後、最近ではまた第4四半期にピークを持つ動きに戻っている。一方、都市家計預金はこれとまったく違う動きを示

しているが、基本的に大きな変動を示さずに一年を通じてほぼ同じ比率で上昇を続けている。

80年代末以降におけるM2の季節変動パターンの変化は、このような預金通貨に占める都市家計預金の比率の増加と企業預金の季節変動パターンの変化によって、表面上は説明されるといってよい。

しかし、このような企業預金の季節変動パターンの変化がなぜ市場化がある程度進んだ段階だと考えられる80年後半に起こってきたのか、という根本的な疑問点は依然として解消されないままである。

これらの事実に対して整合的な説明を行うためには、改革開放以降生じてきた企業の取引形態の変化に注目する必要がある。

通常、先進資本主義国では企業間の取引のほとんどが各企業の決済口座を通じて行われるため、実物経済の変動より反映しているのは預金通貨の動きであると考えられている。例えば、企業B社がA銀行から借り入れを行いC社から財を購入するという場合を考えてみよう。このとき、まずB社への貸し付けはA銀行におけるB社の当座預金の形で振り込まれ、そして取引が行われると同時に、B社の預金口座から同じくA銀行におけるC社の預金口座へと代金が引き落とされるといって済む。

銀行は預金以上の貸し付けを行うことはできないが、決済手段として預金通貨が用いられる限り、上記のようにいわば「貸し付け分だけの預金が創造される」ため、流動性不足に陥らずに貸し付けを行うことができるのである。このような場合は、もちろん実物経済における取引量の増大と同時に預金通貨の量が変動する。

しかし、中国では、市場化に伴う経済取引の活発化に対応するだけの銀行取引決済システムがまだ十分に整備されていない。従って、企業の経済取引においても、銀行口座を通じた決済ではなく、その大部分が直接現金通貨により行われていることが考えられる。このように取引が現金通貨でなされる場合には、上記のような貸し付けと同時に預金が増加するようなメカニズムは働かない。したがって、銀行に集められた預金量を超えて貸し付けが行われるときには、中央銀行からの借り入れ(現金通貨の供給)に頼らざるを得ない。このような場合、実物経済の取引が増加したとき、それに伴ってベース・マネーの供給量は増加するが、預金通貨の総量はそれほど変化しない。したがって、前述のように経済取引が現金通貨によって行われていると考えれば、1980年代後半からの中国経済において、預金通貨を含むマネーが実物経済の動きと乖離していることも不思議ではない。

問題は、なぜこのような経済取引の現金化が、改革開放の実施より一定期間を経過した80年代後半より起こってきたのか、ということである。常識的に考えると、経済発展が進むに従って、いわゆる「金融深化」が起こり、信用取引の重要性が高まっていくように思われるからである。

計画経済時代の中国では、国有企業によって行われる工業生産の取引はほとんど全て銀行口

座を通じた振替決済(ソ連型決済システム; 第二章参照)により行われていた¹⁰。これは、現金通貨よりも計画当局により管理が容易な預金通貨による決済を義務づけることで、企業による生産及び取引の計画性を一層強めようとするものであり、決して多様な経済取引に対して柔軟に対応できるような金融システムの発達を伴うものではなかった。実際、農業部門や個人部門の取引においては、一貫して現金決済が用いられてきた。そして、国有部門間の取引に用いられる預金通貨の流通過程と、農業部門や個人部門の取引に用いられる現金通貨の流通過程は、それぞれ異なった系統の管理下におかれ、この二つの通貨の流通過程を自由に橋渡りするシステムは事実上存在していなかった。このような状況に置かれていた金融システムが、改革開放による経済の急速な自由化に直面すると、どのようなことが起こるだろうか。

市場化の進展が貨幣経済の側面に与える影響については、

- a. 都市化の進展による都市家計預金の増大
- b. 金融システムの深化
- c. 経済取引の多様化

という三つの経路が考えられる。まず、市場化と不可分の現象である都市化＝都市人口の上昇は、家計による銀行預金の増大をもたらす。しかし、それが企業の取引形態にどのような影響を与えるのかということは明らかでない。また、取引主体の多様化は、当局による管理を受けない民間レベルの取引が増大することを意味する。金融システムの整備が十分でない状況の下では、これは取引に伴うリスクの軽減や時間の節約といった観点から、むしろ現金取引を増大させる方向に働くことが考えられる。改革開放後の中国においては、専門銀行の設立と銀行店舗の拡大、また信用決済に対する法的整備の実施など、市場化に伴う経済取引の多様化に対応するべく金融制度の整備を目指す様々な処置がとられた。しかし、実効性の面からするとそれは極めて不十分なものであったといわざるをえない。このため、たとえば各地域間での振替決済機能の不備から、経済取引における信用決済の浸透は進まず、ますます現金取引への選好が強まる傾向にあったと思われる。

このことを端的に示す現象として、企業の資産保有形態が80年代以降現金保有の方に大きくシフトしていることがあげられる。このことを直接示す統計は存在しないが、中国全体での預金－現金比率と、家計部門のそれとを比較することで企業部門に関する数字を推定することは可能である。第二章に示したように、80年代以降家計部門の預金－現金比率は一貫して上昇しているにもかかわらず、中国经济全体での数字はほとんど変化していない。このことは、全体から家計部門を差し引いた残りの大部分を占める企業部門において逆に現金の保有比率が大きく上昇していることを示していると考えられる。

このようなことから、近年における中国の市場化の進展は、実際のところ厳密な意味での金融システムの深化をほとんど伴わないものであり、金融機関を通じた振替決済のシステムが自由で多

¹⁰ 以下の記述は、易綱(1996)、南部(1991)、吉竹(1996)などを参考にしている。

様な経済取引の増大に対応できず、結果として現金取引の割合が増大していったのだと思われる¹¹。このことを、さしあたって、中国における「金融深化の特殊な形態」と名づけておくことにしたい。いわゆる「金融深化」に比べて、中国のケースは以下にみるようないくつかの点で非常に特徴的なものであると考えられるからである。

- a. 都市家計部門においては預金通貨への保有動機が急速に高まる
- b. しかし、企業間及び農・商業取引においては、逆に現金通貨の保有動機が高まる。
- c. そのため、マネーサプライの対 GDP 比率は一貫して上昇しながら、預金／現金比率にはあまり変化が見られない。
- d. 現金通貨及び預金通貨に対する保有状況には、地域間、及び農村・都市間によって大きな差異(アンバランス)が存在する。

最後にあげた、地域間の金融発展状況のアンバランスに関する状況については、第二章においてもすでに触れたとおりである。このような「金融深化の特殊な形態」が、第一節で論じたような80年代以降のマネーサプライの急激な伸びとそれがもたらすインフレ圧力の存在に対してどのような影響を持っているのかを考える際には、特にこの地域間のアンバランスの問題に注目した議論を行うことが必要となってくる。次節では、そういった問題意識にたって、地域間の資金循環のメカニズムについて考察する。

第三節 経済発展の地域格差と貨幣過剰発行のメカニズム

a. 地域間の現金流入・流出について

ここではまず、中国における「金融深化の特殊な形態」の特徴の一つである「経済取引の現金化」という現象をとりあげて、地域間の金融発展状況のアンバランスとどのように結びついているかを考えてみよう。

「経済取引の現金化」とは、取引によって金融機関の預金を取り崩されることを意味するので、それによって金融機関は慢性的な流動性不足にさらされることになる。また、流動性不足の深刻さは、金融機関に集まる預金量の大小によっても左右される。従って、金融システムの整備が遅れており現金取引への選好が高く、また預金量自体も少ないと考えられる内陸の経済後進地や農村部こそ、最も深刻な流動性不足に悩まされている地域だといえるだろう¹²。さらに、第二章において述べたように、インターバンク市場が未発達であり、資金の配分が地域事に分断された状況のもとでは、流動性不足が深刻であれば深刻であるほど、銀行をはじめとする金融機関は運用資金をまかなうのに中央銀行からの借り入れに頼らざるをえない。

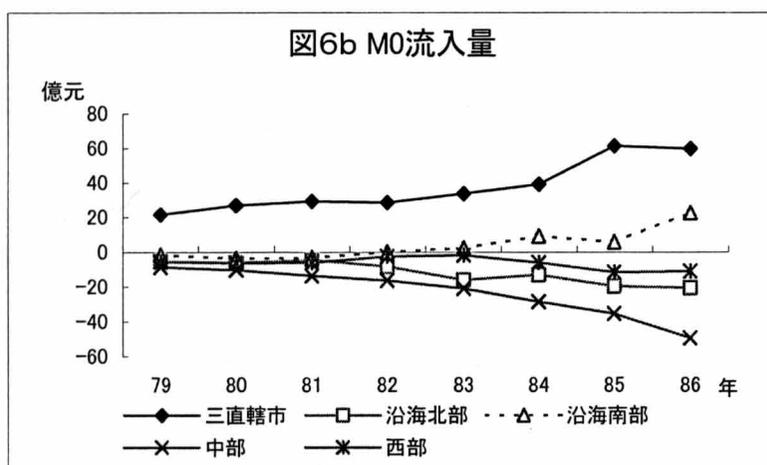
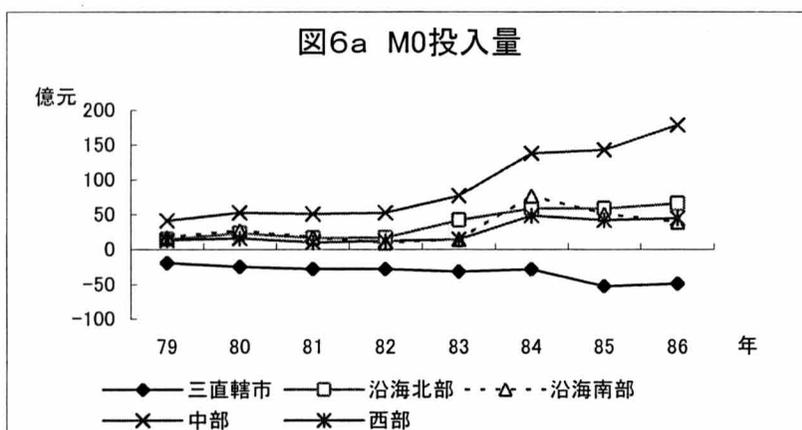
以上の考察からすれば、このような地域に対しては、経済発展の進んだ地域に比べてより多く

¹¹ 改革開放後の中国の振替決済の現実や制度面での変化については、南部(1991)、つる見(1995)を参照。また、黄葦町(1996)は、近年の中国における「取引の現金化」の現状を、豊富な実例をあげて紹介している。

¹² 都市－農村間の金融機関貯蓄額の格差に関しては、第二章参照。

の現金通貨の供給が行われるということが予想される。このような動きは実際に起こっているのだろうか。また、このようにして投入された現金通貨が、どの程度効率的にその地域内で流通しているのだろうか。これらのことが明らかになれば、先程のべた「経済取引の現金化」と、地域間の経済格差とのかかわりが見えてくるはずである。

図6は、中国人民銀行総合計画司編『全国市場貨幣流通分布調査』により、全国の省を地域別にいくつかのグループに分けて、1979年から86年までのその省への現金通貨の投入量、及び他省との間の流出・流入の動きをみたものである。これについて考察を加える前に、現金通貨の「回収」および「投入」「流入」「流出」という概念について説明しておこう。



出所：『全国市場貨幣流通量分布調査1979-1986』

現金通貨の「回収」とは、流通中の現金通貨が個人あるいは単位による預金の増加を通じて市場から国家銀行の口座へと移動することを指す。また「投入」とは、企業による賃金の支払い、政府による農産物の買い付け、個人による預金の引き出し、などにより銀行口座から現金通貨が引き出され市場で流通することを指す。計画時代においては、現金通貨の流通過程について厳格な管理体制が敷かれており、個人あるいは企業による自由な預金の出し入れは非常に少ないものであったが、近年では「回収」「投入」ともこの項目が主流を占めるようになってきている¹³。

いずれにしても、ある地域において現金通貨が純「投入」となっている場合、中央銀行による現金通貨の供給が行われたことを意味する。したがって、各省の数字を合計した中国全土の現金純「投入」額は、その年度の現金通貨供給増加額に等しくなる。また、現金通貨の「流入」「流出」とは、各年のサンプル調査によって得られた各省の現金通貨流通量の増加分と現金通貨純「投入」量とを比較し、前者が後者を上回っている場合には現金通貨が他地域から「流入」している、また逆の場合は他地域に「流出」しているとするものである。

ここで再び図5に戻ろう。すると、それぞれのグループの間に、現金の流れの上での明確なパターンの相違が見いだされることがわかる。それは、次のようにまとめられるであろう。

- a. 一貫して現金通貨の回収を行っており、なおかつ他地域からの現金通貨の流入が見られる地域(回収－流入型)
- b. 一貫して現金通貨が投入され、またその額は経済過熱期に大きく増加するが、一方で他地域からの通貨の流入も存在する地域(投入－流入型)
- c. 現金通貨が投入され、なおかつ他地域への流出が見られる地域(投入－流出型)

まず、最初の回収－流入型のパターンを示す地域は、北京・上海・天津のいわゆる三直轄市である。三直轄市は、管轄地域に農村部を含まないこと、改革開放初期の段階においても金融システムが比較的整備されていたことなどから、すでに述べたような流動性不足の状態とは最も縁遠い地域であったものと思われる。しかし、改革開放初期は、経済発展の重点は沿海南部の地域におかれたため、この地域への投資はむしろ抑制された状態にあったと考えられる。

また、三番目の投入－流出型のパターンを示すのは、中部・西部地域のほとんどの省と、遼寧・河北・山東の沿海北部の省である。省の数が多いため、一口に投入－流出型といっても、その経済の発展状態や産業構造の違いによって通貨の投入・流出の額には大きなバラツキがみられる。例えば、西部地域の諸省は通貨の投入・流出の絶対額が他の地域に比べてかなり少ない値になっている。ただ一般的にいえるのは、これらの地域が深刻な流動性不足の状態におかれていたために経済の過熱現象に対しては中央銀行からの借り入れ、すなわち現金通貨の投入に頼らざるをえなかったこと、しかしこれらの地域における経済パフォーマンスは往々にしてあまり望ましいものではなく(その理由については後述)、そのために投入した現金通貨の他地域への流出が起こ

¹³ 易綱(1996)および南部(1991)参照。

っていると思われること、である。

最後に、投入－流入型に分類されるのは、江蘇・浙江・福建・広東など、経済特区の設置など、外国資本誘致の面でさまざまな優遇策を受け、改革開放後の経済発展の中心を担ってきた沿海南部地域である¹⁴。これらの地域では、高い経済成長率を反映した資金需要の高まりが、流動性不足を引き起こすため、現金の投入が行われている。しかし、投入－流出型の地域とは異なり、資金の効率的な利用が行われ良好な経済パフォーマンスをあげているため、逆に他地域からの現金通貨の流入がおこっているものと考えられる。

こういった、地域毎の現金の流れに関するパターンの違いは、それぞれの地域間における経済発展程度の格差、および経済パフォーマンスの違いを強く反映したものといえることができる。すなわち、金融システムの発達の後れた地域ほどその地域に対する現金通貨の投入が多くなっており、一方では、経済効率の悪い地域ほど、そのようにして投入された現金通貨がその地域内で流通せず経済効率のよい地域へ流出してしまう、と考えられる。このことは、結局、現金通貨が、経済発展の後れた地域から経済発展の進んだ地域へという流れに沿って動いているということを示すものであるといつてよい。

b. 各省の預貸率の比較と資金流出の原因

ただし、以上の分析は、データの制約から、1979年から1986年までのものとなっており、これだけの分析から何らかの結論を下すには不十分であるといわざるをえない。87年以降には、このような省別の現金通貨の流れを記した資料は存在しないが、各省における国家銀行の預貸率から、中央銀行による各地域への現金通貨投入量、おおよその動向をつかむことはできる。

預貸率は銀行の資産である貸出金の、負債である預金に対する比率を指す。預貸率が100%を超えるということは、銀行の負債の部分がインターバンク市場からの借り入れや中央銀行からの借り入れなど他の要素により補われていることを意味する。しかし、インターバンク市場の発達していない中国では、預金に対する貸出金の超過をほぼ中央銀行からの借入に頼っているものと考えられる。したがって、預貸率の高い地域ほど、中央銀行の貸付けに多くを頼っている、すなわち現金通貨の供給を多く受けているのではないかとということが予想される。

¹⁴ ただ、個別の省についてみると、投入－流入型のパターンを示す省の中には、四川・湖南・広西など経済の先進地域とはいえない「例外」も存在している。易綱は、このうち四川省は周辺の省に比べて比較的経済発展が進んでいたために現金の流入がみられたものであるが、湖南・広西については、逆に経済発展が遅れ所得水準が低いために、隣接する所得水準の高い広東省からの需要に依存する経済体制が出来上がっており、このために主に広東省からの現金の流入がみられたものとしている。

表2 地域別の金融機関預貸比率

	1989	1990	1991	1992	1993
東部	127.0	117.7	106.6	97.2	97.0
中部	156.6	153.6	147.8	140.8	138.7
西部	128.9	124.2	121.2	119.4	121.8

出所：『中国金融年鑑』各年版

表2は、中国の地域別の預貸率、および預金額と貸出額の比率に関するデータを示したものである。ここで注意すべき点として、ほとんどすべての省・地域において預貸率が100%を大きく超えている。このことから、預貸率の低い地域の資金が預貸率の高い地域(資金が不足している地域)へインターバンク市場を通じて調達されるという形にはなっていないことがわかる。その上で表の具体的な数字をみると、東部、西部、中部の順に預貸率が低くなっている。したがって、すでに述べたように、預貸率の高い地域ほど中央銀行からの借り入れに依存していると考えられるので、結局表2の数字は沿海部に比べ、中部・西部の金融機関が中央銀行からの借り入れに多くを頼っていることを示しているといえるだろう。

ただし、ここからただちに、中央銀行による現金通貨の供給が、内陸部に対して多く行われているということとはできない。現金通貨の発行額は、銀行など金融機関への貸出額の他にも、金融機関の準備金、外貨保有高、財政資金の貸出などの量によっても影響を受けるからである。特に改革開放が進んだ1980年代後半以降は、現金通貨供給に対する外貨供給の影響が無視できないものとなっていることが予想される。そこで参考のために、現金通貨供給の源泉となる中央銀行の資産側の要素がどのように変化したのかをみてみよう。(表3)

表3 中央銀行によるベースマネー供給の源泉(億元)

	信用貸与の源泉(億元)				シェア(%)		
	外貨	対政府	対銀行	総計	外貨	対政府	対銀行
1985	111.9	-93.3	1030.7	1049.3	11.0	-9.0	98.0
1986	25.0	58.6	1221.9	1305.5	12.0	5.0	94.0
1987	169.0	208	1576.2	1953.2	8.7	10.6	80.7
1988	196.9	305.4	2037.8	2540.1	7.8	12.0	80.2
1989	317.5	246.6	2392.2	2956.3	10.7	8.3	80.9
1990	672.8	420.7	2342.5	3436	19.6	12.2	68.2
1991	1305.4	582.0	2150.5	4037.9	32.3	14.4	53.3
1992	1183.1	1010.5	3014.7	5208.3	22.7	19.4	57.9
1993	1549.5	1109.3	4320.1	6978.9	22.2	15.9	61.9
1994	4451.3	854.4	3252.6	8558.3	52.0	10.0	38.0
1995	6669.5	609.4	2019.4	9298.3	71.7	6.6	21.7

出所：『中国金融年鑑』各年版

これによると、例えば経済引き締めが行われた1989年および90年には、金融機関の超過準備金が大きく上昇したことを反映してネットの対金融機関貸出額は減少しているが、その代わり外貨保有高が大きく上昇しており、その結果現金通貨の供給額は増加している。また、この外貨保有高の増加は、主に沿海部の輸出産業を通じてもたらされたものと思われる。それでは、この期間には現金通貨の供給はむしろ沿海部を主な対象として行われたのだろうか。

ここで再び表2に注目すると、90・91年には、このような引き締めが行われたことを反映してすべての地域で預貸率は低下しているが、沿海部、特に沿海南部の預貸率が顕著に下がっているのに対し、中部・西部ではそれほど大きな変化がみられないことがわかる。このことは、金融機関に対する引き締めが、必ずしも全国で一律に行われたのではなく、沿海部で厳しく行われ、経済発展の遅れた内陸部では十分に行われなかったことを示している。すなわち、内陸部においては、沿海部のような厳しい引き締めが行われず、中央銀行からの借入れを通じた現金通貨の供給を受けるという構図がこの時期にも依然として続いていたものと思われる。

一方、沿海部においては、輸出の拡大による外貨の流入はあったものの、厳しい金融引き締めのためにネットの中央銀行への準備額も増えているため、この地域に対する現金通貨の供給は必ずしも大きなものであったわけではない。にもかかわらず、この地域における預金・貸出共に順調に伸びつづけており、同じ時期に中央銀行のコントロールを受けない何らかの形で資金の流入が存在したものと考えられる。

その様な資金流入のルートとしては、外貨流入の増大がまず考えられる。しかし、貿易を通じた外貨の流入に関しては外貨管理政策を通じて中央政府によるコントロールがある程度可能である¹⁵。したがって、沿海部において経済引き締めにもかかわらず資金の流入が続いてきたのは、経済発展の相対的に遅れた貧しい地域に主に現金通貨が投入され、それが何らかの形で経済発展の進んだ地域に流出していき、その地域で銀行預金として吸収されるという流れが、1989年以降にも継続して存在していたからだ、と考えられるのである¹⁶。

それでは、これまでみてきたような、内陸地域に投入した現金通貨が、沿海地域への流出する、という現象が生じる具体的なメカニズムとしては、どのようなものが考えられるだろうか。ここではとりあえず次のような三つのメカニズムを指摘しておくことにする。

a. 内陸地域の金融機関・あるいは国有企業が、中央銀行貸出の優先的な割当てによって得た資金を別のルートで沿海地域に投資している。

¹⁵ 中国の外貨管理制度に関しては、杜(2000)など参照。

¹⁶ ただし、表3を見ると、94年より中央銀行のベースマネー供給源のうち、対外貨の額が大幅に増加し、一方対銀行の信用貸与の額が大きく減少している。これは、政府のマクロ政策の大きな転換により、外貨準備高の増加と、金融機関に対する貸出額のコントロールに成功したからである。したがって、94年以降には、この章で指摘したような内陸部の金融機関への信用貸与を通じたベースマネーの増大というメカニズムはもはや当てはまらないと考えられる。

b. 内陸部での投資の増加に伴い、沿海地域からの資本財の購入を通じた資金流出が生じる（内陸部の貿易収支が悪化）。これに伴う資金の流出・流入は、一時的なものであると考えられる。

c. 内陸地域の投資効率が悪く、生産の増加に結びつかないので、消費財市場における需給ギャップが生じる。この際の資金の流れは、一時的なものではなく、恒常的なものであると考えられる。

bおよびcといったメカニズムの存在は、国際金融のアナロジーで考えた場合、内陸地域が「貿易赤字」地域であり、沿海地域が「貿易黒字」地域であることを意味する。この際、沿海地域の「貿易黒字」は国際間の貿易収支とは異なり、いわば「不胎化」され得ない性質のものであるので、そのままインフレ圧力となると考えられるのである。

最後に、上記のcで述べたような現象はなぜ生じるのか、ということ、すなわち内陸地域ではなぜ沿海地域に比べて非効率な投資が行われるのか、という理由をいくつか考えてみよう。それらには、大きく分けて次のような三つのものが考えられる。

①ソフトな予算制約の問題が存在するかどうか、また経済の中で国有企業に依存する割合の違いなど、ミクロ的な企業行動原理の違いに関するもの。

②中央銀行貸出への過度の依存体質や、レント獲得動機の不足から来る、金融機関の利益追求主体としての性格の希薄さといった、金融システムの構造に関するもの。

③中央政府による地域間の所得平等化政策の実施や、地方政府の経済的役の違いなど、各地域の政治経済学的な要因に関するもの。

こういった諸要因の存在によって、内陸部の投資効率は沿海地域に比べてより低いものになっており、それが結果として沿海部へのベースマネー流出をもたらしたものと考えられる。これらの点に関しては、次章において改めて検討することにする。

c. まとめ

本節において行った現金通貨の地域間の流れをめぐる分析は、金融システムの発展が遅れ、「経済取引の現金化」による流動性不足に悩まされている地域に対しより多くの現金通貨の供給が行われているという仮説を支持するものであり、さらに、そのようにして供給された現金通貨がその地域内で流通せず、経済成長率の高い沿海部の先進地域に流出していつていることを示すものであった。

ここから、経済発展の地域間アンバランスの存在と、インフレ圧力をもたらすマネーサプライの過剰発行（過剰流動性の供給）との関係が明らかになってくる。すなわち、経済発展の遅れた農村あるいは内陸後進地域では、「経済取引の現金化」と預金量の少なさにより、信用乗数が極めて小さい状態にあると考えられる。従って、経済が過熱し需要が拡大すると、金融機関は流動性不足に陥るため、中央銀行はそれを解消する手段として多量の現金通貨を供給せざるをえない。問題は、このような状態では、恒常的に中央銀行からの借り入れに頼らざるをえないために金融機関がモラル・ハザードに陥り、経済発展をサポートするための金融仲介機関としての役割を失って

しまっており、このために地域の産業は効率的な資金配分を受けられず、生産性の低下を招いていると思われることである。このため、この地域に投入された現金通貨は地域内にとどまりえず、生産性の高い地域へと流出していくものと思われる。

一方、沿海部の経済先進地域では、金融システムの整備が比較的進んでおり、預金量も豊富である、すなわち信用乗数も大きく流動性不足の問題もそれほど深刻ではないと考えられることから、本来政策当局による金融引き締めも比較的容易に行える地域であると考えられる。しかし、上に述べたように、生産性の低い地域に対し大量に供給された現金通貨が経済取引を通じて流入してくるため、結果として政策当局もこの地域に対する最終的なベースマネー供給を調節することが不可能になっている。そして、この地域に流入してきた現金通貨は、預金として銀行に吸収され、マネーサプライと総需要の増加をもたらす。

以上のような事情により、信用乗数が小さく流動性不足に悩む農村あるいは内陸後進地域では低い生産効率がボトルネック産業の出現を招き、インフレーションのコスト要因をもたらしているのに対し、信用乗数が大きく経済パフォーマンスの好調な沿海部の先進地域では、総需要管理の困難さからインフレーションのディマンド要因が常に働くことになる。このように信用乗数が小さい地域に対し供給された現金通貨が信用乗数の大きな地域に流出するという現象のため、マネーサプライの政策当局によるマクロコントロールを行うことが極めて困難になっているのが中国の実情であり、ここに度重なる経済過熱＝インフレーションの発生を不可避なものにしている構造的な原因があると考えられるものである。

第四章 地域間生産性格差と政府－企業間関係

はじめに

第三章で、内陸部から沿海部へというベースマネーの流出の問題をとりあげたが、その際、そのような現象が起こりうる要因として、

- a. 内陸地域の金融機関・あるいは国有企業が、中央銀行貸出の優先的な割当てによって得た資金を別のルートで沿海地域に投資する。
- b. 内陸部での投資の増加に伴い、沿海地域からの資本財の購入を通じた資金流出が生じる。
- c. 内陸地域の投資効率が悪く、生産の増加に結びつかないので、消費財市場における需給ギャップが生じ、ベースマネーが内陸から沿海部へ流出する。

という、三つのものを挙げておいた。本章では、これらのうちcの要因としてあげられている、内陸部と沿海部の生産効率性格差の問題に焦点をあて、それぞれの地域における企業の生産性の観点からこのような現象が生じる原因についてより詳しく考えていく。

第一節では、地域間の生産性格差を扱った過去の実証研究を整理する。

第二節では、内陸部の生産性が沿海部に比べ低い原因を説明するいくつかの仮説について、その妥当性を検討する。

第三節では、企業の生産性に関して、地方政府の関与の問題が重要である、という視点から、地方政府の財政・金融面での予算のハードさの度合いが地域の生産性にどのように関与してくるか、という点に関する実証分析を行う。

第一節 地域の生産性格差について

改革開放以降の、中国の地域間の所得格差を扱った研究については、既に膨大な数のものが存在する¹。それらには、もちろん個々の研究によって差はあるが、80年代を通じて縮小傾向にあった地域間格差が、90年代に入って拡大傾向に転じたということに関してはおおむね共通の認識が得られているといってもよい。

そのような地域間の所得格差が存在し、なおかつ、拡大傾向にあるということは、端的に言って、地域間の生産性に格差が存在するということを意味している。所得水準が低い地域の生産性が高い地域を上回っていれば、やがて地域間の所得格差は縮小し、収斂していくはずだからである²。現在の地域間の所得格差が自然に収束していくようなものではないとしたら、それに対して何らかの政策的な対応が求められることになる。

¹ 90年代前半までの所得格差に関する研究のサーベイは、中兼(1996)参照。個人所得に関する大がかりなサンプル調査によって得られた最新の研究成果は、趙ほか(1999)にまとめられている。

² 地域間の一人あたり所得の「収束」仮説について検証したものとしては Chen=Fleisher (1996), Jian et al.(1996), 川畑=孟(2000)などの研究がある。また、加藤(1999)も参照。

また、第三章で指摘したように、このような地域間の生産性格差の存在は、地域間のベースマネー移動の原因となり、経済のマクロコントロールが困難な状況をもたらしている。

このように、地域間の発展格差、およびそれがマクロ的な経済構造にもたらす歪みについて考える上で、地域間の生産性格差の現状とその原因について分析することは非常に重要である、ということが出来る。実際、この問題については、これまでも数多くの実証研究がなされてきた。ここでは、そういった過去の実証研究をサーベイして、地域間の生産性格差の現状およびそれを説明する要因について整理しておく。

地域(省)の生産性を調べて比較するには、いくつかの方法が考えられるが、最も単純なものとしては、労働生産性について各省の比較を行うことが考えられる。

例えば、王・胡(1995)は、91年から93年までの三年間における各省の労働生産性(GDP/労働者数)を比較し、貧困地域(ここでの「貧困地域」と「豊かな地域」の区分は、一人当たり所得の大きさによっている)では労働生産性がほぼ一様に低下しているのに対して、豊かな地域では上昇していることを指摘している。もちろん、このような分析では労働生産性の格差を生み出す要因を特定できないので、この結果だけから豊かな地域の(効率性や技術進歩などの狭義の)生産性が高いと判断することはできない。

次に、ヘア=ウエスト(Hare=West, 1999)は、各地域における郷鎮企業の付加価値および労働生産性成長率の決定要因を調べるため、産業別に集計されたデータを用いて、地域ダミー、資本-労働比率などを説明変数にして回帰分析をおこなった。その結果、労働生産性は沿海部の方が内陸部よりも高いことが示されたが、資本-労働比率が労働生産性に対して有意ではないことから、沿海部の高い労働生産性は、資本集約的な技術の導入だけでは説明されない、としている。

地域間の生産性格差をみるもっともオーソドックスな手法は、地域毎の TFP(総要素生産性)の推定を行い、その相互の比較を行うというものであろう。

江崎=ソン(Ezaki=Sun, 1999)は、成長会計的分析の手法を用いて、81年から95年までの各省の GDP 成長率を資本・労働・TFP の各要素に分解した。その結果、沿海部の高い成長率に対し寄与度が最も高いのは資本投入であり、TFP の寄与度については目立った地域差は見られなかった(しかし沿海南部では TFP の寄与度が高かった)。また、TFP 成長率の説明要因を分析するため、教育水準・海外直接投資額・非国有企業比率などを説明変数にして回帰分析を行い、海外直接投資額や非国有企業比率が有意だが、それらでは説明されない地域固有の要因も大きいという結果を得ている。

フレイシャー=チェン(Fleisher=Chen, 1997)は、各省のGDPを被説明変数としたコブ=ダグラス型の生産関数の推定を通じてTFP成長率を推計、その値は東部で高く、中・西部で低いという結果を得ている。またその要因分析も行い、人的資本、交通インフラ、海外直接投資などが有意に働いていることを示した。また、同時に、人的資本及び交通インフラに対する投資の限界収益

率を推定した結果、中・西部におけるインフラ投資の限界収益率が顕著に低く、内陸部のインフラ投資の効率が低いことが示された。

各省のTFPについて、さらに狭義の技術進歩と技術効率性の向上に分解して比較した研究も存在する。

例えば、ウー(Wu, 1995)は、フロンティア生産関数アプローチを用いて(データは各部門について集計されたデータを使用)、農業・農村工業・国有企業の三部門について、各省のTFP成長率と、技術効率性を推定。その結果、全ての部門において東部の技術効率性が中・西部を上回るが、その格差は国有・農業部門で大きく、農村工業部門で小さいことを示した。ただし、東部においては国有・農村工業部門の技術効率性の間に、目立った差は見られなかった。また、TFP成長率についても、全ての部門において東部の数字が高いが、中・西部の数字は国有部門では低下傾向にあるのに対し、農村工業部門では上昇するという傾向が見られた。

さらに、各地域の投資効率性を直接扱分析の対象とした研究としては、各省・地域の限界資本係数(ICOR)を推定し、時系列的な変化を観測した孟＝川端(1998)の研究がある。彼らは、79年から95年までの各省のGDPをデータとして使用しパネル分析を行った結果、東部、あるいは南部においては、中西部、あるいは北部よりもICORは低い(投資効率が高い)という結果を得ている。また、そのような投資効率性の格差の要因としては、沿海部においては工業総生産額などに国有企業の占める比率が低いこと、そして海外からの技術移転が積極的に行われていること、などをあげている。

以上みてきた実証研究はそれぞれ採用されている方法も異なり、またいくつかの点でその結果に疑問が持たれるケースもあるので、これらの分析の結果を総合して何らかの結論を引き出すことには慎重であるべきだが、少なくとも次のような点に関しては、これらの分析結果に共通するものとして今後の議論の前提にしてよいものと思われる。

①総要素生産性・労働生産性ともに、おおむね東部の方が中・西部よりも高い成長率を記録している。しかし、この結果は推計方法によって若干異なる場合がある(例えば、労働生産性における格差は資本の高い成長によるものか、あるいは生産性の向上によるものかは、はっきりしない)。また、東部、中・西部という区分の内部でも省によってかなりのバラツキがある(たとえば、東部全体の高い生産性成長率の値は、主に江蘇・浙江・広東などの諸省の高い数字によってもたらされたものである)

②①で述べたような生産性(の成長率)に関する地域間格差を説明する要因としては、各研究によって多様なものが指摘されているが、大きく分けて教育水準・外資の導入度などの外部的要因、全体の生産額に占める国有企業(あるいは郷鎮企業)の比率など、企業の所有制改革に関するものの二つが有力なものとしてあげられている。しかし、どの要因がより重要か、という点に関して、確定的な結論は出されていない。

次節では、このような整理を踏まえ、生産性に関する地域格差(沿海部の内陸部に対する優位)を説明する要因に関して、より掘り下げて考えていくことにしたい。

第二節 地域間の生産性格差を説明する要因について

前節において、これまでの既存研究の整理を通じて、生産性(の成長率)に関して東部沿海地域と内陸部との間に格差が存在すること、またそのような生産性の格差を説明する要因としては、大きく分けて教育水準・外資の導入度などの外部的要因と、全体の生産額に占める国有企業(あるいは郷鎮企業)の比率など、企業の所有制改革に関するものの二つが有力なものとしてあげられていることを確認した。

こういった生産性格差の説明要因のうち、教育や外資の導入額といった経済の初期条件、あるいは外部的な条件が生産性に対して何らかの相関を持っていることは否定できない事実であろう。生産性パフォーマンスの劣る内陸部においてこれらの数値が沿海部に比べて低い値をとっているのは明らかだからである。

地域間生産格差の原因としてこうした性質のものを考えた場合、格差は内陸地域における教育の充実、外資の誘致と言った極めてオーソドックスな方法によって解消されることになる。しかし、内陸部の低い生産効率性が、こういった外部・初期条件のみによって説明されるともまた考えがたい。

一方、地域間生産格差をもたらす、外部・初期条件以外の有力な要因として、特に新古典派経済学をバックグラウンドに持つ研究者により唱えられているのが、「沿海部は郷鎮企業、あるいは外資系企業といった、より私有企業に近い形態の企業が発展しているのに対し、内陸部は国有企業がそのほとんどのシェアを占める。このような企業の所有制に関する違いが地域間の生産性格差を生み出している」という主張である。以下では、この主張を「所有制仮説」と呼ぶことにする。

もしこの主張が正しいとするならば、今後国有企業の所有制改革が内陸部においても進んでいけば、内陸部全体の生産性も自動的に上昇し、生産性格差は解消される、という、比較的楽観的なシナリオが描かれることになる。果たしてこのような主張にはどの程度の妥当性があるであろうか？

この点に答えるために、まず、国有企業と、郷鎮企業に代表される非国有企業との間の生産性格差に関する実証分析の結果を概観しておこう。上記のような「所有制仮説」の根拠として、国有企業が非国有企業に比べて、生産性パフォーマンスにおいて大きく劣っていた、という認識があるからである。

国有企業と非国有企業の TFP をそれぞれ推計して比較した研究は数多く存在する。例えば、県レベルの集計されたクロスセクションのデータを用いて国有企業と、集団所有制(農村・都市の双方含む)企業それぞれの TFP を推定した Jefferson et al.(1992, 1996)は、80年代に国有企業にも TFP の上昇がみられたものの、その成長率のレベルは集団所有制企業の方が上回っていることを示した。また、大塚・劉・村上(1995)は、自らの調査に基づくマイクロデータを用いて、郷鎮企業・あるいは国有と郷鎮との「連営制」企業が、国有企業のそれを上回る生産性の上昇を記録していることを示した。

その他、類似の研究としては、林青松(1995)、劉小玄(2000)、Woo et al.(1994)、Jefferson(1999)などがあるが、いずれも、実証分析によって、国有企業よりも郷鎮企業など、非国有企業のTFPの成長率が高い、すなわち生産性が高いという結果を導き出している³。

しかし問題は、そのような実証分析の結果がどのような経済学的な意味をもっているのか、ということである。ほとんどの論者は、郷鎮企業などの非国有企業は実質上私営企業に近い所有制の構造を取っているため、国有企業よりも効率的である、という、両者のパフォーマンスの違いを、所有制の違いに帰する議論を行っている。すなわち、私有企業を基準とした場合、国有企業は、

労働者への分配率が高すぎる・社会保障費などの非生産的な支出が多すぎる・経営行動が、政治的な要因によって歪められる可能性がある・所有者である国家(政府)は、私的所有者のような利潤最大化のインセンティブを持っていない

などの理由で生産効率が低くなっている。したがって、そのパフォーマンスを改善するためには所有権の改革、すなわち企業の私有化が必要である、ということになる。

このような「所有制仮説」は、厳密にみると次のような二つのロジックにより構成されている。

まず、一つ目のロジックとしては、次のような国有企業の過少投資傾向を問題とするものが考えられる。国有という所有制をとるがゆえに、経営者に利潤追求主体としてのインセンティブが存在せず⁴、経営行動が経済効率性よりも政治的な要因により影響されるため、例えば労働者に対し経営の効率性を無視したような高水準の分配が行われる。このような高い労働への分配のために、企業の投資率は低く抑えられ、結果として生産性も低い水準のものにとどまる。

もう一つのロジックは、次のようなものである。国有であるがゆえに、企業には倒産という選択肢がありえず、経営が悪化しても政府による救済策が取られることが多い。このため、企業への銀行の貸出制約がソフトになる、いわゆるモラル・ハザードの状態が生じ、企業経営へのきちんとしたモニタリングが行われないままプロジェクトへの資金提供が行われる。このため、投資効率は低いものとなり、生産性も低下する。

ここで、このような「所有制仮説」に基づいて実証研究を行っている南・本台(1999)および本台(1999)を参照しておこう。

まず、南・本台(1999)は、武漢と天津の国有企業に関するサンプル調査の結果得られたマイクロデータを用いて企業の労働分配率を推計し、80年代後半に顕著になってきた国有企業の利潤率の低下が、労働生産性と労働分配率との乖離により引き起こされていることを明らかにした。また、その根本的な原因として、この時期の国有企業においては、行政的な配慮により経済効率からすれば適当ではない水準にまで賃金総額が引き上げられたということがあげられるとしている。そして、国有企業のパフォーマンスを向上させるためには、所有権を改革し、労働分配率を労働生産

³ ただし、ウーらは改革開放期の国有企業に着いて生産性の上昇があったということ自体に対して否定的であるが、ジェファーソンらはこの点に関して肯定的だという違いがある。

⁴ 経済学的により厳密な表現を使えば、国有企業の経営者は剰余請求権を持っていないため、企業経営に対して正しいコミットメントをするインセンティブを持っていない、ということになる。詳しくは、Grasman=Hart(1986)、Hart=Moore(1990)、張(1996)など参照。

性に等しい水準にまで引き下げる必要があると指摘している。

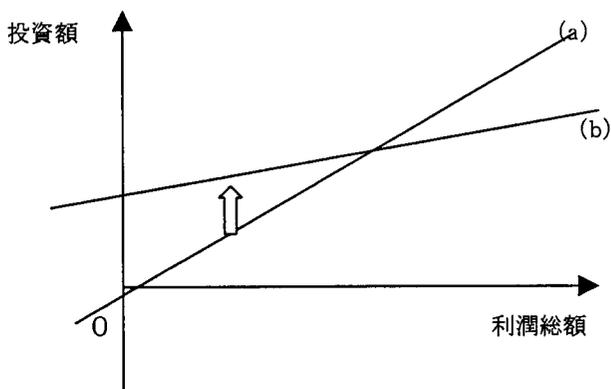
また、本台(1999)では、南・本台と同じサンプル調査に基づくデータを用いて、クロスセクションの投資関数を推定し、投資額の利潤総額に対する弾力性が年を経る事に低下していることから、利潤総額のうち投資にまわされる部分がますます小さくなっていると主張している。同時に本台は、調査した国有企業は、企業の発展と従業員の福利に必要な留保利潤水準を確保するため、常に規模拡大の意欲を持っており、そのため継続的に固定資産投資の増大を追求する傾向があるとし、それが銀行の貸し付け制約がソフト化していることとあいまって、投資の効率性が低いものになっている可能性を示唆している。

これら二つの実証分析の結果が、上記の二つのロジックに具体的な根拠を与えるものになっていることは明らかであろう。

しかし、ここで注意しておきたいのは、これら二つのロジックが、同じ「国有企業の生産性は低い」という現象を説明するものではあるものの、本質的にはお互いに全く違うことを意味している、という点である。本来、「投資が十分に行われない」という命題と「投資は積極的に行われているが、その効率性が低い」という命題は、お互いに矛盾するはずのものであるからである。こういった点に留意して先ほど述べた本台らの分析結果をよく読むと、そこには「国有企業は労働分配率が高いので投資が抑制される」、および「国有企業は普段の投資拡大傾向を持つ」、という、相矛盾する主張が含まれており、彼らは国有企業の投資行動を整合的に説明することには成功していない、と考えられるのである。

この点に関しての筆者の見解は、前者のロジック、すなわち「国有企業は労働分配率が高いので投資が抑制される」という主張には現実的な根拠が乏しい、というものである。

図 1



※(a)は、前年度におけるサンプルデータの散布状況を表し、(b)は、今年度における散布状況を表す。本台の研究にあるように、今年度の投資額の利潤総額に対する弾力性が低下しているという状況は、図のように表されるものと考えられる。

例えば、本台の研究では、利潤総額の投資額に対する弾力性が低下したことをもって、国有企業の利潤の中で投資に用いられる割合が年々減少している、という結論を導き出している。しかし、クロスセクションの投資関数の推計において、利潤総額の弾力性が低下した、という事実は、図1に示されるように、単に各企業の利潤総額と投資額をそれぞれX軸・Y軸にプロットした場合、その傾きが小さくなる事を意味しているだけであり、必ずしも、サンプルとなった国有企業全体について投資率が減少したことを意味するものではない⁵と考えられる。

一方、「国有企業は絶えず投資拡大傾向を持つ」という本台によるもう一つの指摘は、現実的な妥当性を持つものであると考えられる。

このような認識は、国有企業のパフォーマンスに関してしばしば指摘される、一定の生産性の上昇が見られるにもかかわらず利潤が悪化しているという、「生産性—財務パフォーマンス乖離問題」という現象⁶とも整合的である。というのは、国有企業に関して、労働分配率が非常に高く、利潤も低下しているにもかかわらず、生産性の上昇が見られるとしたら、その投資率は利潤の動向と無関係に一定の水準で行われている、と考えるのが自然だからである。

実際、今井(2000)は、80年代を通じて国有企業の設備投資の成長率がしばしば年率20%を超えるものであったことを指摘している。すなわち、「国有企業の投資率が低かった」という主張は現実性に乏しく、実際には、国有企業はむしろ「労働の分配率が増え、利潤が低下したにもかかわらず、投資(率)は低下しなかった」のである。

以上のような考察から筆者は、国有企業の(非国有企業と比べた場合の相対的な)低い効率性の原因は、あくまでも「低い投資率」ではなく、その「低い投資効率」に求めるべきだと考える。

ただし、ここでさらに注意しなければならないのは、国有企業の低い投資効率性に関する問題は、単純に所有制の問題のみに還元されるのではない性質を持っているという点である。というのは、国有企業が投資を行う場合にはその資金を銀行から借り入れなければならないが、その際に、もう一つのアクターとして「政府(地方政府)」が深く関与してくることを忘れてはならないからである。

国有企業が、表面上は「全民所有制」という形態を取りながら、実際にはそれを管轄している地方政府あるいは地方政府内における主管部門(業種別の監督部局)の強いコントロール下にあり、一種の「地方所有」ともいうべき状態に置かれていたことは、既に数多くの研究によって指摘されてきた⁷。そのような状態のもとでは、地方政府が地元の国有銀行支店に圧力をかけ、国有企業のための融資を引き出すという行為が広く行われてきたと考えられる。このようなことから、企業投資の際にモニタリング=規律づけが働かず、結果として投資が非効率なものになってしまうかどうかは、

⁵ 例えば、「利潤率の低い」企業群の投資額がこぞって上昇した場合においても、やはり利潤総額の弾力性は低下する。

⁶ 「生産性—財務パフォーマンス乖離問題」という表現は、和田(1997)において用いられている。

⁷ 例えば和田(1997)、高原(1996)、丸川(1996)など参照。ただし和田は企業に対する業種別の「主管部門(ライン・ミニストリー)」の関与が重要であるとして、「部門所有」という用語を用いている。

地方政府が企業および銀行の行動に対してどのような介入を行っているか、ということによって大きく左右されると考えられる。つまり、国有企業の効率性の問題は、単なる所有制の問題に帰するのではなく、それを管轄する地方政府、および銀行との関係性の中で捉えていくことが必要だと思われるのである。

この点で参考になるのが、国有企業に比べて郷鎮企業が優れたパフォーマンスを挙げることができた原因を、郷鎮企業においては地方政府が企業に対する「所有権」を行使していたことに求める、チェン・インイーらの一連の研究である。

例えば、チャ＝チェン(Che=Qian, 1998)は、ゲーム理論における二段階ゲームの枠組みを用いて、市場が十分に未発達な状態のもとでは、企業の所有権を地方政府が行使する、すなわち「地方所有」の状態の方が、地方政府による積極的なインフラ投資や、中央政府による財産権の篡奪からの保護、といった行動を引き出すことを可能にするという点で、中央政府が企業の所有権を行使する「国家所有」のケースや一般的な私有企業よりも有利であり、結果として高いパフォーマンスをあげることができると主張した。

また、チェン＝ローランド(Qian=Roland, 1998)は、上記のような地方政府の積極的な経済行動を引き出すためには、金融＝中央集権的、財政＝地方分権的というマクロ的な経済体制⁸がとられる必要があることを指摘した。

さらにチャン＝ウォン(Chang=Wong, 1994)も、郷鎮企業の場合には地方政府が企業に対する残余コントロール権と請求権の双方を保有しているために、その利潤拡大を助けるインセンティブが働くのに対し、「所有権」が中央政府にある国有企業の場合には、地方政府がその利潤拡大を助けるインセンティブが働かず、そのために経営の改善が見られなかったというチェンらと共通する主張をおこなっている。

このようないわば「地方所有仮説」とも言うべき主張は、企業の生産効率にとって地方政府の介入が大きな役割を果たしたことを重視している点では、そういった点をまったく無視している「所有制仮説」に比べて評価できるが、その主張には疑問点も存在する。それは、「地方所有仮説」が、経済パフォーマンスの差をあくまでも「国有対地方所有」という枠組みで捉えており、地方政府による所有体制内部に存在すると思われる格差については言及していない点である。しかし実際には、地方政府が、地元企業への「正しい」介入行動を行おうとするインセンティブには、地域間によって、あるいは地方政府のレベルによって、大きく隔たりがあったと考えられる。さらに、郷鎮企業＝地方所有、国有企業＝国家所有という図式的な分類にも疑問が残る。すでに述べたように、国有企業に関しても、財産の処分権・投資の決定権など企業の残余コントロール権にあたるかなりの部分を地方政府(主管部門)が掌握しており、実質的な「地方所有」の状況に置かれていたという有力な指摘があるからである。

⁸ チェンらは、そのようなマクロ的な経済体制を、「市場保全型連邦主義・中国型」と呼んでいる。Montinola＝Qian＝Weingast(1995)および銭(2000)。終章も参照のこと。

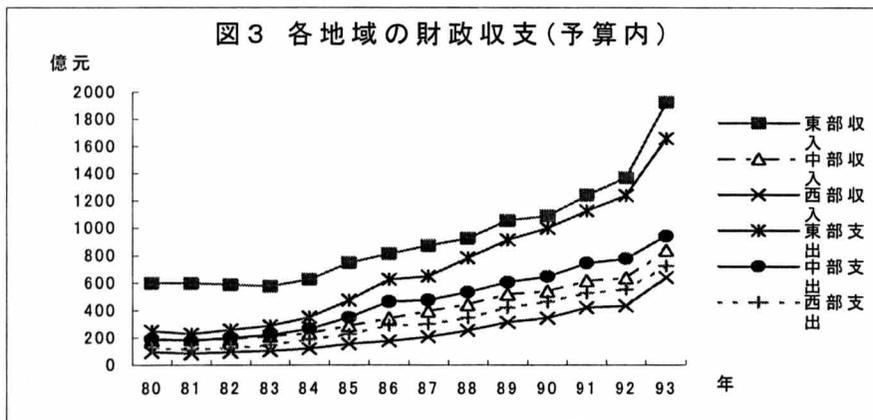
そのような国有企業と地方政府との間の結びつきを考える際に重要なのが、中国の財政システムにおける「予算外資金」の存在である⁹。

「予算外資金」とは、地方政府が徴収した財政資金のうち、中央政府あるいは上級の政府に上納する必要がなく、徴収主体である地方政府のもとにそのまま留保される自主財政資金のことである。改革・開放路線の実施に伴う財政の地方分権化の中で、この「予算外資金」の形で地方政府に留保される財政資金が増大し、地域のインフラ投資や設備投資資金に流用されるなど、地方主導の経済発展に大きく寄与したことが、これまでも指摘されている¹⁰。

このような「地方の自主財源」という性格は、地域別の予算外資金収支の傾向をみれば明らかである(図2, 3参照)。予算内資金の収支が、地域間によって大きく異なっている(東部においては収入が支出を大幅に上回っている)のに対して、予算外資金の収支はどの地域においても均衡しており、地方政府間の「補てん」の対象とはなっていないことを示している。また、予算内の財政資金にくらべて地域による格差が著しく、そこから予算外資金が特に発展の進んだ豊かな地域にとって重要な意味を持っていたこともみてとれる。

予算外資金は、その管理主体によって次の三種類に分類される。

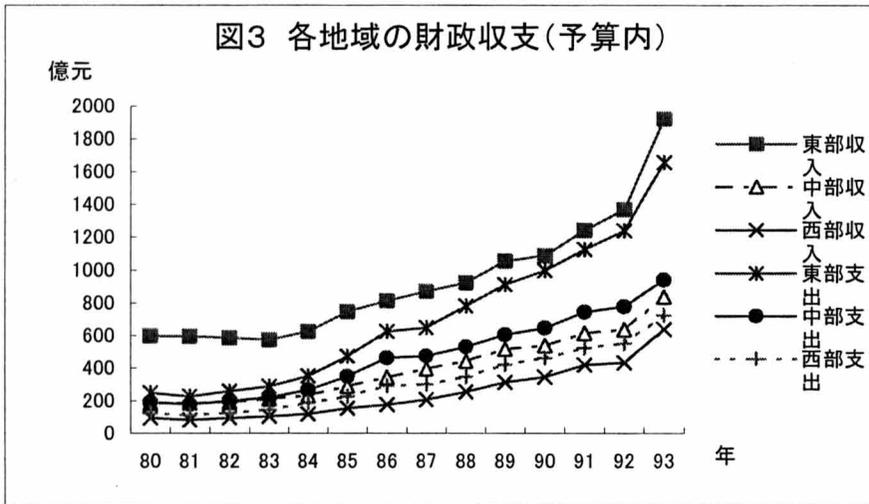
- a. 地方政府の財政部門が管理するもの。これには、工商税付加などの各種税に対する付加、および地方政府が管理する企業の利潤が含まれる。
- b. 地方政府の行政事業部門が管理するもの。これは、地方政府が管理・所有する各種学校・ホテル・招待所の収入、あるいは市場管理費など、各種の雑収入からなる。
- c. 国有企業あるいはその主管理部門が管理するもの。これは、国有企業専項基金と呼ばれ、実質的には国有企業の留保利潤に等しい。



出所: 『中国財政統計(1950-1991)』

⁹ 近年の「予算外資金」をめぐる状況と問題点の整理としては、樊(1995)、賈=白(1998)、卢(1998)など参照。

¹⁰ 「予算外資金」が地方主導型の経済発展に果たした役割に関しては、加藤(1997)第4章参照。



出所：『中国統計年鑑』各年版。

問題は、この三番目の「国有企業専項基金」である¹¹。これは、本来国有企業の内部留保として扱うべき資金を一種の財政資金として計上していたものであり、この中には、「福利基金」、「奨励基金」、「生産発展基金」といった狭義の企業留保利潤(表1参照)のほかに、「大修理基金」および「更新改造基金」といった、企業の減価償却費にあたる資金も含まれている。しかし、実際にはこれらの資金が地方政府によって、企業関連の費用以外の財政支出に流用されていた可能性が強い。

表1 企業留保利潤の分配(%)

	1981	1985	1989
生産発展基金	38.96	40.50	59.91
職工福利基金	40.68	23.70	23.92
職工奨励基金	26.35	26.40	12.81
後備基金	-	10.08	7.17
合計	105.99	100.68	103.81

※データは、国有企業に対するサンプル調査に基づく。

出所：董他(1995)

以下、この点について、地方財政の予算外資金の収入・支出を対応させた表に基づいて考えてみよう。表に示されているのは、それぞれ各省の予算外資金の収入・支出額を合計した全国の数字である。

¹¹ ただし、「国有企業専攻基金」は、93年の財政改革により、予算外資金としては計上されなくなった。くわしくは

表2 予算外資金(地方)の収入・支出(1990)

収入			支出		
	億元	%		億元	%
国有企業・主管部門収入	1058.75	64.7	固定資産投資	520.57	31.2
うち:更新改造資金	355.78		大修理支出	147.01	8.8
大修理基金	173.13		福利支出	157.03	9.4
企業留保利潤	399.83		ボーナス支出	76.45	4.6
			小計	901.06	54.0
行政事業単位収入	516.02	31.6	国家エネルギー交通基金	94.68	5.7
うち:道路修理費	151.65		国家予算調節基金	59.09	3.5
地方財政部門収入	60.59	3.7	道路修理費	134.37	8.0
うち:農牧業税付加	8.08		事業支出	166.16	10.0
都市公共事業付加	27.13		その他	314.01	18.8
合計	1635.36		合計	1669.37	

出所:『中国財政統計1953-1991』

左側の項目は収入を表し、その管理部門によって分類がなされている。このうち、すでに述べたように、「国有企業・主管部門収入(=国有企業専項基金)」の部分は広義の国有企業の留保利潤を意味し、その中に「更新改造基金(減価償却費)」「大修理基金」といった企業の減価償却にあたる資金も含まれている。

次に、右側の項目は支出を表している。これに関しては、企業関連の支出とそれ以外の公共サービスに関する支出とに大きく分けられるであろう。「固定資産投資支出」「大修理支出」ならびに従業員への福利・ボーナス支出が、企業関連の支出の主なものであると考えられる。ここではこういった企業に関連する支出項目の合計を「小計」で示しておいた。

ここで問題は、収入側における企業関連の項目と、支出側における企業関連の項目がどの程度対応しているか、ということである。表2によれば、明らかに前者よりも後者の額が少なく、企業関連の予算外財政収入の一部が、企業関連以外の項目に使われていることを示している。

さらに、石川(1997)、あるいは邓ほか(1990)の指摘によれば、企業の減価償却費であるはずの「更新改造基金」「大修理基金」のうち実際に企業の設備投資に用いられるのは全体の50%前後でしかないという。これに関連して、邓らは「更新改造基金」のかなりの部分は労働者の住宅資金など非生産的な目的に用いられていたことを指摘している(表3参照)。

表3 中国国有企業の投資資金の源泉(企業平均)

	1980	1981	1989
生産発展資金(万元)	13.24	15.49	111.75
大修理基金(減価償却費含む)			
a. 減価償却基金(万元)		67.07	229.12
b. 大修理基金(万元)		40.30	110.50
c. 企業投資に使用された額		53.60	198.78
d. c/(a+b)(%)		49.90	58.50
企業投資総額中内部資金の比率(%)	25.60	31.90	30.20

※データは、サンプル調査に基づく。

出所： 董他(1995)、石川(1997)

すなわち、国有企業は、自己の留保利潤の使用について、従業員の福利厚生にそのかなりの部分を振り分けなければならないという制約のほかに、本来企業活動とは関係ない地方政府の財政を一部負担する、という制約も負っていたのである。

邓らによれば、このような現象は「名目留保利潤(≒国有企業専項資金)」と「実際の留保利潤(企業が自由に使える資金)」との乖離として位置づけられる。そしてその乖離部分は、国有企業が企業を管轄している地方政府によって

- ① 地方政府から中央政府への上納金の割当て(国家エネルギー・交通建設基金、国家予算調節基金)
- ② 国債の強制割当て
- ③ 留保利潤の中からの管理費の徴収

といった負担を課せられることによって生じたものであるとされる。

邓らは、そもそも国有企業の留保利潤は、地方政府による用途の干渉や、あるいは様々な名目を借りた半ば強制的な取りたてが行われるために、企業が完全に自由に使うことはできない性格のものであると指摘している¹²。

さらに、和田(1997)も、OECDと中国社会科学院が合同で行った90年代の国有企業のパフォーマンスに関する大規模なサンプル調査の結果に基づき、中国の国有企業の財務パフォーマンスが大きく悪化したこと、企業の財務構造のうち、「管理費」の割合が大きく上昇しており、それが財務パフォーマンスの悪化と密接に関連していると思われること、「管理費」の使用目的は明確にされていないが、そのかなりの部分が、その企業が属する地域の開発負担金など、企業の生産活動とは直接関係ない項目に使われている可能性があること、を指摘している。和田の指摘する「管理費」は、上記の「名目上の留保利潤」と「実際の留保利潤」との差額に相当するものと考えられる¹³。

¹² そのような地方政府の干渉を受けた国有企業の留保利潤の一部は、地方のインフラ設備や、郷鎮企業を中心とする他の所有形態の企業への貸し付け・投資といった用途に転用された考えられる。

¹³ 和田らの行った企業調査は、1990年代(91年から95年まで)の企業パフォーマンスを対象にしたものである。したがって、「国有企業専項資金(名目上の留保利潤)」が「予算外資金」の項目として計上されなくなっても、それが地方政府の意向により、企業とは直接無関係な地域の財政支出のために用いられるという構造は依然として残っ

このように留保利潤の使用が制限されたことにより、国有企業の投資は抑圧されたか、というと、必ずしもそうではないことは既に見た通りである。このことは、企業の留保利潤の規模自体が拡大（すなわち、国有企業の「予算内」資金への上納部分が減少）したことと、銀行融資による投資が拡大したことによって説明されるであろう。

いざれにせよ、国有企業の留保利潤は、同時に地域の財政資金としての性格も持っており、それを管轄する地方政府は、それを拡大するインセンティブを持っていたと考えられる。

チエンらのように郷鎮企業＝地方所有、国有企業＝国家所有としてその差異を強調したり、あるいは木崎(1995)のように、地方政府の国有企業に対する介入は、「所有者」としての権限に基づいた利潤追求的なものではなく、あくまでも行政的な性格のものにとどまると主張する見解もある¹⁴が、実際は、このような予算外資金への関心を通じて、地方政府は国有企業の業績に関しても強い利害関係を持っていたと考えられるのである。

ここで注意しなければならないのは、このような国有企業に対する地方政府の介入の状況は、次のように、地域経済が置かれている状態に応じて大きく異なっていたと考えられる点である。

まず、先進的な沿海部では、地方政府は予算外資金という形で留保される国有企業の利潤に対し関心を持つため、自らの所轄する国有企業に積極的な投資をさせると同時に、その投資をできるだけ効率的なものにさせようとするインセンティブを持っていた。しかし、地方政府は、その一方で企業所得税の課税ベースを縮小しようとするインセンティブも持つため、労働分配率は上昇し、中央政府への上納額は減少する。

例えば、神野(1999)は、財政請負制の実施後、中国の財政収支(対 GDP 比)が大幅に低下したこと、特に国有企業からの所得税収の減少が深刻であることを指摘し、政府の税徴収者としての役割と、企業の所有者としての役割の矛盾にその原因を求めているが、そういった現象は地方政府による企業に対する課税ベースの縮小(利潤の多くを「予算外資金」として留保、その中から労働者へボーナスや福利厚生費として分配)した結果として、典型的には東部沿海地域で生じたものと考えられる¹⁵。

しかしこれに対して、後進的な内陸部では、企業の実現利潤自体が小さいため、地方政府は所轄する企業の利潤額にあまり大きな関心を持っていない。それよりも、いかにして上級政府との交渉を通じてあるいは地域の金融機関への影響力を行使して企業の赤字の穴埋めをするか、ということの方に一貫して関心を持っていたものと思われる。このような状況のもとでは、地域の投資行動へのモラルハザードを生み、生産性は低下する¹⁶。

ているものと考えられる。

¹⁴ 川井(1996)にも同様の主張が見られる。

¹⁵ 80年代後半以降、特に東部地域において著しい財政収支の悪化が見られたのは主にこのような理由によるものと思われる。図3参照。

¹⁶ 例えば、孫(1995)の調査した湖南省 Y 県の例では、予算外資金のうち、企業関連の支出が収入を大きく上回

しばしば指摘される国有企業の労働分配率の上昇、上納利潤の低下(いわゆる生産—財務パフォーマンス乖離問題)は、単に所有制の問題に起因するというより、このような(地方)政府との予算外資金を介した関係のもとで生じたというのが筆者の見解である。また、そのような地方政府と企業との関係には、地域によって大きな性質の違いがあり、そのことが冒頭で問題としたような、地域間の生産性の格差を生み出す原因になっていると考えられる。

このように、国有企業が直面するソフトな予算制約やモラル・ハザードの度合いが、地域的な要因によって大きく異なるのであれば、「国有だから必然的にソフトな予算制約に面している」というとらえ方はいささか単純に過ぎることになる。そしてまた、地域間の生産性格差(およびそれがもたらす所得格差)は、内陸部の国有企業の所有制改革が進むことによって解消される」という考え方も妥当性を持っていない、ということになるだろう。

次章では、この仮説を「政府の直面する予算のソフトさの度合」に関する変数を考慮した生産関数の推定によって検証することにしよう。

第三節 地方政府の経済への介入と地域の生産性

以上みてきたように、財政・金融面での結びつきを通じて、地方政府と企業との関係はその地域の企業(特に国有企業)のパフォーマンスに大きな影響を与えてきたものと考えられる。

このことを実証するために、本節では、地方政府の企業活動に対する関与の性質を表すと考えられる制度的な変数を説明変数として加え、各省ごとに集計された工業企業の実質付加価値を被説明変数とした生産関数の推定を行う。この章の始めに紹介した通り、各省の生産性格差の推定とその要因の分析を目的とした実証分析は多数行われているが、生産性の格差をこのような地方政府の経済への介入の影響力を明示的に扱ったものはこれまでに存在しておらず、このような試みには十分な意義があるものと思われる。

この際、「制度的な変数」として、具体的には、各省における国有銀行の預貸比率、財政収支、という二つの代替的な指標を用いる。前者、すなわち国有銀行の預貸比率は、各省が直面している、金融面における予算制約のソフト度を表していると考えられる。第二章で述べた通り、全国的なコール市場が十分に発達していない改革開放期の中国においては、各地域において生じる資金の過不足を、中央銀行からのネットの借入額を地域間で割当てることによって調整してきた。従って、ある省の預貸率(預金に対する貸出の比率)が高ければ高いほど、その省は中央銀行からの借入をより多く受け入れており、そのような政策的な融資へのアクセス可能性が高いことから、モラル・ハザードが生じやすいと考えられる。そのため、往々にして銀行融資が低い投資効率と結びつ

っている。このようなケースでは、国有企業は地域の財政余剰をもたらす存在どころか、その他の予算により補填されねばならない「お荷物」となっていると思われる。このようなケースでは、地方政府は、企業に対し「正しい」介入を行うインセンティブは働かないと考えられる。

き、結果としてその省全体の生産性を低いものにしてしまうと予想される。

以上のような考察が正しければ、預貸率の値は労働生産性に対して負の相関を示すはずである。

また、各省の財政収支は、各地域において中央財政からの財政補てんがどの程度行われているか、という点に関連する指標である。計画経済時代の中国では、経済発展が進み財政的に豊かな地域から、発展が遅れて財政的に貧しい地域への中央政府を通じた財政移転が一貫して行われてきた。

改革開放期以降、そのような中央政府により、資金移転機能は次第に低下したが、依然として各省の財政収支には大きな格差が存在している。すなわち、一部の地域には国有企業の赤字補填などを含む財政資金投入が行われるなど、その地域の予算制約をソフトにしていることが考えられる。このような状況のもとでは、財政収支の値も、さきほどに挙げた銀行の預貸率の値と同じく、各地域の企業の実質生産性と密接な相関を持っていることが考えられる。

以上のような制度的な変数が、労働生産性に対して相関しているかどうかを見るのが本推定の主要な目的である。

推定にあたって想定したのは、次のようなコブ・ダグラス型の生産関数である。

$$\ln(V/L) = c + \alpha \ln(K/L) + \beta \ln L + \sum a_i X_i + \varepsilon$$

ここで、 V は工業企業の実質付加価値、 K と L はそれぞれ実質固定資本額と年末労働者数を表している。また、 c と ε はそれぞれ定数項と誤差項を表している。さらに、 X_i は地方政府の企業活動に対する関与の性質を表すと考えられる制度的な変数であり、国有銀行預貸率と財政収支がこれに含まれる。また、 $\ln L$ は規模の経済性を推定するために加えられている。係数が正であれば、生産関数には規模の経済性が存在することになる。

推定は、全国 28 の省ごと(チベットは分析の対象から除いたほか、海南島のデータは広東省のデータを含めて分析を行った。なお、分析期間中において重慶市はまだ四川省より独立していない)、に集計された独立採算工業企業の 86 年から 92 年までのパネル・データを用いて行った¹⁷。また、推定にあたっては、全工業を対象としたもの、および国有企業のみを対象としたもの、の二通りのケースについて推定を行っている。

推定に用いた実質工業付加価値および固定資産額のデータの推計方法については、末尾の補論を参照のこと。また国有銀行預貸率は、国有銀行貸出額合計/国有銀行預金額合計、財政収支は財政収入/財政支出(いずれも予算内)として求めた。

¹⁷ この前後の期間については、工業企業の付加価値の値などについて連続したデータが得られなかったために、推定の対象から外している。

推定結果は、下の表の通りである。ただし、推定はすべて固定効果モデルによって行われているため、定数項は推定結果に含まれていない。

表4 生産関数の推定結果

推定期間： 1986年—92年

対象	推定式	説明変数				\bar{R}^2
		$\ln(K/L)$	$\ln L$	預貸率	財政収支	
全工業	A	1.156** (15.199)	1.166** (8.153)			0.838
	B	1.070** (13.216)	1.120** (7.933)	-0.153** (-2.746)		0.844
	C	1.168** (14.673)	1.126** (6.978)		0.141 (0.530)	0.838
	D	1.089** (13.331)	0.998** (6.133)	-0.181** (-3.086)	0.408* (1.490)	0.846
国有	A	1.106** (13.225)	1.171** (7.782)			0.751
	B	0.993** (10.848)	1.141** (7.706)	-0.169** (-2.760)		0.760
	C	1.147** (13.641)	0.995** (6.034)		0.711** (2.446)	0.758
	D	1.010** (11.390)	0.871** (5.380)	-0.234** (-3.778)	1.039** (3.547)	0.776

\bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数を表す。また、カッコ内の数字はt値であり、**は1%水準、*は5%水準で有意であることを示す。

表には、工業全体、および国有企業のみそれぞれのデータを用いたケースについて、二つの制度的変数を加えなかった場合、一つのみを加えた場合、二つとも加えた場合の4通りの推定結果を示した。

その結果、国有銀行預貸率はどのケースにおいても高い有意性を示しており、また推定式の説明力を上げるのに貢献している。このことから、預貸率が各省の労働生産性と高い相関を持っている事が示された、といえよう。それに対して、財政収支は、国有企業を対象とした推定においては有意な値を示しているものの、全工業を対象とした推定ではいずれも有意な値を示さなかった。また、それぞれの制度的変数の符号については、預貸率がマイナス、財政収支がプラスと、当初の予想通りの結果となった¹⁸。

¹⁸ そのほか、推定結果においては、資本—労働比率(K/L)の弾力性が非常に高いものとなっていることが注目される。これは、主に、生産関数の推定期間が、7年間と比較的長いものであるため、その間の技術進歩の要素が資本係数の弾力性に反映されたためだと思われる。これを改善するためには、説明変数にタイム・トレンドを加えるなどの方法が考えられる。ただし、いずれにせよ、制度的変数の効果を調べるという本推定の目的に大しては、大きな影響を与えないものと思われる。

次に、これらの制度的な変数の持つ影響力の時系列的な変化を調べるため、参考までに、80年から95年までの工業総生産額の工業総生産額の対労働比率(対象は全国の独立採算国有企業)を被説明変数にした回帰分析も行ってみよう。

表5 工業総生産額を被説明変数にした回帰分析

推定期間: 1980年—1995年

被説明変数	推定式	説明変数						\bar{R}^2
		$\ln(K/L)$	$\ln L$	預貸率	D85* 預貸率	財政収支	D85* 財政収支	
国有企業総工業 生産額	A	0.496** (16.07)	0.906** (16.31)					0.716
	B	0.535** (14.96)	0.877** (15.57)	-0.003 (-0.08)		0.348** (2.81)		0.720
	C	0.499** (14.77)	0.491** (6.62)	-0.089** (-2.88)	0.101** (6.99)	0.613** (4.98)	-0.428** (-2.90)	0.757

※D85は、1985年以降を1とし、それ以前を0とするダミー変数である。

\bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数を表す。また、カッコ内の数字はt値であり、**は1%水準、*は5%水準で有意であることを示す。

表4の回帰分析と異なる点は、被説明変数として工業総生産を用いていること以外に、1985年以降を1としたダミー変数を用いている点である。これは、推定期間が80年から95年と比較的長いものになっているため、その間に経済の構造変動が予想されるからである。具体的には、85年に行われた国有企業の投資資金の源泉に関する改革、すなわちそれまでは財政資金によって行われていた企業投資を銀行融資によるものに切り替えるという「撥改貸」と呼ばれる改革が、中央銀行の再貸し出し行為、あるいは財政支出による国有企業への投資活動にも大きな影響を与えたものと予想した。

このため、85年以降を1とするダミー変数(D85)を預貸率および財政収支に乗じたものも加えて、回帰分析を行い、1985年を境にした推定式のパラメータの変化を見ることにした。

その結果、表5に示されている通り、ダミー変数を用いない場合には、預貸率は有意な結果を示さなかった。ダミー変数を加えた場合には有意な値を示すが、その際注目されるのは預貸率にダミー変数に乗じた変数の係数が正であることである。しかも、そのパラメータの合計値は正の値をとる。これは85年以降においては預貸率と生産性が正の連関を持っていることを示すもので、当初の予想および表4における推計の結果と異なる結果となっている。

一方、財政収支の値は、ダミー変数を用いない場合でも、用いた場合でも、いずれも有意な正

の値を示している。

この推定においては預貸率のパラメーターの推定値が当初の予測とは異なる結果を示した。しかし、財政収支においては、当初の予想通りの結果が得られた。特に預貸率の場合、なぜこのような結果が得られたのかは不明である。ただし、このような生産性に関する実証分析を行う際、被説明変数として本来用いるべきなのはあくまでも工業付加価値であるので、この第二の推定の結果はあくまで参考にとどめておきたい。

まとめ

本章では、地域間の経済発展格差、ならびにマクロ的な資金循環に大きな影響を与えると考えられる地域間の生産性格差の実態と、それをもたらす要因について分析を行った。

まず、地域間の生産性格差をもたらす要因に関する、いくつかの仮説の検討を行った。そして、そういった生産性の格差を教育水準、外資導入額といった初期的・外部的要因によって説明しようとする議論は、それだけでは不十分なものであり、また格差を、その地域の産業構造が国有企業にどれだけ依存しているか、という所有制の問題に帰する仮説は説得力を持たないことを指摘した。

それらの仮説に代替するものとして筆者は、地方政府と企業との関係のありかたが、その地方の企業の生産性パフォーマンスと密接な関わりを持っている、という、いわば「地方政府仮説」を主張した。その一つの根拠となっているのが、地方政府は、「予算外資金」の存在を通じて国有企業のパフォーマンスに強い関心を抱いていた、という事実発見である。しかしながら、地方政府の企業経営への関与のありかたには、その地方が置かれていた経済的な状況によって大きな差異が存在していたと考えられる。経済が発展した地域の地方政府は「予算外資金」を通じた自らの財政資金の拡大を目的としてみずからが管轄する企業の経営に積極的に関わったと考えられるのに対し、貧しい地域の地方政府はそのようなインセンティブを持たず、むしろ中央政府や銀行とのバーゲニングを通じて政策的な融資を引き出すことを目的に行動すると考えられるからである。

本章では、こういった仮説を実証するために、生産関数に政府の予算制約の程度を示す説明変数を加えて推定を行った。その結果、工業企業の労働生産性と、地域の銀行の預貸比率や、財政収支といった、地方(省)政府が置かれていた予算制約の状況を示す指標が、有意な相関を示すことが示された。

最後に、この実証分析の結果に関して若干の留保事項を付け加えておきたい。

当然のことながら、上記の実証分析の結果、工業企業の労働生産性と、地方政府がおかれていた予算制約の状況を示す二種類の指標の間に相関関係があることが示されたからといって、そこからただちに因果関係を読み取ることはできない。すなわち、分析結果から、予算制約のソフトな地域ほど、生産性が低くなると単純に結論づけることはできない。むしろ、これらの指標同士の関係は、相互に影響を与えあうものとしてとらえるべきものと思われる。

いづれにせよ、このような事実発見は、地域間の経済格差の、収束可能性を考える上で、重要な意味を持っているものと考えられる。なぜならば、生産性が低い結果としてその地域に対してソフトな予算制約に基づいた資金が財政・金融のチャネルを通じて投入され、そのことが結果として生産性の向上をもたらさず、その低下を招いてしまうとすれば、それはその地域にとって一種の悪循環として働く。すなわち、もともと生産性の低い地域はいつまでも低生産性の状況を脱することができない、すなわち地域間格差は拡大を続け決して収束しない、という結果が導き出されてしまうからである。

こういった状況を打開する政策的なインプリケーションを考えるにあたっては、「なぜ、地方政府の経済に対する介入のありかたは地域によってそのように異なったものになったのか」ということを検討する必要がある。事象では、そういった問題意識に基づいて、再分配という局面に現れてくる地方政府の地域経済へのコミットメントのインセンティブについて分析を行うことにしたい。

補論 データの推計について

1. 生産関数の推計(表4)

ここでは、推計に注意を要する三つのデータについて、本章で用いた推計方法を記しておく。それ以外の、例えば預貸率や財政収支といった制度的変数については、本文中に記した通りである。

a. 実質付加価値の推計

まず原データとして、『中国統計年鑑』、『中国工業統計年鑑』などで入手が可能な、各省の「独立採算工業企業工業浄産値(純付加価値)」を用いた(93年以降、統計・会計制度の改革により、「増加値(付加価値)」のデータが公表されるようになり、それに伴い「浄産値」が公表されなくなった。しかし、この「増加値」のデータは、支払い利子が含まれていないなどの点で西側諸国の統計基準による「付加価値」とは異なっている上、それ以前の「生産浄値」との対応関係が明らかでないので、分析には用いなかった)。ただし、「浄産値」のデータには減価償却費が含まれていないので、各省の毎年の減価償却率×固定資産原値、として減価償却額を求め、浄産値に加えたものを名目付加価値額とした。

また、「浄産値」の値は全工業企業についてのみ得られ、国有工業企業を対象とした数値は公表されていない。従って、国有企業の「浄産値」については、国有工業企業粗生産額×(全工業「浄産値」/全工業粗生産額)のようにして推定を行った。

そして、実質付加価値を推計するにあたっては、劉(1999)、大塚=劉=村上(1995)などで紹介されている、ダブル・デフレーション法を用いた。

まず、名目粗生産値額一名目付加価値額として名目中間投入額を求め、これを「中国改革与発展報告専門家組」(1995)による中間投入財価格指数(各省共通)によりデフレートして、実質中間投入額を得る。最終的にその実質中間投入額の値を実質粗生産値額(名目粗生産値額を工業生産物価格指数でデフレートしたもの)から差し引いたものを、実質付加価値額とする、というものである。

b. 労働力について

原データとしては、独立採算工業企業の「年末職工人数(従業員数)」を用いた。ただし、劉(1999)において指摘されているように、このデータには、「生産関連の従業員」と「その他の従業員」の双方が含まれている。劉は、企業の生産性を推定する際には、生産性関連の労働者数を用いる必要があるとして、85年および95年の全国工業センサスの統計を用いてそれ以外の期間についても生産性関連の従業員数の推定を行っている。

しかし、本章の推計においては、そのような「生産関連の従業員」と「その他の従業員」とを区別する手続きは行わなかった。その理由は二つある。

一つは、劉が用いた手法がそうであるように、「生産関連の従業員数」を求める手続き自体にあ

る種の恣意的な仮定が入り込むことが避けられないこと、そしてもう一つの理由は、本章の推計の目的は、あくまでも地方政府の経済介入のありかたを示す制度的変数の優位性をみることであって、厳密な生産性の値を求めることが目的ではないからである。

c. 実質固定ストック額

原データとしては、独立採算工業企業の「固定資産原値(粗固定資本額)」を用い、そこから、次のような方法によって純資本ストック額を求める(Jefferson et al., 1992, 王, 1999など参照)。

DK(t)を前年に対する粗固定資産の増加額、DCC(t)を実質化された減価償却額(DCC(t)=K(t-1)+DK(t))とすると、当年の純資本ストック額K(t)は、

$$K(t) = K^* + \sum (DK(t) - DCC(t))$$

のようにして求められる(ただし、K*は基準年の資本ストック額である)。実質化のためのデフレーターは、「中国改革与発展報告」専門家組(1995)による投資財価格指数を用いる。

また、資本ストックのデータには、労働者数と同じく、「生産性資本」と「その他の資本」の双方が含まれているが、労働者数のところで述べたのと同じ理由から、本章の推計では両者を区別する手続きは行っていない。

2. 工業総生産額を被説明変数にした回帰分析(表5)について

この推計においては、データの制約から、いくつかの変数についてより簡略化された推定方法を用いている。

まず被説明変数については、独立採算工業企業粗生産額の値を、「中国改革与発展報告」専門家組(1995)による投資財価格指数でデフレートしたものをを用いている。次に、労働者数については、生産関数の推定と同じく独立採算工業企業の「年末職工人数(従業員数)」を用いている。また、実質資本ストック額については、基本的に上記の生産関数の推定の場合と同じ方法を用いて推計を行っているが、全期間を通じた各省の減価償却率のデータが存在しないので、毎年の減価償却率を一律に5%として計算した。

第五章 再分配政策と地方政府

はじめに

ここで、これまでの議論の流れをもう一度確認しておこう。第二章および第三章では、改革開放以降の中国において地域間で金融市場が分断されており、また金融機関のレント獲得も保証されておらず、利潤追求主体としての経営ノウハウが十分に蓄積されていなかったこと、しかし、地方政府が企業金融に積極的に介入することで金融機関の仲介機能を補完する役割を果たしてきたこと、しかし、そのような地方政府の介入の効果には地域差が存在しており、結果として地域間の資金の過不足をもたらした中央銀行による資金配分の歪みとインフレ圧力をもたらしたことを指摘した。

さらに第四章では、地方政府の企業あるいは銀行融資に対する介入のありかたと地域の生産性との間の関連性について指摘した。つまり、地域によって地方政府の経済に対する介入の仕方は大きく異なっており、そのことがまた、経済パフォーマンスの違いに大きな影響を与えてきたと考えられる。ではなぜ、地方政府の経済に対する介入のありかたは地域によってそのように異なったものになったのであろうか。

そういった、政府の経済活動に関する分析を行う際に参考になるのが、サブサハラ・アフリカ諸国の政府の経済介入行為を分析したロバート・ベイツの議論である。

ベイツ(Bates, 1988)によれば、サブサハラ・アフリカ諸国では、政府が農産物価格を低く設定し、工業製品や農業生産投入財の価格を引き上げる、という形で農業部門から工業部門への資源移転を行う一方で、農業補助金の給与は一部の大地主や富農を利する形でしか行われなかった。すなわち、政府介入は常に資源配分を歪め、レント・シーキング行為を誘発する形でしか行われてこなかったのである。

ベイツは、このように、サブサハラ・アフリカ諸国において政府がつねに経済的に非効率な経済介入を行ってしまうことを説明する、政府の行動原理に関する三つの仮説をあげている。

第一の仮説は、そのような政府の行動を「公共の利益を代理」するものとしてとらえるものである。つまり、サブサハラ・アフリカ諸国の政府が、農業部門を「収奪」したのは、工業セクターの発展を速めるために最も資源移転を行いやすい農業部門に対して間接的な課税を行う、という公共的な目的を実現しようとした結果生じたもの、とみなす立場である。

しかし、この見方では、政府からの補助金が価格ベースではなく、常にプロジェクト・ベースで行われたため、より広範なレント・シーキング行為を誘発してしまったこと、などに対して十分な説明を与えることができない。

次に挙げられるのが、政府の行動を公共的な目的の追求者としてではなく、特定の利益集団が私的利益を追求する代理人としてその行動パターンを説明しようとするものである。この見方によれば、サブサハラ・アフリカ諸国の政府の行動は、都市の労働者・あるいは消費者の利害を代表し、

彼らの利益を実現するために農村を収奪していたのだ、ということになる。

しかしながら、農業国であるアフリカ諸国で、圧倒的マジョリティであるはずの農民層の利益を政府がなぜ無視し得たのかという疑問が生じるという点で、この仮説もまた十分な説明力を持っているとは言い難い。

以上、これら二つの仮説ではいずれも現実を説明するのに不十分であるとして、ベイツが主張するのが、第三の仮説、「農民に対する政治的な支配を確保し、政権を維持するための努力」として、一連の政府の行動を理解する立場である。

すなわち、マジョリティである農村人口の多数を占めるのが、組織化されていない零細な小農か、土地なし農民であり、政治的な影響力が非常にかぎられている、という状況のもとでは、政府が政権を維持するためには、政治的影響力の強い都市住民と、大地主などエリート農民層という二つのグループの利害を代表する必要があった。このため、政府は、価格政策を通じて農業から資源を移転し、その見返りに一部のエリート農民層のみを利するような、プロジェクト・ベースの補助金の割当を行いつづけたのである。こういった経済的には合理的ではない政府の行為は、サブサハラ・アフリカ諸国に固有の条件の下では、政治的にはきわめて「合理的な」行動であったのである。

以上のようなベイツの分析は、政府の経済行動を分析する上で二つの重要な点を示唆していると考えられる。

一つは、政府の経済介入行為が効率的なものになるかどうかは、ある地域のおかれている固有の政治経済的要因によって大きく影響を受けるということである。たとえば、サブサハラアフリカ諸国の場合、国内の所得格差が大きく、また部族間の政治対立が激しいという条件のために、政府が効率的な経済介入を行うことが妨げられたと思われる。

もう一つは、途上国の場合、政府のとりえる経済への介入行為として決定的に重要な意味を持つのが、再分配、特に部門間の再分配行為である、という点である。途上国の経済発展の過程においては、急速な工業化を伴うことが多く、必然的に農業部門から工業部門への資源移転や、部門間の所得格差の問題が顕在化するからである。

ベイツが分析したのはあくまでも一国の中央政府の政治行動についてであるが、これまで述べてきたような中国の地方政府についても、このような政治行動に関する分析をおこなうことが必要であると思われる。そこで、本章では、地方政府の経済に対する介入のありかたが地域によって異なったものになったのはなぜか、という先ほどの問いに答えるために、各地域がおかれた固有の政治学的条件のもとで、各地方政府がどのような再配分政策をになってきたか、ということ明らかにすることを目的とする。

本章は四つの節から構成される。第一節では、経済発展と、政府による再分配の必要性に関する一般的な議論の整理を行う。第二節では、計画経済時代中国の発展格差の問題を扱う。第三節では、改革開放の発展格差の実状と問題点を指摘する。第四節では、改革開放期の再配分政策において地方政府が果たしてきた役割とその限界について述べる。

第一節 市場経済化と再分配政策

発展途上国の市場経済化、もしくは経済発展の過程¹において、工業部門と、農業に代表される非工業部門との発展・所得格差が拡大していく可能性が常に存在すること、そしてその格差を可能な限り抑えておくことが安定した経済発展を行う上で必要であることは、これまでも広く認識されてきた²。

一般に、発展途上国が工業化を行う際、工業部門が資本蓄積を行うために必要な資金の源泉は海外資本の導入か、非工業部門に対する直接・間接の課税にもとめられる。この結果、特に経済発展の初期段階においては、工業部門の資本蓄積が急速に進むため、この部門の労働生産性は非工業部門にくらべて大きく上昇する。しかし、このような状況のもとでも、非工業部門の労働者は多くの場合近代的な工業労働を行うのに必要な教育を受けておらず、生産性の高い工業部門へのスムーズな労働移動が行われることは困難である。このため、経済発展の過程を通じ非工業部門と工業部門との賃金格差は拡大の一途をたどる。このような所得格差の拡大は、農民層の不満を呼び起こし社会的な不安を増大させる、あるいは農村の疲弊と食料生産の低下をもたらす、経済発展における「リカードの罠」と呼ばれる状態に導きかねないという意味で、経済発展の大きな阻害要因となりうる。

従って、安定した経済発展を行うためには、政府が灌漑設備など農業の生産性を向上させる公共事業の実施や、農業の保護などに資金を費やすといったなんらかの資源再分配政策を行い、上記のような所得格差拡大の問題に対処することが必要とされる。例えば、世界銀行の『東アジアの奇跡』(World Bank, 1993)は、農業が政府によるインフラ投資などの支援を受けた結果高い生産性を保つことが可能になり、農工間の所得格差が抑えられたことが東アジアの経済的成功を支えた要因であると強く主張している。

また、寺西(1995)は、東アジア諸国がラテン・アメリカあるいはサブサハラ・アフリカ諸国に比べて良好な経済パフォーマンスを実現することができた理由を、後者においては農業部門への政府を通じた資源移転が、大土地所有者やその地域の政治的な有力者への利益給与という形、すなわち「分割可能な」形で行われたのに対し、前者では、インフラ投資を中心とした、つまり農民が等しくその恩恵を受けることができる「分割不可能な」形で行われたという、部門間における資源移転の形態の違いに求めている。

このように、経済発展に伴う部門間の所得格差の問題に対して、どの程度農業部門に対するインフラ投資(分割不可能な資源移転)という形で再分配政策が行われるかどうか、ということが良好な経済パフォーマンスを生み出す上で非常に重要であるということがいえる。

¹ 途上国の「市場経済化」を問題とする時、それはとりもなおさず「経済発展」の過程とみなすことができる。特に中国の場合はこの二つの過程は分かちがたく結びついている。このため、本稿では、「市場経済化」と「経済発展」という二つの概念の間に特に明確な区別を設けずに場合に応じて使用する。

² 速水(1995)、世界銀行(1993)など参照。

ただし、中国のケースを取り扱うに際しては、他の地域に比べて特に留意しておかなければいけない点がいくつか存在する。それはまず、中国ではその近代工業化の過程において、部門間の格差だけではなく、それと並ぶ非常に大きな問題として地域間の発展格差の問題を抱えており、その格差是正が常に重要な政策課題であったという点である。そしてもう一つは、特に改革開放以降において、再分配政策の実行に関して、中央政府だけではなく様々なレベルの地方政府の役割も非常に重要なものとして考える必要があるという点である³。

そこで以下の節では、以上の二つの特徴に留意しながら、中国のケースについてインフラ投資を中心とした政府による部門間の再分配政策がどのような形で行われてきたのかをみていくことにする。

第二節 計画時代の発展格差と資源移転

改革開放期の再分配政策の分析に入る前に、計画経済時代の発展格差と、それに対する再分配政策がどのように行われていたのかについてもみておく必要があるだろう。経済システムは大きく異なっているにもかかわらず、計画経済時代の中国もやはり農―工間、および地域間の発展格差の問題に直面していたのであり、この時期の発展格差の程度、また実行された再分配政策がどのようなものであったのかを明らかにすることは、改革開放期の問題を考える上でも非常に重要だと思われるからである。

計画経済時代の発展格差、特に農―工間の部門間格差について考える時、まず触れておかなければならないのは、社会主義経済における工業化が、農業部門からの資源移転によって支えられる必要性を説いた、いわゆるプレオブラジェンスキー命題をめぐる議論である (Preobrazhensky, 1965)。

プレオブラジェンスキー命題とは、社会主義計画経済において工業化の「原始蓄積」の主たる担い手であるべきは農業または農民であり、さらにはその資源移転(「原始蓄積」)の方法として、農工間の交易条件を農業部門に対して不利に設定する、いわゆる「価格シェーレ」を用いた方法が有効であるということを述べたものである(中兼, 1992, Sah=Stiglitz, 1984)。

このプレオブラジェンスキー命題は、計画経済時代の中国の資本蓄積メカニズムを説明する際の「公式見解」として中国の学者達の間でも支持されてきた。すなわち、計画経済時代を通じて、人為的に農産物の価格が設定される農工間の「不等価交換」が行われることで、工業部門は資本蓄積に必要な資金を農業部門から調達することが可能になった、という「強制蓄積」のメカニズムが存在したということが彼らの間の共通認識であった⁴。

しかしながらこの命題は、必ずしも実証的な分析によってその当否が確かめられたわけではな

³ さらに、中国の現実について注意しなければならない点として、「農業」概念と「農村」概念との乖離の問題に留意しておく必要がある。郷鎮企業の成長によって、農村住民の所得に占める農業外所得の比率は大幅に上昇したからである。注8参照。

⁴ そのような立場にたった研究のうち、代表的なものとしては、李(1985)があげられる。

かった。それに対して石川滋(1990)は、もしプレオブラジェンスキー命題が想定するように農業部門が工業部門に対し一方的な資源の提供者となっているのであれば、農村の疲弊と農産物生産性の低下がもたらされ、途上国たる中国は食糧不足による労働人口の停滞が成長の制約要因として働くといういわゆる「リカードの罠」に落ち込んでしまうはずだと主張した。そして、国際貿易論のアナロジーを用いて、農―工間の財の取引を通じた資金の移動(貿易収支)の推計を行い、それが恒常的に農業部門の赤字、すなわち非農業(工業)部門から農業部門への資金の流入があったことを示し、それをもって計画経済時代の中国においては、むしろ政府部門による灌漑設備や道路建設といったインフラ投資を通じた工業部門から農業部門への資源の移転が存在しており、プレオブラジェンスキー命題は当てはまらないと主張した(以下この主張を「石川仮説」と呼ぶ)。

石川仮説を、さらに系統的に論じ、一層厳密な実証分析によって証明しようとしたのが中兼(1988, 1992)である。中兼は、「労働価値説」に基づいているプレオブラジェンスキー命題およびそれを支持した中国の経済学者達による農工間不等価交換説は、異なる職種間の労働力を比較する際に恣意的な仮定を設けた結果導き出されたものであり、その結論はとうてい客観的なものとはいえないと厳しく批判した。

中兼はまた、独自の方法により農―工間の貿易収支⁵、および各部門の貯蓄―投資ギャップに等しい経常収支の値を推計した。その結果、農業部門の貿易収支については、60年代末までは時代によって流入・流出の変動が存在したこと、しかし70年代以降は一貫して農業部門への資金の流入(貿易赤字)がみられたこと、そして経常収支においては、80年代以降には黒字に転じるが、それまではほとんど0に近い値であること、などを明らかにし、計画経済時代において、工業化のための資本蓄積において農業部門からの資金移転によってまかなわれた部分は無視しうほど小さく、蓄積の源泉はむしろ労働者に対して低賃金を課すことによって工業部門内で生じたものである、と結論づけている⁶。

ただし、中兼の推計結果をそのまま認めるとしても、それによって工業部門の資本蓄積の源泉に関する「石川仮説」が立証された、とすることには疑問がある。すなわち、中兼の推計が示す農業部門の「貿易収支」が赤字(純流入)になっている、もしくは、経常収支がゼロに近い、という状況が、経済学的に見ていったいどのような意味を持っているのか、ということは必ずしも明確ではない。ナイト=ソン(Knight=Song, 1999)が示している通り、このような現象が生じるのには次の二つのケースが考えられるからである。

第一に考えられるのは、農―工間の交易条件が、農業部門に対してあまりに不利に設定されているために、農業部門の生活水準の低下をもたらし、この部門において貯蓄余剰を生み出すことができなくなってしまうケースである。

そして第二には、相対的に農業部門に対して不利に設定されているために、農産物の買い付

⁵ 実際の分析において中兼は、「農業部門(拡大農業部門)」と「農村部門」を区別し、それぞれ「非農業部門」、「非農村部門」との間における貿易収支の値を推定している。

⁶ 山本(1999)もデータを延長して推計を行い、同じような結果を得ている。

けを行う政府部門に余剰が生じるが、政府部門はその余剰を工業部門への投資だけではなく、農業部門に対してもインフラ投資などの形で再分配を行うために、農業部門全体の貯蓄余剰（経常収支）は小さいものになる、というケースである。

「価格シェーレ」を主張する論者が主張するのは第一のケースであり、石川が主張したのは第二のケースである、ということができよう⁷。しかしながら、中兼の行ったような、現実の農産物価格を用いた貿易収支あるいは経常収支の値の推定結果からは、この二つのケースのどちらが中国の現実に当てはまるのかを判断することはできない。中兼自身このことを充分理解しており、自身の結論を補完するデータとして、60年以降の農工間交易指数が著しく改善したことをあげ、かならずしも第一のケースが想定しているような著しく不利な交易条件の設定があったわけではないことを強調している⁸。

しかしながら、このように農工間の交易条件の著しい改善があったことは、逆に少なくとも工業化の初期段階（1950年代）においては、工業部門に資本蓄積に必要な余剰を生み出すために、農産物の価格が農業部門に対し不利に設定されていたことを明確に示すものであると考えられる。ただし、それがナイト＝ソンや「価格シェーレ」論者のいうように計画経済期を通じて「不当な搾取」といいうる水準にあったのか、それとも石川が主張しているように農業部門にも相当の資金配分がなされていたのかを、農産物や工業生産物の価格データのみによって判断することは困難である。むしろ、全体的な部門間の資源配分のバランスを判断する上では、農村へのインフラ投資がどの程度行われたのか、ということに注目する方が重要であろう。そこで、1978年度、すなわち改革開放開始時点における中国の農村のインフラ状況を、他の途上国の指標と比較してみよう（表1）。

比較可能な指標が限られており、表に示した指標も各国の固有の条件によって影響を受けているであろうことを考えれば単純な結論を導き出すわけにはいかないが、この結果を見る限り、計画経済時代の中国では、農業へのインフラ整備を重視してきたといわれる東アジア諸国に匹敵するような比較的高い水準のインフラ投資が行われたのは事実のようである。特に灌漑率の水準は韓国に次ぐ高さとなっている。

しかし、この時期の資源再配分のメカニズムにはやはり大きな問題が存在していたのも事実である。まず、農村へのインフラ投資は、必ずしも安定して行われたわけではなく、時に経済効率性を無視した政治的な意思決定によって大きく左右されたことがあげられる。

⁷ ナイト＝ソンは、農工間の不等価交換があったという立場から、「均衡価格」を想定した場合の農業部門から工業部門への資金流出額を推定している。

⁸ 中兼は、全体としては農産物価格が相対的に低く設定されていたことを否定しておらず、むしろ議論の力点は通説のように農民だけが資本蓄積過程において「搾取」の対象となったのではなく、工業部門の労働者もその対象となったことを明らかにするという点に置かれているように思われる。その意味で政府の再配分行為により両部門のバランスが実現していることを強調している石川との主張の隔たりは実は大きいと考えられる。

表1 農村インフラ普及度の国際比較⁹

	灌漑率	道路普及率
中国	0.452	0.681
インドネシア	0.277	0.312
韓国	0.595	1.579
タイ	0.165	0.462
インド	0.229	2.099
ブラジル	0.033	0.103
ケニア	0.018	0.098

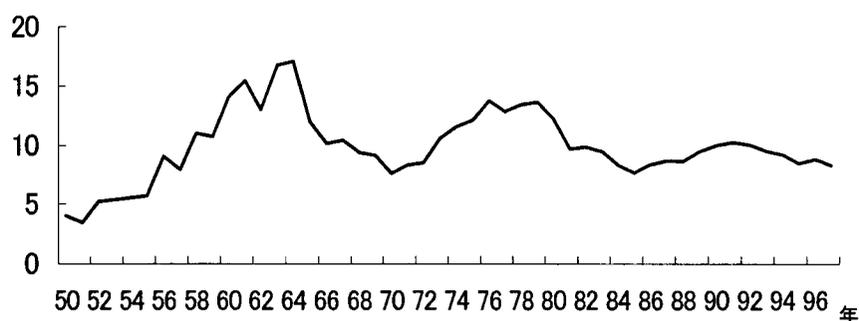
※中国は1978年、他は1980年のデータを使用。

※灌漑面積は、灌漑地(千 km^2)／耕地面積、道路普及率は舗装道路(km)／国土面積(千 km^2)である。

出所：中国は『中国統計年鑑』98年度版、その他の国は寺西(1995)71ページ。

その典型的な例は、西南地区に重化学工業の生産基地を作ることを目的としたプロジェクト「三線建設」の影響であろう¹⁰。「三線建設」が行われた時期(1964年から75年まで)、特に60年代末から70年代初頭にかけて、国内の貯蓄余剰は財政を通じて内陸部の重工業部門への建設投資に総動員され、農業インフラ設備への資金配分は明確に低下した(図1)。このような農業部門への投資資金分配の不安定性は、明らかに農業生産性の安定的な成長を妨げたと思われる。

図1 財政支出に占める農業支出の割合(%)



出所：『新中国50年統計資料彙編』

また、1950年代から60年代にかけての農村におけるインフラの建設が「集団的労働投資」といわれる、農業労働力の半ば強制的な供出によって行われたことがしばしば指摘されている¹¹。この

⁹ 寺西によれば、灌漑率は農業インフラの普及に直接関わる指標である。また、道路普及率のデータは、主に農村部における数字を反映していると考えられる。大都市における道路の普及率は、各国においてそれほど差がないと考えられるからである。

¹⁰ 三線建設についての詳細は、丸川(1993)参照。

¹¹ 山本(1994)によれば、1957年9月からの7ヶ月間に、大規模な農村労働力の動員によって2,345万 km^2 もの

ような形でインフラの整備が行われる時、それが純粋な意味での政府による再分配行為といえるかは疑問である。

また、部門間で移転される資源の総量は、地域間の資源分配の問題によっても影響を受けていたと考えられる。すでに述べた農村へのインフラ投資の低下をもたらした三線建設は、重化学工業部門への重点的な資源配分という性格のほかに、内陸への重点的な資源配分、という性格も持っていた。農業部門からの資源移転が必要とされた背景には、このように内陸地域へ再分配政策を行う要請があったことも指摘しておかなければならない。これは、工業化のために農業部門に課せられた負担には明らかに地域差があったことを示唆するものである。

最後に、計画経済時代の発展格差と再分配の問題に関する特徴をまとめておこう。

- ・この時期における発展格差の問題は、農産物と工業製品との価格格差を通じて、政府部門に余剰資金が移転し、それが政府によって工業部門への投資に振り向けられる、というメカニズムを通じて生じた。
- ・農業部門に対しても政府によるインフラ投資は行われたが、それは政治的な要因によってその動向が大きく左右されたり、あるいはその建設に際して労働力の強制的な供出が義務づけられたりするなど、農村にとって必ずしも歓迎されるものではなかった。
- ・また、同じ農業部門の中でも、その負担度には地域による格差が存在していた。特に 60 年代後半の「三線建設」においては、重化学工業への重点的な投資が、主に内陸地域に対して行われたため、このような格差は顕著なものになったと思われる。

第三節 改革開放期の発展格差と資源移転

改革開放が始まり、中国経済がよりダイナミックな発展を実現すると同時に、発展に伴う格差の問題も大きな局面の転換を見せた。改革開放期の中国の所得格差を扱った研究は多数存在するが¹²、以下では、格差の実態そのものよりも、それを是正するための政府の再分配政策が計画経済に比べてどのように変化したか、特に農村部に対するインフラ投資がどのように行われてきたか、ということに注目して議論を進める。

(1) 地域間再分配チャンネルの変化

改革開放期の中国の再分配政策は、財政権限を中央政府から各地方政府に移譲する「財政請負制¹³」を導入したことにより、中央政府の再分配機能が大きく低下したこと、また、農工間の再分配の問題よりも、地域間の所得再分配の問題がより前面に出てきたことによって特徴づけられる。

このことは、インフラ整備などの公共サービス提供においても、地方政府の役割が非常に大きく

灌漑面積の拡大が実現した。

¹² 90年代前半までの所得格差に関する研究のサーベイは、中兼(1996)参照。個人所得に関する大がかりなサンプル調査によって得られた最新の研究成果は、趙ほか(1999)にまとめられている。

¹³ 財政請負制の変遷については、呉(1996)、大橋(2000)を参照。

なったこと、および、その公共サービス供給能力は地域間の経済力格差を反映して大きな格差が存在していると考えられるが、財政のメカニズムによってはその格差を是正することはもはや不可能となったこと、を意味している。

しかし、そのような地域間の発展格差を是正する再分配のメカニズムは、改革開放期においては全く機能していなかったわけではない。第三章において詳しく見た通り、財政による再分配のメカニズムの低下を補完する形で、中央銀行の再貸出を通じて沿海部の資金を経済の遅れた内陸地域に対して分配するという、金融システムによる地域間の資金分配メカニズムが存在していたからである。

85年より、それまで無償の財政資金によりまかなわれていた基本建設投資の資金を有償の銀行貸付けに切り替える、いわゆる「撥改貸」という改革が実施され、その結果として、固定資産投資の資金源泉に占める銀行貸出の比率は大きく上昇した。しかし、これらの融資は必ずしも経済効率性に基づいて行われたわけではなく、実際に見られたのは政策的要素の強い融資によってそれまで財政資金によっておこなわれた投資がファイナンスされるという、「財政の金融化」ともいべき現象であった。

しかし、より重要なのは、このようにその割合を上昇させた金融機関による資金配分のメカニズムが、一面において地域間の資金再分配機能をも担っていたということである。表2は、地域ごとの、金融機関(国有銀行に限る)の預貸比率(総預金額に対する貸出額の比率)を示したものであるが、これをみれば発展の遅れた内陸部における預貸比率が沿海部のそれを上回っていることがわかる。

表2 地域別の国有銀行預貸率

	1980	1985	1990	1995
預貸率(沿海)	123.4	130.3	115.6	83.3
預貸率(内陸)	142.6	154.5	144.6	120.5

出所：『改革開放 17 年の中国地区経済』

一般に、このように預金額を上回って貸し付けが行われている場合、インターバンクを通じて他の地域から借入を行っているか、中央銀行からの再貸出を受けているかのいずれかの方法で資金が調達されていると考えられる。しかし、依然として中国のインターバンク市場は未発達である上に¹⁴、沿海部から成長パフォーマンスの点で遅れを取る内陸部へと市場取引を通じて資金の流入がおこるとするのが不自然であることを考えれば、内陸部における預貸差額は中央銀行の再貸出によってまかなわれているとみるべきであろう。しかも、地域によってその比率が大きく異なるという事実は、市場金利よりも低い水準での貸し出しが、内陸地域に対して優先的に割り当てられ

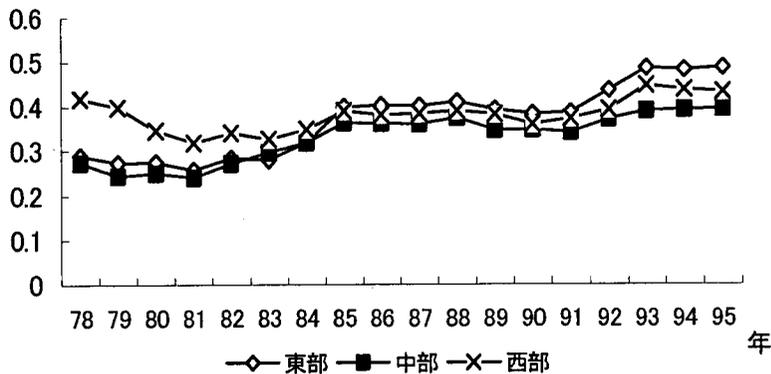
¹⁴ 96年になって全国規模のコール市場取引が行われるようになったが、その取引は依然として地域分断性を色濃く残していると考えられる。詳しくは第二章参照。

ているということを意味する¹⁵。

このような発展の遅れた地域への中央銀行を通じた信用割当が行われた結果、各地域の投資率は、経済パフォーマンスや、貯蓄率に関わらず均等化するという現象がみられる(図2)。

これは、少なくとも各地域の投資行動に関しては、それまでの財政資金による資源再分配機能は、金融を通じた再分配のメカニズムによって補完されており、その結果として沿海部から内陸部へという資金の流れが存在していたことを示している。

図2 各地域の投資率



※投資率=総資本形成/GDPとして計算。

出所: 『改革開放17年の中国地区経済』

(2)問題点

しかしながら、上記のような金融機関を通じた地域間の資源再分配メカニズムは、実際に発展格差を解消するという点では、次のような理由できわめて不十分な機能しか果たしてこなかったと考えられる。

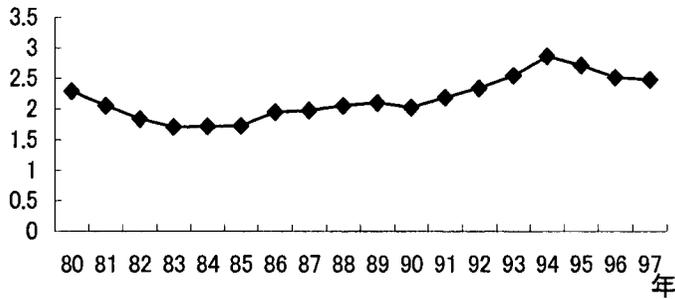
まず、第三章、あるいは四章で詳しく見た通り、中央銀行による信用割当という形で発展の遅れた地域に優先的に割り当てられた資金は、必ずしも効率的な経済活動と結びつかなかった。

さらに、所得再分配政策が金融システムを通じた地域間の資金分配という形で行われたことによって、地域内の発展格差の問題、なかんずく農-工間の発展バランスの問題に対しては有効な政策的な対処がとられないでままできたという点を指摘せねばならない。以下この点についてより詳しくみておこう。

まず、改革開放期における農-工間の格差の実態を簡単にみておこう。農村および都市住民それぞれの一人あたり所得の比率をみてみると、80年代後半まで縮小するが、その後90年代中盤まで拡大するというパターンをたどっていることがわかる(図3)。

¹⁵ 中央銀行による地域間の信用割当に関しては、第二章および梶谷(1997)参照。

図3 農民-都市住民の所得格差

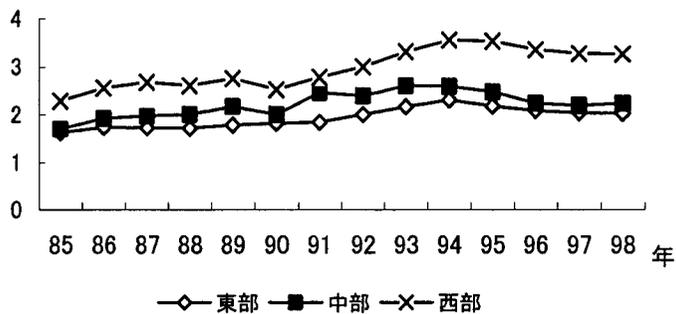


※数字は農村住民所得を1とした場合の都市住民所得の比率。

出所:『新中国 50 年統計資料彙編』

それでは、所得格差が拡大傾向にある85年以降の同じデータを地域ごとの数字でみてみるとどうなるだろうか(図4)。すると、興味深いことには、沿海部の諸省においてはそれほど格差の拡大傾向が見られないのに対して、内陸、特に西部の諸省ではもともと格差が大きい上にその値は顕著な拡大傾向にある。すなわち、全国レベルで見た農村-都市間の格差の拡大傾向は、主に内陸地域において生じていたものといえる。

図4 各地域の農工間所得格差



出所: 図3に同じ。

また、ナイト=ソン(Knight=Song: 1999)は、88年と94年に行われた中国の所得格差に関するサンプル調査のデータを利用して、各省の都市住民の平均所得を従属変数に、農村住民の平均所得を説明変数に回帰分析を行い、次のような結果を得ている。

$$Y_u = 51.527 + 1.523 * Y_r \quad \bar{R} = 0.65 \quad (1988\text{年の, } 10\text{の省を対象とした回帰分析})$$

$$Y_u = 114.729 + 1.189 * Y_r \quad \bar{R} = 0.68 \quad (1994\text{年の, } 29\text{の省を対象とした回帰分析})$$

※ \bar{R} は自由度修正済み決定係数。推定値は、いずれも1%水準で有意である。

ここで重要なのは、回帰分析における切片が大きく正の値をとっていることである。これは、 Y_r (農村所得水準)が大きければ大きいほど、すなわち、豊かな地域ほど、 Y_u/Y_r 、すなわち農村-都市間の所得水準の格差は小さく、逆に貧しい地域ほど格差が大きくなることを示している。しかも、88年のデータと95年のデータでは後者の方で切片が大きくなっており、近年ほどよりこの傾向が強まっていることを示している。

それでは、このような、「農村-都市間所得格差における地域差」はなぜ生じるのだろうか。

一つの要因として、郷鎮企業からの賃金収入が農村住民の収入に大きな比重を占めるようになった結果、郷鎮企業の発展格差を反映して、農村所得の地域間格差も大きく拡大していることがあげられる。この点については、これまでも多くの指摘がなされている。

しかしここでは、もう一つの要因、すなわち農業収入における格差の問題を強調しておくことにしたい。これには次のようないくつかの理由がある。すなわち、農村間の所得格差の要因として、これまでは非農業所得が主に強調されてきており、農業所得の格差については十分に考えられてこなかったこと、しかし、最近になり、農業所得における格差を重要視する研究成果が出てきていること¹⁶、また地理的な制約から郷鎮企業の発展に限界がある地域においては、農業所得の上昇こそが貧困を脱出し豊かな地域との格差を解消するために重要となると考えられること、などである。

そしてこのような農業収入の上昇をもたらすための再分配政策、すなわち農業に対するインフラ投資が、特に内陸部においては全く不十分にしか行われてこなかったことが、この地域において農村-都市間の所得格差が拡大している原因になっていると思われる。

図1に示されるように、改革開放以降全国の財政支出に占める農業関連支出の比率は大きく低下した。また、表3から、特に地方財政による支出の低下傾向が大きいことがわかる。80年以降財政収支の対GDP比率が大きく低下していることを考えると、この時期の財政資金による農業インフラの建設はきわめて不十分な水準にあったといわざるを得ない。

さらに、農業関連支出の内訳はどうか。表4によれば、支出全体の中で「農業基本建設支出」が大きく減少し、一方「各農業部門事業費」の比率が上昇している。後者は、主に事業部門の人件費など、必ずしも生産的な支出ではない項目の伸びを反映したものである。また、「農村生産支援支出」の内訳をみても、水田・水利保持支出など、農業の生産性を向上させるために必要な支出の割合は大きく減少している(表5)。その結果、中国農村における現有の水利施設は、その多くが60、70年に建設されたものであり老朽化が著しく、十分に水害や旱魃に備えることができなくなっている(中国財政学会編、1999)。

¹⁶ 例えばTsui(1998)など。Tsuiは、タイル指数を用いて広東・四川両省の農村内所得格差要因を農業・非農業

表3 地方財政の農業関連支出(億元, %)

	財政支出 (A)	農業関連 支出(B)	100* (A)/(B)
1981	512.76	96.30	18.80
1985	1209.00	123.50	12.20
1991	2295.81	220.74	9.61
1992	2571.76	241.52	9.39
1993	3330.24	291.10	8.74
1994	4038.19	354.75	8.78
1995	4828.33	383.82	7.95
1996	5786.28	455.12	7.87
1997	6701.06	504.65	7.53
1998	7672.58	557.23	7.26

出所: 1985年までの数字は、孫編(1995)88ページ

1991年以降の数字は、『中国財政年鑑』99年度版

表4 農業関連支出の内訳(%)

	1953— 1978	1978	1986	1992	1979— 1992
農村生産支援支出	21.0	31.2	29.2	39.7	35.2
各農業部門事業費	22.6	22.3	41.3	33.2	35.7
農業基本建設支出	44.5	35.6	24.9	23.2	24.6
農業科学技術費用	0.5	0.7	1.5	0.8	1.1
その他	11.4	10.2	3.1	3.1	3.5

※ここで挙げられた項目は、「直接農業支援支出」に限られる。

出所: 孫編(1995)51ページ

表5 農村生産支援支出の内訳(%)

	1953— 1978	1981	1985	1990	1979— 1992
小型水田水利・水土保持補助費	56	60.4	43.9	24.6	37.9
農村合作生産組織支援資金	43.1	29.6	40.9	21.0	31.4
うち: 郷鎮企業扶助資金	-	8.0	18.6	9.4	13.7
農業技術他補助費	0.2	0.7	1.3	3.9	3.0

※1990年の合計が100を大きく下回っているのは、この表に含まれていない、「農業発展
専項資金支出」および「糧食生産発展専項資金支出」の比率が増加したためである。

出所: 孫(1995)56ページ。

このような、財政による農業関連支出の低下と、後述するような地域の自主財源への依存の結果として、農村のインフラ設備は、改革開放期において、地域間で大きな格差を残したままになっているか、あるいはより一層格差を拡大させた。そのいくつかの例を表に示しておく。

所得に分解した結果、80年代後半を通じて農業所得の所得格差への寄与度の方が大きいことを指摘している。

表6 各地域の農業関連インフラ

	灌漑率		農村一人当たり電力使用量(kwh/人)		農村一人当たり機械総動力(人/kw)	
	1980	1995	1980	1995	1980	1995
東部	0.589	0.656	0.005	0.023	0.205	0.500
中部	0.380	0.445	0.003	0.010	0.191	0.382
西部	0.406	0.460	0.002	0.009	0.112	0.229

出所：『新中国50年統計資料彙編』

このように、改革開放以降、財政の分権化に伴い地方政府の財政権限が高まった結果、特に農業へのインフラ投資の局面において大きな地域格差が顕在化した、といえよう。すなわち、沿海部においては工業発展で得られた余剰資金が農村へのインフラ投資にも使われたものの、内陸部においては、農村へのインフラ投資などは計画経済と比べてみても極めて不十分な規模でしか行われなかった。また、金融を通じた地域間の資源再分配は、このような地域間の農村インフラ整備における格差解消にはほとんど寄与しなかったのである。

次節では、内陸部における地方政府による農村へのインフラ投資が、なぜこのような不十分なものになってしまったのか、財政システムに内在的な問題からそれを検討していく。

第四節 地方政府中心の再分配メカニズムとその問題点

標準的な財政学の理論¹⁷では、地方政府が担うべき機能は、その地域の住民のみが直接便益を受けるような公共サービスの提供に限られるべきであり、それ以外の、例えば地域内の所得分配などは中央政府が行うべきであるとされる。そのような標準的な理論では、国内市場において労働や資本の移動が自由であると想定されているため、国内の特定の地域において所得の再分配が行われることは、そのことが資源の配分に影響を与え、歪みをもたらすとされるからである。

しかし、改革開放期の中国のように、地域間の労働移動に依然として大きな制約があり、また中央政府による財政的な再分配機能が大きく低下した経済においては、以上のような議論はあまり説得力を持たない。また、改革開放期において地方政府は地域の経済発展の原動力として非常に大きな役割を果たしたという現実を考えれば¹⁸、むしろ地方政府が農村へのインフラ投資など部門間の発展バランスを調整するための再分配を行うことには積極的な意味があると思われる。

にもかかわらず、これまでみてきたように、改革開放期の中国の現実においては、地方政府による農村へのインフラ建設を中心とした再分配はきわめて限られたものでしかなかった。地方政府による部門間の再分配が、必要であると考えられるにもかかわらず不十分にしか行われなかった

¹⁷ 財政学の標準的な理論を紹介したテキストとしては、例えば Stiglitz(1988)など参照。

¹⁸ 地方政府が経済発展に果たした役割については、加藤(1997)第4章参照。

のは、改革開放期の地方財政システムに内在する問題のためであったと考えられる。以下では、その問題点を詳しくみていくことにしたい。

80年代より財政請負制が導入された結果、中央財政による地域間の所得再分配機能が低下したことは既にみた通りである。では、そのような地域間の再分配ではなく、地域内における部門間再分配メカニズムはどうであったか。

財政請負制のもとでは、各級の政府は産品税や付加価値税など、所得再配分効果が存在しない間接税を主な税源としていたため、財政を通じた所得再分配は主に各級政府間の財源の分配によって行われることになる。そのような財源の再分配のチャンネルには二種類のものが存在する¹⁹。一つ目のものは、地方政府間の財源のシェアを通じて行われるものである。請負制のもとで、下級の政府から上級の政府に上納金という形で財政資金が集められるが、その際より豊かな地域にはより多くの上納金が課せられ、より貧しい地域に対してはより少なく課せられるか、場合によっては補助金が給付される。このように、上級・下級政府の間で財源のシェアを通じて、豊かな地域から貧しい地域への財政資金の移転が行われる。このメカニズムを、「財源シェアリング」と呼んでおこう。

もう一つのチャンネルは、中央政府から、地区級以下の（つまり、省より下の）政府に対して直接交付される補助金を通じて行われるものである。これは主に、その用途が指定された特定補助金の形をとる。

しかし、こういった政府間の財政資金の移転を通じた再分配のメカニズムには大きな限界があった。まず、地方政府間の「財源シェアリング」について検討しよう。すでに述べた通り、このメカニズムのもとでは、ある一つの地方政府はその一つ下級の政府との財政上納金および補助金のやりとりを通じて、豊かな地域から貧しい地域へと財政資金の再配分を行う。しかし、問題は、その再分配のメカニズムが省なら省、県なら県という行政区域の中で完結しており、より上級のレベルにおける再分配との結びつきが存在しない点にある。

例えば、山東省および貴州省における4つの県の財政収支に関する調査を行った Wong (1997) は、貴州省の中で比較的に財政的に余裕のある遵義県と、山東省の蓬萊県を比較した場合、一人当たり GDP において遵義県は蓬萊県の五分の一以下に過ぎないにもかかわらず、上級政府（この場合は省）への上納金の財政収入に占める比率においては、前者が37%に対して後者が27%と、より貧しい遵義県の方がより重い財政上納金を負担していることを指摘している。このように、財源シェアリングによる再分配メカニズムがある行政区画内で完結してしまうために、貧しい省における比較的豊かな県、あるいは貧しい県における比較的豊かな郷・鎮といった地域の負担が、全国的レベルからみてかえって高くなってしまふ、という事態が生じてしまうことになる。また、そのような財政負担の負公平性は、より末端の政府ほど大きくなるものと思われる。表7は、県レベル以下の財源シェアリングの状況を記したものであるが、相対的に貧しい地域である貴州省遵義県において基層政府レベルの財政力の不均衡が大きくなっていることがわかる。

¹⁹ 以下の記述は、主に Wong(1997)に依拠している。

さらにこのような財政シェアリングのシステムは、後述するように、ある地域内の相対的に豊かな下級の地方政府に対して、上納の対象となる「予算内」の財政資金を拡大させるよりも、そのような上納のメカニズムに組み込まれない、いわゆる予算外資金や自己調達資金といった地方政府の自主財源の方をより拡大させようというインセンティブを与えてしまう。

表7 基層—県政府間の財政移転

	基層政府の上納比率 (上納金/財政収入; %)			
	最大	最小	平均	変動係数
山東省蓬萊県	77	-187	-42	-1.77
山東省曲阜県	28	-70	-26	-1.13
貴州省遵義県	51	-147	-19	-2.36

出所: Wong(1997)289 ページ。

以上のような理由により、地方政府間の財源シェアリングは、全体として下級政府の経常収支の過不足を調整する、という性格のものにとどまり、地域間の発展格差の解消に積極的に作用するものではなかった、といえよう。

では、次に、中央政府による特定補助金を通じた再分配のメカニズムはどうか。このような特定補助金のうち最も大きいシェアを占めるのは価格補助金である(93年のデータでは、中央財政からの特定補助金に占める価格補助金の比率は59.8%である。Wong(1997)53 ページ参照)。価格補助金は、主に都市住民が農産物や油などを安く購入するために用いられるもので、80年代に入ってから急速にその財政支出に占める割合が拡大した²⁰。

このような農産物に対する価格補助金は、80年以降、農産物の政府による買い付け価格が大きく引き上げられた結果、政府から都市住民への配給価格を上回ってしまう「逆ざや」現象が生じたために必要とされるようになったものである。したがって、この補助金は本来、都市住民に対する政府の生活補助金という性格を持つものであり、さらには、より食糧の消費量が多い、すなわち比較的所得水準が高い地域に対しより多くの額が給与されるという、一種の逆進性を持っていると考えられる。このような価格補助金が大きな割合を占める中央財政からの特定補助金が、十分な所得再分配機能を持っていないことは明らかであろう。

このように、地方政府間の財政シェアリングのメカニズムも、中央政府による補助金の給付も、その所得再分配機能は非常に限定されたものでしかなかった。このような財政請負制のシステムのもとで、上級政府が本来担うべき部門間再分配の機能は、より下級の政府に転嫁されていった。すなわち、上級政府の行う再分配行為は、あくまでも集められた資金を下級政府の間で分配することにとどまり、自らの財源を用いてインフラ建設を行うなどといった、積極的に部門間バランスの調整を行おうとするものではなかった。各級の地方政府にとっては短期的な収益性とは結びつか

²⁰ ただし90年代に入って価格補助金の対GDP比率は低下している。価格補助金について詳しくは石原(1996), Knight=Song(1999)を参照。

ない農村・農業のインフラ整備よりも、工業への投資に資金を振り向けることこそ「最適な行動」を意味するからである。

このような状況のもとでは、農村へのインフラ投資に代表される、部門間の発展バランスを調整するための公共サービスの提供は、最終的には郷・鎮といった基層政府に委ねられることになる。

しかし、このことは次のような事態を招いてしまう。

まず、基層政府には、上級政府への財政上納の対象となる「予算内」の財政資金を拡大させようというインセンティブが働かず、むしろ、いわゆる予算外資金や自己調達資金といった、基層政府が自由にその用途を決定することができる自主財源の拡大を目指すことになる。その中でもっとも重要なのが、郷鎮企業からの上納収入である。

しかしながら、郷鎮企業の発展および基層政府の自主財源には、地域によって大きな格差が存在するために、基層レベルにおける大きな財政収入格差が生みだされる²¹。

その結果、豊かな郷・鎮では、企業からの上納金を利用して農業インフラの建設にも資金を回すことが可能となり、農―工間のバランスのとれた発展を行うことができた一方、貧しい地域では、農業部門に投入するだけの余剰資金が存在せず、むしろ、上級政府とのバーゲニングを通じて、工業投資への融資を引き出すインセンティブを持つようになった。このような状況が、既に見たように、農―工間格差に大きな地域差が存在する一つの原因となっているものと思われる²²。

以上みてきたように、財政請負制のもとでは、上級の地方政府は基本的に管轄する地域内における部門間の再配分機能を担っておらず、その機能はより下級の政府へと下送りされてきた。これは、各級の地方政府が、それぞれ所轄する企業を有し、主な自主財源を企業からの収入に頼ると同じような「コーポラティズム的性格」²³を持っていたことによりもたらされたものと思われる。こういった状況においては、各級の地方政府にとって部門間の再配分、すなわち工業部門から農業部門への資源移転を行うことは、自己の収入源である企業を圧迫することにつながるため、それを行う積極的なインセンティブを持ち得ない。このため、各級の(基層を除く)地方政府が行う再配分政策は、より下級の地方政府間で財政資金の過不足を調整するという、自己の財源に負荷のかからない消極的な形態のものに限られてしまったのである。

おわりに

本章では、各地域の経済効率に影響を与えると思われる、中国に固有の政治経済学的要素のうち、政府による再分配の問題をとりあげ、計画経済期および改革開放期の中国においてどのよ

²¹ 予算外資金は、予算内の財政資金と異なり、地域間でほとんど収支の差が存在しない、すなわち、財源シェアによる再分配の対象とはならない財源である。予算外資金の全財政収入に占める比率は、豊かな地域において圧倒的に高く、それが財政資金の格差として現れている。予算外財政資金について詳しくは邓(1990)および第4章参照。

²² 朱玲ほか(1994)は、80年代において、扶貧政策として郷鎮企業振興策がとられ、それが結果として成功せず格差の拡大を生んでしまったことを指摘している。これはこの時期において、農村財政がいかに郷鎮企業からの収入に頼らざるを得なかったか、ということを示すものである。

²³ 地方政府と企業のコーポラティズムの関係については、Oi(1992, 1999)参照。

うな形で部門間あるいは地域間の再分配政策が行われてきたのかをみてきた。

まず、計画経済期においては、農産物と工業製品との価格格差を通じて政府部門に余剰資金が移転し、それが各部門間や地域間で再分配されるというメカニズムが存在した。農業部門への政府を通じた資源配分も一定の水準で行われはしたものの、それはその時々、政治的な動向によって強く左右されるなど、結局各地域や各農家の自主性を損なう形でしか行われ得なかった。

それに対し、改革開放期においては、財政や生産における大胆な分権化の実施によって、各地方の自主性が引き出されダイナミックな経済発展が実現した。その反面、財政システムに内在的な問題のために、特に経済発展の遅れた内陸地域において、農業部門に対するインフラ投資に代表される部門間の資源再分配は、計画経済時代に比べても極めて不十分な水準でしか行われなかった。

このような改革開放期における再分配メカニズムが持つ問題点は政策当局によっても十分に認識されており、その解決手段として94年の分税制の実施に代表される、中央政府の財政能力を拡充しその再分配機能を強化することを目指した一連の財政改革の試みが続けられていることは周知の通りである。

しかしながら、全国規模での公平な個人所得税の徴収などが難しい現状において、中央政府による地域間の資源再分配機能の強化だけでは「市場経済化」に伴う中国の再分配をめぐる問題を解決するには不十分であると思われる。本稿においてみてきたように、改革開放期を通じた中国の再分配メカニズムの問題点は、地域間の資源再配分の不足というよりも、むしろ各級の政府が同じようなコーポラティズム的性格を有しているために、地域内の再分配メカニズムが十分に働かないという点にあったと思われるからである。

このような現状認識に立つならば、今後の中国の財政改革についても、単に中央集権化か地方分権化か、といった二分法的な議論ではなく、「市場経済化」に伴い必要とされる政府の再分配機能を中央および地方政府の間でどのように分担していくのか、という観点からの議論を行うことが望まれる。その際には、各級地方政府が現在のような政企一体のコーポラティズム的性格を脱し、より望ましい規模での再分配と公共サービスの提供を行いうるような、各級政府の財政機能の明確化とそのための財源の確保といったことを優先的な課題にしていくべきだと考えられる。

終章 経済発展における地方政府の役割の再検討

はじめに

ここでは、本論文がこれまで行ってきた議論の流れをもう一度振り返っておこう。

まず第一章では、開発金融論に関する既存の様々な学説を振り返りながら、制度としての「市場」が極めて未成熟な段階にある発展途上国の金融市場の問題を扱う際に、「審査能力」に代表される金融仲介機関の「商人」的機能、途上国の金融発展における、適度の政府介入、その地域固有の政治経済学的な問題の存在、などの点に留意することが必要であると主張した。

第二章では、第一章の問題意識にたって、改革開放期の中国の金融システム全体がどのように位置づけられるか検討し、その特徴が「高度の金融機関への資金動員と、低度の市場分配メカニズム」の共存にあることを指摘した。すなわち、「地方政府による信用補完機能」が存在したために、資本・金融市場のメカニズムが未成熟なもとも金融システムへの「信認」が形成され、国内資金の金融機関への動員が成功したものと考えられる。しかしながら、そのような国内資金の動員メカニズムには、農村―都市間、あるいは地域間において大きな格差が存在するものであった。

第三章では、第二章で指摘されたような、地域間での金融システムのアンバランスな発展状況が、市場経済への移行過程における「貨幣化の特殊な形態」とあいまって、中国経済のマクロ経済的なバランスを崩したことを指摘した。すなわち、金融システムの発達が遅れ、流動性不足に悩む内陸地域に中央銀行を通じて投入されたベースマネーが、沿海地域に流出し、結果として経済全体のマネーサプライを増大させインフレ圧力を高める、という構造が 80 年代から 90 年代前半を通じて存在したことを検証した。

第四章では、第三章で示されたような内陸地域から沿海地域へのベースマネーの流出がもたらされる原因として、地域間の生産性格差の問題に特に注目し、そのような生産性格差が、地方政府による経済への介入のありかたが経済発展の進んだ地域と遅れた地域とでは大きく異なっている、という事実と密接な関連を持っている、ということを実証した。

第五章では、第四章でとりあげたような、地方政府による経済への介入のありかたに大きな地域的な差異が存在するという問題について、各地域がおかれている固有の政治経済学的要因、特に各地方政府が直面する再分配の問題、という角度から説明を試みた。すなわち、80 年代以降、財政メカニズムの大幅な地方分権化が行われる中で、部門間の発展バランスに代表される資源再分配機能は、行政システムのより下級のレベルへと転嫁されていった。その結果、上級政府への財政上納の対象とならない自主財源の拡大インセンティブをもつ豊かな地域と、上級政府とのバーゲニングを通じた補助金・政策的融資の拡大インセンティブをもつ貧しい地域という、地方政府における二極分化現象がもたらされてしまったことを指摘した。

こうしてみると、一つの発展途上国として中国をとらえ、その金融システムがどのように発展してきたか、あるいは、今後どのようなやり方で発展していくべきか、ということを考えるにあたっては、地

方政府の経済活動、およびそれらがどのようなインセンティブに基づいて行われているか、という問題について検討を行うことが非常に重要であるといえる。

そこで、この章では、中国の経済発展の過程で、地方政府が果たしていた役割について既存の研究を参照しながら再検討を行った上で、本論文の分析結果に基づいて地方政府の経済活動に対する新たな位置づけを行い、さらに今後の研究課題を提示することを試みる。また、その上で、地方政府の経済活動について大きな見直しを行っている近年の一連の財政・金融改革をどのように位置づければよいのか、ということについても考えてみる。

第一節 地方政府の経済活動に関する既存研究

中国において、「地方政府の経済介入」の評価に関しては、これまでそれを肯定する立場と肯定する立場という相対立する考え方に分かれて議論が続けられており、いまだ確たる結論は得られていない、といってよいだろう。ここでは、それぞれの立場の主要な論点をまとめておき、後でそれぞれの問題点の指摘を行うことにする。

a. 地方政府の経済介入否定論

まず、地方政府の経済活動に関して否定的な見解から紹介する。この立場については、特定の理論モデルが存在しているというわけではなく、様々な論者が、地方政府が企業経営を中心とした地域の経済活動に介入することに伴う様々な個別の問題点を指摘している、というのが実状である。ただし、それらの議論の多くが、正統派(新古典派)経済学による政府の役割(取引・契約が円滑に行われるための法制度の整備と執行、公共財の提供と所得分配機能)の定義に基づき、中国の地方政府がしばしばその範疇を超えるような経済活動への介入を行っていることをもって批判の根拠としている、ということは確かである。そういった意味で、こういった地方政府の経済介入に対し否定的な議論の共通の理論的支柱になっているのは新古典派経済学である、ということがいえる。

さて、これらの議論が指摘している地方政府の経済介入に伴う問題点をいくつか列挙してみることにしよう。

まず代表的な論点としては、地方政府が当該地域への利益誘導のために金融機関に働きかけ、地元企業への融資を引き出すという、「投資飢餓症」と呼ばれる行為をとることを通じて、中国経済全体のマネーサプライを増大させ、インフレを加熱させた、という、マクロ経済の側面を問題とするものである。

こういった指摘はすでに数多く行われているが、こうした視点に立った本格的な研究としてはホアン(Huang, 1996)があげられる。彼は、地方(省)政府が、中央からの独立性を高めることによって自由に投資額を増やすことに成功し、それがインフレ圧力として働いたことを、各省の投資総額を被説明変数に、地方幹部の中央政府への政治的統合度を数量化した変数を説明変数に用い

た計量分析で実証した¹。

次にあげられるのは、各地方(省)が、地元の産業を保護するために他地域に対して市場封鎖的な行動をとるいわゆる「地方保護主義」と呼ばれる現象²によって、物流や労働力の効率的な移動が妨げられる、というものである。

地方保護主義に関しては、加藤(1999)が詳しい論点の整理を行っている。彼によれば、「地方保護主義」の形態としては、工業品の域内流入を制限する「移入制限型」と、農産物原料、エネルギーなどの域外移出を制限する「移出制限型」の二種類のもが存在する。さらに加藤は、世界銀行、熊賢良などによる研究を参照しつつ、各地域の産業構造差³を推計し、改革開放後 90 年度までは市場の分断化が進んだ(すなわち産業構造差は縮小した)が、その後は統合に向かいつつある(産業構造差が拡大傾向にある)こと、しかし産業によってはまだ地域間での拡散傾向があり、市場の統合が進んでいるとは言えないこと、を指摘した⁴。

加藤自身は、このような地方政府の保護主義的な政策に対し、中国の経済発展に一定の役割を果たしてきたことを評価しているが、このような保護主義政策を資源の非効率な配分をもたらす行為だとして批判する意見は多い。

さらに、国有企業の改革に関しても、地方政府の関与が改革の足かせとなり、企業の効率性を低下させているとする指摘が数多く存在する。

例えば、和田(1997)は、OECD による 90 年代の国有企業に対する調査の結果に基づき、国有企業の「所有権」のかなりの部分を地方政府(特に特定産業の主管部門)が掌握している実態を明らかにした上で、そのような地方所有⁵の実態こそが、中国における国有企業の財務パフォーマンス悪化、予算外資金の増加など、マクロ経済の不安定要素を創り出した、として批判している。

以上見てきた論点からもわかるように、従来においては、地方政府の介入についてその非効率性が批判の対象となる時、問題とされているのは多くの場合あくまでも省政府を中心とした上級地方政府による、経済保護主義、国有企業への経営介入などの経済行動であった。

しかし、近年では、基層政府をも含めたより下級の地方政府による経済活動についても、これを疑問視する声があがっている。

その典型的な例としてあげられるのが、「費改税」という名で呼ばれている、主に末端の地方政府(基層政府)による郷鎮企業や農家に対する乱脈的な徴税行為を規制する大掛かりな政治的キャンペーンの実施であろう。

このキャンペーンの主旨は、それまで地方政府の自己財政資金として、地域の経済発展に寄与

¹ ホアンの分析に関しては、中兼(1999)が、詳しい解説を行っている。

² この現象は「諸侯経済」という名でも呼ばれる。

³ 各地域の産業構造が互いに似通ったものになるか、異なったものになっているか、を示す指標。市場の統合が進んでいけば、地域間の分業が進むために産業構造は互いに異なったものになると考えられる。

⁴ そのような現象が生じる背景には、比較的貧しい地域において、輸入代替工業化への強い指向があることが指摘されている。

⁵ 和田は、このような、地方政府が国有企業に対し影響力を行使し続ける現実を指して、「部門所有」という言葉を

してきたと考えられてきた「予算外資金」の存在を見直し、中央による管理を強化するという点にある。すでに、93年に、国有企業の留保資金が予算外資金のカテゴリーから切り離されるなど⁶、それまでグレーゾーンであった予算外資金に対する中央政府の管理を強化しようとする動きが進んでいたが、それにもかかわらず、現実には予算外資金の額は増え続ける傾向にあった。

特に、末端の行政単位に関しては、「予算外資金」の中でも「制度外資金」といわれる部分が非常に増加している。この主な内容は、財政難に苦しむ末端の地方政府が、各種の使用費や、摊派と呼ばれる現金や労役、現物供出の強制的な割当てなど、税収以外の収入を企業、または農民に対して恣意的に課すというものである⁷。

こういった「制度外資金」あるいは「摊派」による負担は、貧しい地域の農民の勤労意欲を阻害し、また地方幹部の腐敗の温床となり、農民層の不満を増大させているとして、政府は近年こういった行為に対する管理・監督を強めている。

以上みてきたような議論は、問題とする地方政府のレベルの際はあれ、いずれも、中国の地方政府を、特定の地域、特にその特定の政治勢力の私的な利益を代表して行動する存在としてとらえている。そして、地方政府がそのような行動をとる結果、中国経済全体の公共性が失われている、という認識に立っているといえよう。

では次に、地方政府の経済介入を肯定的にみる立場の研究を見ていこう。

b. 地方政府介入肯定論・その2ー地方コーポラティズム論ー

まずとりあげるのは、いわゆる「地方コーポラティズム」⁸に関する議論である。地方コーポラティズムとは、狭義には、J. オイによって提唱された下級の行政単位における政府と企業が一体になった経済発展メカニズムを指す言葉であるが、ここではより広く、80年代における、郷鎮企業に代表される地方主導型の経済発展の原動力を、地方政府の地元経済・企業に対する強い介入に求めようとする様々な形の議論もここに含まれるものとする⁹。

ここでは、「地方コーポラティズム」の意味する内容について、とりあえず、「地方政府と企業が一体化して利潤極大化をはかる体制」であるとしておこう。この時、地方政府は、行政機関としての性格と、利益追求主体としての性格の双方を併せ持っている想定されている。具体的には、企業発展に必要なインフラの建設、金融機関への圧力を通じた投資資金の調達、生産物資の調達や販路の確保など、企業経営にとってプラスになるような様々な行為を、行政単位としての財政・金融面での権限と、上級政府に対する交渉力を用いて実現したことが、このような「地方コーポラティズム」

用いている。

⁶ さらに、96年にも若干のベースの見直しが行われている。

⁷ 末端の地方政府が行う恣意的な財政資金の徴収は、「乱收費」「乱罰款」「乱摊派」の「三乱」の名で呼ばれ、大きな社会問題となっている。

⁸ オイが提唱した Local State Corporatism という概念の訳語として、従来は、「地方政府コーポラティズム」の訳語が当てられていたが、State の訳語として「政府」は適当と思われなから、ここでは「地方コーポラティズム」の訳語を用いる。

⁹ 郷鎮企業の発展に関して基層政府の関与を評価する議論については、菊池(1998)参照。また、実証分析に基づく議論として代表的なものは、バード=リンらによる世界銀行の報告書(Byrd=Lin eds., 1990)である。

が成功した原因であるとされる。ここでイメージされている「地方政府」と「企業」の関係は、明らかに基層政府と郷鎮企業との関係をモデルにしたものである。

このような「地方コーポラティズム」モデルに対して、当然投げかけられるであろう疑問は、「地方政府の企業活動への介入の効率性は、どのようにして保証されるのか？」ということであろう。これについては、地方政府自体の経済活動へのコミットメントと、地方政府幹部の、政府活動へのコミットメントの二つに分けて考察する必要がある。まず、前者の点については、オイがくわしい議論を展開している。彼女によれば、地方政府の経済活動を規律づける上で決定的な役割を果たしたのが、80年代前半に実施された中国の財政システムの大幅な地方分権化である。すなわち、分権的な財政改革が実施されることにより、自己の財政資金を留保することが可能になった各級の地方政府は、自己の財政資金の極大化をその行動目標にして、あたかも、企業が利潤の最大化を目標とするように行動し、その主要な収入源である地元企業(多くの場合郷鎮企業)が効率的な生産を行えるようにその経営にコミットメントするというメカニズムが働くというものである。

次に、政府に属する個人—地方幹部のコミットメントはどのようにして規律づけがなされているのか、という問題に関しては、末端の行政機関では、企業の業績と、財政収入の増大が、地方幹部の地位と昇進可能性に密接に関係している、という中国に特有の政治経済メカニズムの存在が重要な役割を果たしていると考えられる。この点に関する実証研究の結果は、菊池(1998)に紹介されている。

地方コーポラティズムの提唱者であるオイのコーポラティズムに対するとらえ方は、発表する論文ごとに少しずつ変化しており、より柔軟で洗練されたものへと変化しつつある。例えば、Oi(1998)では、分析の対象を県政府の行動にまで拡大し、県政府に関しても、やはり同じような企業活動へのコミットメント、さらには、より下級の郷・鎮レベルの企業相互間における資金の融通や生産に関するコーディネーションという、いわば一つの持ち株会社のような役割を果たしていることを指摘している。

さらに、このような下級政府を中心としたコーポラティズムの体制は、その地域が置かれている経済状態に応じて動的に変化していく、という指摘もなされている。たとえば、1990年代以降、市場の競争圧力の高まりによって、地方政府は、それまでのような集団制企業に対する直接的な介入、信用の割当、といった方法での介入を行うことは困難になり、代わってリース化、企業集団化、株式化などの企業形態の変化、あるいは民営企業への積極的な介入などを行うようになっていったことが指摘されている。

いずれにせよ、地方コーポラティズム論の最大の特徴は、自己の財政資金を最大化する、といういわば擬似的な「私的利益の追求」行為から、行政単位としての望ましい地域経済への介入、という公的な目的の達成が導かれる、というロジックを用いて、地方政府の経済介入を正当化するところにある、ということができる。

c. 地方政府介入肯定論・その2—市場保全型連邦主義・中国型—

地方政府を、あくまでも自己の財政資金の極大化という、擬似的な私的利益の追求者存在とし

てとらえ、そこから公的機関としての機能も達成されることを導き出そうという点では、先の地方コーポラティズム論と共通するが、地方政府の規律づけのメカニズムとして、もっぱら地方政府間の擬似的な市場競争という外部的なメカニズムを重視し、さらにそれを精緻化されたモデルの形で提示したのが、チェン・インイーらにより提出された「市場保全型連邦制・中国型」という名で呼ばれるモデルである¹⁰。

チェンらの主張を説明する前に、まずその主張の理論的背景となった、「市場保全型連邦主義」の内容について触れておく必要があるだろう。

R. コースによる「取引費用」の概念を援用しながら、これまで新古典派の経済理論において省みられることのなかった市場経済の発展に関するフォーマルおよびインフォーマルな「制度」の重要性を説いたのが、新制度派的アプローチによる経済史研究を代表する論者である D. ノースである。ノースは、経済活動に必要とされるフォーマルな社会的制度、特に私的所有権の設定・保証、契約の執行の保証などといった制度が提供されるためには、軍事・警察力を背景にした第三者的な強制力を持つ近代国家の存在が不可欠となる、と主張した (North, 1990)。

しかし、このようなノースのロジックは、同時に「ノースの背理」といわれる次のような問題を発生させることになる。すなわち、近代国家が私的所有権や、契約の執行といった、経済活動のフォーマルなルールに関する第三者的な強制執行者の役割を果たすとすれば、果たして国家に対してそのような公平な制度の提供を強制させることができる機関は存在するのか (国家は第三者的な強制執行者としての権力を、自ら (権力者) の私的利益追求のために用いることはないのか) ? というパラドックスが生じてくるのである。

これに対し、ノースおよびワインガスト (North=Weingast, 1989) は、イギリスにおける議会制民主主義の発展の歴史などを踏まえて、二大政党制をとる自由主義的議会制のもとでは、次のようなメカニズムが働くために、上記のパラドックスは解消されるとした¹¹。

自由主義的議会制のもとで、政権交代が可能な二大政党が存在する国家においては、政府 (国家) は、常に、どちらか一方の政党 (あるいはその政党が利益を代表する特定の階層や産業部門) と結託して、もう一方の政党 (階層・部門) の私的利益を侵害して、そこから利益を得ようとする誘惑にかられることになる¹²。

しかし、このような状態が長期間にわたって継続すると予想され、しかも民主主義的選挙によって常に政権交代の可能性が開かれている (すなわち、どちらの政党とも政府による権利侵害の対象となりうる) 場合、これらの二大政党は、お互いに協調を行って、政府によるどちらか一方の政党に対する私的権利の侵害を防ぐことが最適の反応となる (くり返しゲームにおける協調解)。その結果、第三者執行機能を持つ政府による、その権利を用いた私的利益の侵害は防がれることにな

¹⁰ 「市場保全型連邦制・中国型」のモデルを展開した論文としては、本文で上げたもののほかに、Montinola = Yingyi Qian = Weingast (1995) がある。また Cao = Qian = Weingast (1999) は、90 年代後半の企業民営化の流れの中で地方政府の役割を再確認しようとしたものである。

¹¹ 以下の記述においては、青木 (1999) による解説を参考にした。

¹² この「誘惑」が現実のものとなった時、サブサハラ・アフリカ諸国で典型的に見られる「結託国家」が誕生する。青木 (1999) 参照。

る。

ノース＝ワインガストは、17世紀のイギリスにおいて、ホイッグ党・トーリー党による二大政党政治のもとで、このようなメカニズムが典型的に働いており、政府による市場経済の発達に必要な制度の提供が健全に行われていたという指摘を行っている。

そして、このイギリス流の「自由主義的議会制」による国家の第三者執行機能の保証、というメカニズムを、アメリカ流の、地方自治・連邦制という政治メカニズムに応用して論じたのがワインガストによる「市場保全型連邦制」のモデルである(Weingast, 1995)。

ワインガストは、ある国の地方政治システムが次のような条件を満たす時、その政治システムを「市場保全型連邦主義」と呼ぶことができ、そのシステムのもとで政府による第三者執行機能は保証され、効率的な市場経済の運行が保証される、という。

それらの条件とは、

- ①各段階の政府が、自己の権限内において自主権を持つように権限の範囲を定められた、各レベルの政府が存在する。
- ②下級政府は管轄する行政区域の中で経済に対する主要な権限を持つ。
- ③中央政府は、共通市場を監視し、下級政府管轄地域間の財・サービスを確保する権限を有する。
- ④政府間の収入分担は限定的で、政府借入れは制約されているため、すべての政府がハードな予算制約に直面している。
- ⑤権限と責任の配分は制度化された持続性を有しており、中央政府が、一方的にあるいは下級政府からの圧力により、権限と責任の配分を変更できない。

というものである(Qian=Weingast, 1997)。

彼らによれば、以上のような条件が満たされる時、中央および地方政府による市場経済の効率的な運行を助けるようなコミットメントが保証される。それは、それぞれの政府間関係において次のような自己執行メカニズムが働くためである(Weingast, 1995)。

まず第一のメカニズムは、地方政府間の協調による中央政府の牽制、というメカニズムである。地方政府は、中央政府により自らの権限を制限されたり、あるいは、管轄する区域内における経済主体に対する私的所有権の侵害が行われたりする可能性がある時、それに協調して対抗することが最適の反応となる。すなわち、自由主義的議会制における、中央政府(=国家)に対峙する際の二大政党の間に存在するくり返しゲームにおける協調解が、中央政府に対峙する際の地方政府相互間にもあてはまる、というわけである。

ただし、そのような地方政府間の協調行動によって、中央政府による権利の濫用は防げるとしても、地方政府がその管轄する地域において、同じような濫用を行わないとは限らない。

そこで、地方政府間の競争による、地方政府による効率的な公的サービスの提供の保証、という第二のメカニズムが必要になってくる。これは、住民が、「足を使った投票(ティボー効果)」によって

競争インセンティブを与えることで、地方政府は地域内の所有権を保護し、市場競争を保全するような公共サービスを与えるよう、規律づけられるという、伝統的な財政連邦主義と同じメカニズムが想定されている。

以上がワインガスト(厳密にはノース=ワインガスト)による「市場保全型連邦主義」の内容である。そして、チェンとワインガスト(Qian, Yingyi and Barry Weingast, 1997a)は、以上のような地方政府を中心とした「市場保全」のメカニズムが、改革開放期の中国における地方政府主導型の経済発展の現実にも当てはまるとしている。ただし、中国の場合、上記の「市場保全型連邦主義」に関する5つの条件のうち、①と②は満たしているが、他の項目は部分的にしか満たしていない、特殊な例であるという意味で、「市場保全型連邦主義・中国型」という言葉が用いられている。

またチェンは、中国においては、上級の地方政府よりも下級の政府(特に郷・鎮といった基層政府)のレベルにおいて、このメカニズムがよく当てはまるとし、その理由として、基層レベルの政府においては①保護主義的な政策を立法化する権限ないし能力がない、②予算制約がハードである、という二点をあげている。そこには、「地方コーポラティズム」の主張と同じく、基層政府の介入による郷鎮企業の成功のケースが強く意識されているといえよう。

第二節 批判点と代替的な視点

次に、前節で紹介したようなそれぞれの議論に対する批判点について考えていくことにしたい。

まず、地方政府の経済介入に否定的な立場の議論に対する批判点を指摘しておこう。大まかに言って、これらの議論の主要な論点は二つに分けることができる。一つは、中国では、本来ならば中央政府が行うべき公共サービスの提供を地方政府が行っているために、資源配分上の歪みが生じている¹³、というもので、そしてもう一つは、地方政府による地元経済への介入が、そもそも市場経済において政府が本来行うべき経済活動の範囲を大きく超えており、このためレントシーキング活動などの非効率な行為を誘発しやすくなっている、というものである。

このうち、第一の論点については、それが結局、中国に固有な社会・政治的な条件を考慮していない主張ではないのか、という批判・疑問が投げかけられよう。すなわち、巨大な国土と人口を擁し、経済的な条件に関しても地域による多様性を抱えている中国において、果たして「中央政府」だけを公共サービスの提供者として考えるだけで十分であるのか、非常に疑問である。また、現実にも、改革・開放期において、中央政府が中国全土にわたって公正な所得分配と十分なインフラ建設を行うだけの財政力も政治的権限も持っていなかったことは既に何度か指摘した通りである。

次に、後者の論点についてであるが、このような視点からは、地方コーポラティズム論で指摘された「蘇南モデル」の郷鎮企業のケース、すなわち、末端の行政機関が企業経営に対し積極的に

¹³ 伝統的な財政理論においては、中央政府(財政)がなしうることと、地方政府(財政)がなしうることの間には厳然たる区別が設けられている。例えば第五章の議論参照。

(すなわち、本来の政府に容認される経済活動の範囲を超えて)介入を行った結果、めざましい成功をおさめた事例が、説得的に説明されないことになる。

結局、こういった地方政府の経済介入を否定する議論には、市場経済が発展過程にあり、市場取引を円滑に行うためのフォーマルな制度が未発達である中国において、それをいかに代替しながら経済発展を行えばよいのか、という視点が欠落しており、例えば、ロシア・東欧経済に対し「ショック療法」を勧めて失敗した新古典派の経済学者と同じ轍を踏んでいるのではないか、という疑問点をぬぐい去ることができないのである。

それでは次に、地方コーポラティズム論への批判点としてはどのようなものが考えられるであろうか。この立場の提唱者であるオイは、もともと自身の詳細なフィールドワークをもとに地方コーポラティズムのモデルを構築しており、その限りで非常に説得力を持っているといえる。ただし、そこで注意しなければならないのが、彼女らが調査の対象としているのがいずれも郷鎮企業の発展に成功した沿海地域であり、特に、「蘇南モデル」の名で知られる長江デルタ地域の郷鎮企業の発展パターンを基に議論を組み立てているという点である。従って、地方コーポラティズムのモデルは、これらの地域に現状には当てはまっても、必ずしも中国全体には当てはまらない可能性が強い。オイ自身も、発展の遅れた内陸地域では自らの唱えた発展メカニズムがほとんど働いていないことを認めている(Oi, 1999)。

すなわち、地方コーポラティズムのモデルは、ある特定の地域の地方政府と企業を対象にして帰納的に組み立てられたものであり、それがどのような条件の下で成立するものか、という点に関しては詳しく論じられていないために、結果として普遍性が欠けた議論になっていることは否めない、といえよう。

さらに、第五章で指摘したように、中国の地方財政によって行われる再分配に関する問題点は、むしろ、各級の地方政府が同じような機能を持ち、同じように企業に介入をするというコーポラティズムの性質を持っていたからこそ生じたものだと考えられる。地方コーポラティズム論は、もともと、個々の地方政府のミクロな「合理的行動」によって全体のシステムの成立を説明しようとする傾向があるため、このようなマクロの制度変化によってもたらされた再分配上の問題をどう解決していけばよいのか、という展望を、そこに見出すことはできない。

次に「市場保全型連邦主義・中国型」の議論について検討を加えておくことにしよう。

まず、ワインガストらの「市場保全型連邦主義」という考え方をもう一度確認しておく。すでに指摘した通り、「市場保全型連邦主義」は地方政府間の協調解による中央政府の市場活動への第三者機関としての公正なコミットメントの保証と、地方政府同士の競争による個々の地方政府の市場活動へのコミットメントと適正な公共サービスの提供の保証、という二つのメカニズムにより市場経済活動を行うためのフォーマルな制度の提供を地方および中央政府に約束させるものであった。

このことからわかるように、このメカニズムにおいては、伝統的な財政連邦主義の考え方である地方政府の公共サービス提供に対する住民による「足を使った投票」(いわゆるティボー効果)のメカニズムが大きな役割を果たしている。これは、地方政府が地域経済への公共サービスの提供を十

分に行わなかった場合、その地域の住民がより公共サービスが充実した地域へと移住してしまい、結局その地域の財政収入が減少してしまうという現象が起こるため、それを防ぐために、各地方政府がいわば「住民を繋ぎ止めておくために」地域の公共サービスの拡充を図る、というものである。言うまでもなく、そこには全国レベルでの、統一化された自由な労働市場の存在が前提とされている。

しかしながら、市場経済への移行過程にあり、また発展途上国でもあり地域間あるいは農村―都市間に大きな市場の分断性が存在する中国において、地域間をこえて統合された労働市場はいまだ存在していない。したがって、当然のことながら、上記のような全国レベルでの自由な労働力の移動を前提とした「足による投票」のメカニズム、さらにそれを想定した「市場保全型連邦主義」の有効性には明らかに限界があると思われる。

チエンらも、その点を認識しており、「市場保全型連邦主義」のモデルを中国に適用する際にはいくつかの留保および修正を行っている。たとえば、彼らは、中国における地方政府の役割を、「市場を保全する制度や公共財の提供者」としてというよりも、「より積極的な企業経営への介入者」という、中国経済の現実に即した形でとらえ、その上で「市場保全型連邦主義」で想定されているような地方政府同士の競争メカニズムが中国でも実現している、という見解をとっている。

しかしながら、やはり地方政府が管理する企業同士が競争するということと、地方政府同士が公共サービスの提供を通じて競争するという事の間には大きな違いがあるといわざるを得ない。そして現実の中国経済で見られるのはあくまでも前者のケースであって、後者ではない。その結果として、例えば第五章で指摘したように、地方政府による公共財の供給、特に農業インフラの供給は概して不十分なものになっている。

「企業」による競争と、「政府」による競争のもっとも大きな違いは、企業同士の競争においては競争に敗れた側は倒産せざるを得ないが、地方政府は、競争に敗れたからといって倒産するわけではない、というところにある。現に工業化による発展に事実上失敗した下級の地方政府においても、住民の生活水準を低下させながらも人口を極端に減少させることなく存続している。さらに、そういった地方政府においては、往々にして、「所有」する企業に対して過大な負担を課すなど、明らかに経済的に非効率な行動をとったり、赤字に陥った場合実質的に上級政府からの財政負担を受けられるため、その予算制約はハードではなかったりする、というのが現状である。

このような現象が起こる原因は、中国における財政地方分権化と地方政府の自立性の強化は、ワインガストのモデルが想定するような各地方政府間の協調による中央政府への対抗、という、「下から」の積み上げによって出来上がったものではなく、あくまでも、中央政府が自らの資源再分配機能の低下を補うために地方政府の自主性を引き出し公共サービスの提供を委ねるために「上から」行った制度改革の結果生じたものである、というところに求めることができるだろう。

以上の考察からも、基本的に各地方政府のミクロ的な最適行動化によって「制度」の合理性を説明しようとする「市場保全型連邦」モデルによって中国の地方政府の機能を捉えるのには無理が

ある、といわざるを得ない¹⁴。

さて、以上、地方政府の経済介入に関する既存の理論に対する批判点をまとめたが、ここで、ベイツの用いた分析の枠組みが、問題点を整理するのに有効となってくるであろう。

ここで、第五章で紹介した、ベイツによる政府の経済活動に関する行動原理の三類型をもう一度あげておく。

1. 政府の行動を「公共の利益を代理」するものとしてとらえるもの
2. 政府の行動を特定の利益集団が私的利益を追求する代理人として説明しようとするもの
3. 政府の行動「農民に対する政治的な支配を確保し、政権を維持するための努力」として理解するもの

この類型に沿って中国の地方政府の経済活動に関する議論を整理してみよう。

まず、地方政府の経済介入否定論は、上にあげた 2 番目の類型、すなわち、政府をある特定の勢力の私的利益を代表する存在としてみる立場に立つものだといえよう。そこでは、地方政府の活動は、特定の地域の利益を代表しているというより、むしろその地域における特定の政治的実力者への利益誘導をその行動原理とするものとして考えられており、従ってそこから中国経済全体の公共性を導き出すことはできない、とされる。

一方、地方コーポラティズム論は、地方政府を「公共利益の体現者」としてとらえる議論の代表であるといえることができるだろう。そこでは、個々の地方政府は、財政収入の極大化という公共的な目標の実現のために活動していると考えられているからである。

さらに、市場保全型連邦主義の考え方は、そのような個々の地方政府による財政収入極大化の行動が、いかにして中国経済全体の公共性に寄与するのか、という点を追求しようとしたものといえる。

しかし、すでに述べたように、前者の地方政府を私的利益の代表者としてみる立場は、現実の注国経済を説明するものとして不十分であり、また後者の立場では、地域によって、地方政府の行動パターンに大きな差が存在することが十分に説明されない。

本論文で展開した筆者の見解は、ベイツが上げた 3 番目の類型、すなわち政府の行動は結局のところ「政権を維持する努力」によって動機づけられているという見解に近いものである。

本論文の分析によれば、中国における地方政府の経済介入のありかたは、地域によって明らかな二極分化の状態を示している。すなわち、一方の極には、「地方コーポラティズム」で想定されるような、地方の財政収入の極大化をはかり、企業の経営に介入し、脆弱な金融システムを補完する、といった行動をとる、「積極的で、自立した地方政府」が存在する。

14 また、金子(1998)は、先進国の経済においても、「足による投票」を前提とした財政連邦主義には、①完全競争的な労働市場という想定の実現性、②行政サービスにおける「規模の経済性」の無視、③地方政府が企業のように「倒産」する、という仮定の実現性、④コミュニティ間を移動する人々の「階層」の問題・貧困層の流入を防ぐために「福祉の切下げ競争」が生じる危険性の存在、といった問題点が存在すると指摘している。

そしてもう一方の極には、自らの力で財政収入を増大させる、という目的を放棄してしまい、より上級の政府、あるいは中央政府からの財政補填か、または金融機関による政策的な融資を以下にして引き出すか、ということに腐心する、「寄生する地方政府」が存在している。また、これらの「積極的で、自立した地方政府」と「寄生する地方政府」との対比の概念は、上級から下級まで各レベルの地方政府について適用可能であると考ええる。

重要なのは、この二つの極が、共に改革開放期の財政・金融システムの大幅な変革の結果として生じてきたものだという点である。

この時期における財政・金融システムの改革が、地方分権型のものであり、その結果一部の地域における地方政府に、財政収入を増やし、より豊かになろうというインセンティブを与えてきた、ということが、これまで様々な形で指摘されてきた。そのこと自体は正しい指摘である。しかし、そのようなシステムの改革は、同時に、農一工間両部門におけるインフラ建設の適切な配分などを通じた、地域間の部門間再配分の機能を、より上級の政府が担うことをせず、下級政府に転嫁していくことを意味するものでもあった。その結果、各級の政府が同じようなコーポラティズム的性格を持ち、「自力更生」の道を歩まざるを得なくなっただけでなく、そのような各級政府による財政的な再配分機能の低下により、地域間の資源再分配機能が金融システムによって担われる、という事態ももたらしたのである。

上に述べたような、地方政府の行動パターンの二極分化は、各級の地方政府が、このような改革開放期における財政・金融システムの変革という、固有の制度的な状況と、それぞれの地域が抱える経済の初期条件を所与の条件として、自らの政治的な地位の維持を図った結果生じた現象である、というのが筆者の見解である。したがって、そこから生じてくる問題点を解決するためには、中央一地方間、あるいは地方政府間の財政・金融システムを通じた再分配構造に関する、抜本的な制度改革が必要とされるであろう。

次節では、以上のような問題意識に立って、90年代中旬以降実行に移されつつある一連の財政・金融制度改革に対してその評価を行ってみる。

第三節 近年の財政・金融改革と今後の展望

本論文で分析対象としたのは、80年代から90年代前半までの中国の財政・金融システムの特徴、およびそこで地方政府が果たした役割であった。

しかし、この時期の財政・金融システムには、既に指摘した通り、地方政府の行動の二極分化、地域間の資金過不足の発生と経済のマクロコントロールの失敗、などの様々な問題点が存在していた。

これらの問題点は、中央政府当局にとっても十分に認識するところであり、それに対しては、90年代中旬より様々な改革が提案され、また実行に移されている。以下、それらの改革の動きについて、主なものを列挙してその意味するところを考えてみることにする。

まず、財政面における改革をとりあげる。財政面での改革として最も重要なものは、なんとといって

も 94 年に行われた「分税制」の導入である。これは、それまで中央—地方間で明確な区分が存在しなかった税収項目について、国益の擁護やマクロ・コントロールの実施に必要な項目は中央税、地方政府による徴収・管理に適している項目は地方税にそれぞれ分類して、さらに経済発展に直接関連する主要な税目は中央・地方税として、それまでその権限が趨勢的に低下していた中央財政機能の拡充、特にそのマクロ調整・再分配機能の強化を図ったものである¹⁵。

2001 年からの第 10 次 5 ヶ年計画の基本方針とされた「西部大開発」は、経済発展の遅れた西部地区に大規模なインフラ投資を行い、近年大きな社会問題となっている地域間の経済格差の解消をはかることを主要な目的としたものであるが、その実施が、こういった中央財政による再分配機能の拡充の動きと密接な関連を持っていることは言うまでもない¹⁶。

しかし、分税制の導入は、すぐにこのような当初予定されていたような効果をもたらしたわけではなかった。その理由の一つとしては、分税制の実施により、地方政府の財政収入になる税目が大幅に低下したことが一部の地方政府の反発を招いたため、最終的にそれまでの各地方政府の財政収入を基準として中央からの税還付を行い、それらの地方の既得権を守るという措置がとられたことがあげられる。これらの措置をとらざるを得なかったために、実質的な(地方税への還付を行った後の)中央財政資金は分税制導入前に比べてそれほど目立った変化を見せなかった。

さらにもう一つの理由としては、分税制のスムーズな実施を行う上で、それまでの財政システムの中に存在していた様々なフォーマル・インフォーマルな制度が足かせとなることが明らかになってきたということがあげられる。すなわち、分税制の導入は、それにともなって財政システムに関する様々な制度改革をも要請するものであったのである。

そのような制度的な改革のうち、主なものをいくつかあげておく。

まず、1995 年に施行された「予算法」を初めとした財政関連法律の制定と整備、あるいは証券・先物・外為などの各種取引税、あるいは相続税などの「新しい税収源の開拓」を含めた税制構造全体の改革が進められつつある。

次に重要なものとして、すでに何度か述べてきた地方政府の自己資金である予算外資金に関する制度改革と管理の強化、があげられる。第四章において述べたように、予算外資金は、財政を通じた再分配メカニズムの外部にあるため、その存在は豊かな地方にとって地元経済の発展のために投下される貴重な発展資金の役割を果たしたが、一方では、地域間の経済格差を固定化し、また中央政府によるマクロ的なコントロールの攪乱要因となるという性格を持っていたからである。

さらに、末端行政機関、特に農村における「制度外資金」あるいは「摊派」といわれる恣意的な財

¹⁵ 分税制導入およびその中国経済に与える影響については、大橋(2000)参照。

¹⁶ 例えば、曾根(1996)は、次のように述べている。「93年の三中全会で承認され、94年から本格化している金融制度・財政制度の改革には、沿海部に蓄積された富を内陸部へ還流させるための「仕組み作り」といった側面もある。(中略)・分権化の交代、中央集権化の復活とみなされがちな中央銀行の機能強化や、中央政府の税収増加のための分税制導入も、実は内陸振興策の一環なのである」。

政資金の徴収に対する中央政府の取り締まりの強化もそれに平行する形で行われた。

また、中国都市部において、それまで国有企業を中心にした「企業単位」を中心に提供されていた社会保障制度を、「社会」と「個人」を中心としたものに変えていこうという社会的なセーフティネットの改革に関する問題も、財政改革と切り離すことのできないものである。¹⁷。

すでに 80 年代より、計画経済時代に形成された、国有企業がその従業員の福利厚生や社会保障を包括的に負担する、といういわゆる「単位社会」のありかたに対する改革が実行に移されていた。例えば、年金などの社会保障制度に関しては、改革開放を期に、市・県などの地方政府主体の社会保険基金が設立され、「単位」を横断した地方政府主体の運用が行われるようになった。しかし、80 年代においては、社会保険基金管理の対象はやはり国有企業あるいは集団制企業に偏っており、それ以外の企業に属する都市労働者は社会保障の供与の対象外とされたという点で、依然としてそれまでの「単位社会」を中心とした社会保障制度の性質を引きずっているものであった(田中, 1997)。

また、社会保障制度の地方分権化の結果として、社会保障制度が各地方によって、あるいは、社会保険基金を管轄する部局によっても、お互い異なったものとなるという多様化・分散化が進み¹⁸、その結果基金の流用や空洞化が進行するという現象も見られた。このため、中央政府は、あくまでも地方政府を基金の管理・運用の主体としながらも、より中央からのコントロールを重視する形での制度改革をはかりつつある(沢田, 2000)。

次に、金融面での改革の動きはどうか。

金融システムに関しては、財政システム以上に様々な改革が相次いで計画され、実行に移されているといつてよい。すなわち、将来の中国の WTO 加盟を明確に意識する形で、自由競争的で統一された金融市場の創設と、中央銀行を中心とした明確なマクロコントロールの確立と強化が目指されている。以下、財政の場合と同じように主な改革の動きを列挙する。

まず、人民銀行を中心としたマクロ金融コントロールのしくみが大きく改革された。すでに法律面においては、94年に中央銀行法、95年には商業銀行法が施行され、中国人民銀行の中央銀行としての位置づけが明確化されていたが、99年にはその機構面においても大きな改革が実施された。すなわち、それまで全国 31 の省レベルの行政区画(省・直轄市・自治区)に一つずつ設けられていた中国人民銀行の支店(省分行)を廃止し、その代わりに、全国で九つの、それまでの省級支店を統合した省際的な支店¹⁹が新たに設けられ、よりマクロ的な立場での金融コントロールを目指す立場で地域の金融システムの管理と調整を行うことになった。これは、それまでの人民銀行の省級支店が、省級の地方政府と密接に結びつくことによって、地域の国有企業への非効率な融資を引き出す、いわゆる「投資飢餓症」といわれる現象をもたらす原因となっていた、という認識に基づいて行われたものである。さらに、これと合わせて、中央銀行である中国人民銀行の政策的独立性の

¹⁷ 中国の都市部における社会保障制度の改革に関しては、田中(1997)、沢田(2000)参照。

¹⁸ 沢田は、市や県ごとの基金の分散を「横の不統一」、行政部門や業種ごとの分散を「縦の不統一」と呼んでいる。

¹⁹ 支店が置かれるのは、上海、南京、済南、武漢、広州、成都、西安、瀋陽、天津の九つの都市である。

強化、金融・証券・保険の三つの業種に分かれた金融監督体制の確立の必要性、などが強調されている(謝, 1999)。

また、第二章で述べたような、これまで行われてきた地域ごとに分断されてきたマクロコントロールのメカニズム(「信貸管理政策」)を脱却し、金利操作を通じた全国的なマクロコントロールのメカニズムを作り上げるという方針は、90年代広範に相次いで行われた法定準備率の低下²⁰と、経済化のデフレ化への対処として金利引下げ政策が多用されたこと²¹に表れている。

このような金利操作を通じたマクロコントロールのメカニズムが成立するためには、当然のことながら、自由競争的な全国統一的な金融市場の成立が不可欠となる。そのためには、現在行われている政府による規制金利体制からの脱却、すなわち市場金利の自由化が図られなければならないが、その最初のステップとして、2000年9月には市中銀行の外貨貸出し金利および大口の外貨預金金利について自由化の措置がとられた²²。またそれと同時に、国内資本取引および外為取引の外資への開放や外資系金融機関への国内金融市場の開放など、WTO加盟を前にした国内金融市場の対外開放の準備も進められている。

また、国内の市中金融機関に関しても、まず94年に三つの政策系金融機関(国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行)が設立され、それと平行する形で四大專業銀行(中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、中国銀行)の商業銀行化、それ以外の中規模の商業銀行(招商銀行・華夏銀行・民生銀行など)の株式会社化と株式市場上場、さらには地方中小金融機関の再編と中小の民営企業への融資の促進、などの改革が積極的に進められている。

これらの金融市場の自由化と対外開放、および国内金融機関の改革の動きは、全国的な資本市場の設立と「証券法」などの関連法律の整備と合わせて、国内金融機関が国有企業に対して抱える大量の不良債権を株式化して²³次第に資本市場で流通させ、資本市場メカニズムによる企業ガバナンス体制を確立させる²⁴という、政府の国有企業改革の方針とも密接な関連性を持っていると考えられる。

さて、以上みてきたような一連の財政・金融改革が目指しているものは、非常にはっきりしている。すなわち、80年代において、地方政府主導のもとでしばしばマクロ経済が制御不可能な状況に陥ってしまった中国経済を、中央政府主導型のマクロコントロールによって規律づけながら、通常の経済の運行はできるだけ自由な価格メカニズムが働く、全国統一的な市場によって行うことを目指し、そのために必要な様々な制度面での整備を図る、というものである。

また、それと同時に、自由な市場競争からこぼれ落ちた弱者を救い上げるための社会的セーフ

²⁰ それまで13%であった法定準備率は、98年3月に8%に、99年11月には6%にまで引き下げられている。また、それと平行して、金融機関の法定準備金に対して支払われる金利も、96年1月の9.18%から、99年には2.07%にまで引き下げられている。

²¹ 96年5月から99年6月までの間に、全部で7回の市場金利の引き下げが行われた。謝(2000)など。

²² 『日本経済新聞』2000年9月33日。

²³ 対国有企業債権の株式化は、「債转股」と呼ばれる。

²⁴ 例えば、政府はそれまで市場での流通が認められていなかった上場企業の国有株の市場放出を認め、発行済

ティネットの整備,さらには,そのような自由な市場メカニズムのもとで深刻化するであろう地域間の経済格差を是正し,全国統一的な市場の創設のために足かせとなっていると思われる内陸地域の発展を促進するための,中央財政の再分配機能の拡充も要請されている。

その意味で,これらの一連の改革は,市場による自由競争的なメカニズムの構築と,金融市場における預金保険機構や健全化規制,労働市場における社会保障制度の整備,という「出口に向けた」セーフティーネット²⁵の構築,という組み合わせによる,極めてアングロ・サクソンの市場経済のありかたを目指しているという点で,相互に密接な関連性を持ったものである,といえるであろう。

では,このような改革は,今後問題なく順調に進められ,中国にも早晚アングロ・サクソン型の自由競争的な市場が実現し,地方政府主導型の経済発展メカニズムのもとで生じた様々な問題点は解消されていくのであろうか?しかし,本論文におけるこれまでの考察を踏まえるならば,この点に関する筆者の考えは否定的にならざるを得ない。

以下では,このような一連の改革の動きに対し,本論のこれまでの分析結果の内容に基づいていくつかの批判を行い,今後の財政・金融メカニズムの展望を考える上での材料としておきたい。

初めに,改革の順序付けや,速度に関する問題点について言及しておきたい。

例えば,スティグリッツ(Stiglitz, 1999)は,97年に始まったアジア金融危機の主な原因を,タイ・インドネシアを初めとした東アジアの諸国が,自国の金融市場に対して「早すぎた自由化」を行ったところにあると捉えている²⁶。途上国においては,金融市場が様々な点で未発達であり,特に,金融機関の「審査能力」の蓄積という点で大きな問題を抱えていることは,第一章で指摘した通りであるが,そのような途上国が,最も短期間に資金を集めることが可能な資本市場の整備とその対外資本への開放を急いだ結果,市場の不安定さが増大した結果が,97年の金融危機の発生だった,というわけである。

中国は今のところ,金融市場の対外開放に関しては慎重な姿勢を崩してはいないが,今後のWTO加盟に伴う外資銀行の国内金融市場参入や,資本市場の開放が行われた時,その競争圧力に耐えることができるだけの能力が金融機関に貯えられているかどうかは疑問である。現段階の中国の金融システムを概観したところ,金融機関にそのような「審査能力」が十分に蓄積されたとはとてもいえない状況にあるからである。また,スティグリッツも指摘するように(Stiglitz, 1994),資本市場の整備と,そこでの金融機関同士の競争は,金融機関の「審査能力」に代表される,learn-by-doing もしくは learn-by-learning によって得られるような技術の蓄積を必ずしも保証しない。

この点に関して,改革開放期の中国において,そのような金融機関における技術的な不備を地方政府が補完していた,という本論文における分析結果を踏まえるならば,それまで地方政府に蓄

み株式に占める国有株の比率を引き下げる方針を明らかにした。『日本経済新聞』1999年12月7日。

²⁵ 「出口に向けた」セーフティーネットという概念に関しては,金子(1999)参照。これに対置される概念として,日本に代表される,市場への参入規制を主とする「入り口における」セーフティーネット,が存在する

²⁶ アジア金融危機が生じた原因の分析に関しては,白井(1999),大野(2000)も参照のこと。

積されていた「金融仲介機関」としての技術的なノウハウを、地元の金融機関がいかにして引き継いでいくことができるか、という問題意識に立った議論・および改革が行われる必要があるのではないと思われる。すなわち、今後の金融システムの改革の方向性としては、単に地方政府の介入を排除するのではなく、いかにそれを市場経済を補完する方向に利用していくことが可能か、という考えのもとに進めていくことが望まれる。

次に指摘しておかなければならない重要な点は、上記のような市場メカニズムの全面的な導入を図る一連の改革を実施するにあたって、労働市場の自由化に関する問題が最大のネックになってくるであろう、という点である。というのは、中国の労働市場における分断性の現状と弊害、効率的な労働移動の必要性は、これまで何度となく議論されてきたにもかかわらず、その他の財や生産要素の市場に比べて、労働市場に関してはその自由化の方針が非常に不十分な形でしか打ち出されていないからである。そこには、社会保障の整備の問題、都市化の進展の問題、何よりも、労働移動を完全に自由化した際に大量に発生すると考えられる、内陸部から沿海部、農村から都市への労働力移動にどのように対処するか、という問題が未解決のもとでは、労働市場の自由化は非現実的である、という判断が働いているものと思われる。

このような状況のもとでは、自由な市場競争メカニズムに中央政府主導型の社会的セーフティ・ネットの構築の組み合わせ、という現在中国が目指そうとしている経済システムは、その構想上に大きな歪みを持たざるを得なくなってくる。「西部大開発」という、本来中国が目指そうとしているアングロ・サクソン型の経済メカニズムとは本来相容れないはずの、大量の財政資金を費やして地域間経済格差の是正をはかるというプロジェクトの実施には、そのような中国の経済改革の方向性が抱えている根本的な矛盾が表れているということができよう。そのような矛盾を解決するためには、現状がそうであるように、労働移動に対して「地域」が事実上のボーダー管理主体として働くことをある程度容認した上で、今後の経済発展の中で地方政府が果たしていくべき役割、位置づけを明確にしていく必要が出てくるものと思われる。

結局、今までみてきたような近年の一連の財政・金融改革における最大の問題点は、そこに中央政府の果たす役割は明確化されているものの、各級の地方政府の果たす役割が十分に明確化されていない、という点にあると思われる。市場メカニズムを補完する、特に市場メカニズムを支える「制度」の提供者として、政府の役割が重要であることは論を俟たないが、そのような市場メカニズムを補完する公共サービスの提供者として、中央政府のみを考えていたのでは不十分だということは、これまで何度も指摘してきた通りである。

例えば、沢田(2000)は、主に 90 年代後半に行われた年金制度の改革をとりあげ、それが経済の運行自身を中央集権的に行うことを目指すものではなく、あくまでもその主要な目的は地方政府主導型の成長メカニズムの中では失われがちであった市場経済運行における「ルール」の重要視であり、市場の「規律づけ」である、という指摘を行っている。

このことは、新たに構想されているシステムにおいても、地方政府の位置付けとその果たすべき

機能の明確化は非常に重要な課題である、ということの意味しているといえよう。

特に、第五章で述べたように、これまでは最も下級の基層政府によってもっぱら担われてきた、地域内において部門間のバランスがとれた経済発展を行っていくための資源再分配機能を、今後は、より上級の適切なレベルの地方政府が積極的に担っていく必要があると思われる。というのも、そのような部門間のバランスのとれた発展を推進していくための経済単位として、基層政府はあまりに小さすぎるし、また中央政府による財政資金の移転による再分配行為だけでは、各地域の実情に合わせてそのパフォーマンスに応じた資源の分配を行うことが事実上不可能であり、貧しい地域のインセンティブを引き出すことが困難であると思われるからである。あくまでも、適切な地域規模における地方政府が、現状のように、その下級の政府間の財政資金の過不足を調整する、というだけでなく、各地域の状況に応じた部門間・あるいは地域間の資源再配分を積極的に担っていく必要があるというのが筆者の主張である。したがって、今後は、具体的にどのような範囲の政府が、どのような形でそのような再分配機能を担っていけばよいのか、という点に関して、中国の地域経済の実態と歴史的な経緯に関する考察を踏まえた現実的な議論を深めていくことが望まれる²⁷。

²⁷ そういう意味で、最近中国政治、あるいは現代中国史の研究者により取り上げられることの多い、中国の地方行政機構の改革に関する議論は非常に興味深い。例えば、西村(2000)は、于(1998)、華(1998)などの研究を引用しながら、今後の中国の地方自治のありかたに関する有力な意見として、「縮省論」あるいは「虚省論」、すなわち、第一級地方行政単位としての省が、実質的な「地方自治」の単位としては大きすぎるという認識から、その行政機構や機能・権限を縮小し、その下級の地区級政府を実質易名地方自治のアクターとして位置づけ、その機能・権限を強化していくべきだという議論があること、また現実の地方行政機構改革においても、ある程度その考えに沿った改革の動きがみられることを、紹介している。

参考文献リスト

統計資料等；

国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社

国家統計局編(1997)『改革開放17年の中国地区経済』中国統計出版社

国家統計局国民経済総合統計司(1999)『新中国 50 年統計資料彙編』中国統計出版社

財政部総合計画司編(1992)『中国財政統計(1950-1991)』

中国金融学会編『中国金融年鑑』各年版、中国金融年鑑編集部

中国農業銀行編(1991)『中国農村金融統計1979-1989』中国統計出版社

中国農業銀行編『中国農村金融統計年鑑』各年版、中国統計出版社

中国人民銀行調査統計司『中国人民銀行統計季報』

中国人民銀行総合計画司編(1988)『全国市場貨幣流通量分布調査1979-1986』中国金融出版社

中国財政年鑑編集委員会編『中国財政年鑑』各年版、中国財政雑誌社

天児慧ほか編(1999)『現代中国事典』岩波書店

序章；

大野健一(1996)『市場移行戦略』有斐閣

丸川知雄(1999)『市場発生のダイナミクス』アジア経済研究所

North, Douglass C.(1990), *Institution, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press

World Bank(1993), *The East Asian Miracle*, Oxford: Oxford University Press(白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡』東洋経済新報社、1994 年)

第一章；

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎(1988)『産業政策の経済分析』東京大学出版会

池尾和人(1990)『銀行リスクと規制の経済学』東洋経済新報社

絵所秀紀(1997)『開発の政治経済学』日本評論社

奥田英信・黒柳雅明編(1998)『入門・開発金融』日本評論社

奥野正寛・鈴木興太郎(1988)『マイクロ経済学Ⅱ』岩波書店

塩沢由典(1998)『市場の秩序学』ちくま学芸文庫

寺西重郎(1991)『工業化と金融システム』東洋経済新報社

寺西重郎(1995)『経済開発と途上国債務』東京大学出版会

西部忠(1996)『市場像の系譜学』

原洋之介(1996)『アジア・ダイナミクス』NTT 出版社

原洋之介(1999a)『エリア・エコノミクス』NTT 出版社

原洋之介(1999b)『グローバリズムの終宴』NTT 出版社

日向野幹也(1986)『金融機関の審査能力』東京大学出版会

村上泰亮(1992)『反古典の政治経済学』中央公論社
藪下史郎(1995)『金融システムと情報の理論』東京大学出版会

Bates, Robert H.(1988) "Government and Agricultural rural Africa,"(in Bates ed. *Towards a Political Economy of Development: A Rational Choice Perspective*, Berkley: University of California Press.)

Diamond,Douglas W. (1984), "Financial Intermediation and Delegated Monitoring," *Review of Economic Studies*, Vol.51, pp.393-414.

Diamond,Douglas W. and Philip H. Dybvig(1984), "Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity," *Journal of Political Economy*, Vol.91, pp.401-419

Fry, Maxwell J. (1995) , *Money, Interest, and Banking in Economic Development*, 2nd ed., The Johns Hopkins University Press, Baltimore.

Hellman, Thomas, Kevin Murdock and Joseph Stiglitz (1997), "Financial Restraint: Toward a New Paradaim,"in M. Aoki, H. Kim and M. Okuno-Fujiwara,eds. *The Role of Government in East Asian Development: Comparative Analysis*, Oxford: Clarendon Press. (「金融抑制:新しいパラダイムに向けて」青木・金・奥野編、白鳥監訳(1997)『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社)

Hayek, F. A. (1946), *Individualism and Economic Order*, Geoge Routledge & Sons(嘉治元郎・佐代訳『個人主義と経済秩序』(1988)春秋社)

Hicks, John R. (1969), *A Theory of Economic History*, Oxford University Press.(新保・渡辺訳『経済史の理論』講談社学術文庫)

Hicks, John R. (1989), *A Market Theory of Money*, Oxford University Press. (花輪・小川訳『貨幣と市場経済』東洋経済新報社)

McKinnon, Ronald I. (1973), *Money and Capital in Economic Development*, Washington D.C.: Brooking Institution.

McKinnon, Ronald I. (1991), *The Order of Economic Liberalization*, The Johns Hopkins University Press.

Shaw, Edward_(1973), *Financial Deepening in Economic Development*, New York: Oxford University Press.

Stiglitz, Joseph E. (1987a), "Learning to Learn, Localized Learning and Technological Progress,"in P. Dasgupta and P. Stoneman eds. *Economic Policy and Technological Performance*, Cambridge University Press.

Stiglitz, Joseph E. (1987b), "Technological change, sunk cost, and competition," *Brookings papers on Economic Activity*, Vol.3, pp.883-937.

Stiglitz, Joseph E. (1990), "Peer Monitoring and Credit Markets," *World Bank Economic Review*, Vol.4, No.3.

Stiglitz, Joseph E. (1994), *Wither Socialism?*, The MIT Press.

Stiglitz, Joseph E. and Andrew Weiss (1981), "Credit Rationing in Markets with

Imperfect Information,” *American Economic Review*, Vol.71, pp.393-410.

Tobin, James (1965), “Money and Economic Growth,” *Econometrica*, Vol.33, No.4, pp. 671-684

World Bank(1989), *World Development Report 1989*, New York: Oxford University Press.(邦訳:『世界開発報告 1989』イースタン・ブックサービス)

World Bank(1997), *China’s Non-Bank Financial Institutions*, World Bank Discussion Paper No.358.

World Bank(1997), *World Development Report 1997. The State in a Changing World*, New York: Oxford University Press.(邦訳:『世界開発報告 1997: 開発における国家の役割』東洋経済新報社)

World Bank(1999), *World Development Report 1998/99. Knowledge for Development*, New York: Oxford University Press.(邦訳:『世界開発報告 1998/99: 開発における知識と情報』東洋経済新報社)

第二章

今井健一(1998)「金融部門の市場化と対外開放」(石原享一編『中国経済と外資』アジア経済研究所)

今井健一(2000)「中国の地方分権型産業政策」(丸川知雄編『移行期中国の産業政策』アジア経済研究所)

柯隆(1996)『市場化をめざす中国の金融制度改革』長銀総合研究所

柯隆(1998)「金融市場開放のために金融制度改革と市場の構築」『日中経協ジャーナル』12月号

白井早由里(1999)『検証 IMF 経済政策』東洋経済新報社

杜進(2000)「経済の国際化とマクロ政策運営」(中兼和津次編『現代中国の構造変動: 経済一構造変動と市場化一』)

唐成(1998)「中国都市部における高貯蓄率の要因分析」『経済学論究(筑波大学)』第20号

唐成(2000)「家計と政府—マクロ資金フローの変化」(渡邊真理子編『中国の不良債権問題』アジア経済研究所)

南部稔(1991)『現代中国の財政金融政策』多賀出版

樊勇明・岡正生(1998)『中国の金融改革』東洋経済新報社

樊鋼(1992)「家計貯蓄の変化—都市家計貯蓄の増加要因—」関口尚志ほか編『中国の経済体制改革』東京大学出版会

本台進(1999)「資金調達と投資活動」(南・牧野編『大国への試練—転換期の中国経済—』日本評論社)

北京大学中国経済研究中心発展戦略研究組(1999)「地方政府的職能和融資渠道」『管理世界』第5期

戴相龍主編(1997)『領導幹部金融知識読本』中国金融出版社

戴相龍主編(1999)『中国貨幣政策報告1999』中国金融出版社
 龚浩成=戴国強(2000)『中国金融發展報告』上海財經大学出版社
 李揚·何德旭(1999)『經濟轉型中的中国的金融市場』經濟科学出版社
 楼繼偉主編(1998)『中国国有專業銀行商業化改革』中国金融出版社
 武捷思(1996)『中国国有商業銀行行為研究』中国金融出版社
 謝平等著(1992)『中国的金融深化与金融改革』天津人民出版社
 謝平(1994)「論国家專業銀行的改革」『經濟研究』第2期
 謝平(1996)『中国金融制度的選择』上海遠東出版社
 謝平(1998)「中国非銀行金融機構研究」(厉以寧主編『中国資本市場發展的理論与实践』北京
 大学出版社)
 謝平(1999)「中国金融改革面臨的挑戰」『中国工業經濟研究』第4期
 易剛(1996)「中国金融資產結構分析及政策含意」『經濟研究』第12期
 易剛(1996)『中国的貨幣、銀行和金融市場一九八四—一九九三』上海人民出版社
 張平(1997)「消費者行為的統計檢驗、制度解积和宏觀效果分析」『經濟研究』第2期
 周業安(1999)「金融抑制对中国企業融資能力影響的實証研究」『經濟研究』第2期
 周正慶(1993)『中国貨幣政策研究』中国金融出版社

Byrd, William A. and Lin, Qingsong. eds.(1990), *China's Rural Industry-Structure, Development, and Reform*, Oxford University Press, Oxford. (中国語訳『中国鄉鎮企業的歷史性崛起』、牛津大学出版社)

Che, Jiahua and Yingyi Qian(1998) "Insecure Property Rights and Government Ownership of Firms" *Quarterly Journal of Economics*, May 1998, 113(2), pp. 467-496.

McKinnon, Ronald I. (1994), "Financial Growth and Macroeconomic Stability in China, 1978-1992: Implications for Russia and Other Transitional Economies" *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, pp.438-469.

Oi, Jean C.(1992). "Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China" *World Politics*, Vol45, pp.118-122

Oi, Jean C.(1998) "The Evolution of Local State Corporatism" in A G. Walder ed. *Zouping in Transition*, Harvard University Press.

Qian, Yingyi(1994) "A Theory of Shortage in Socialist Economies Based on the 'Soft Budget Constraint', " *American Economic Review*, March 1994, 84(1), pp. 145-156.

第三章

加藤弘之(1995)「中国經濟市場化の現段階」、毛里和子編『市場經濟化の中国(現代中国論3)』、日本国際問題研究所。

小宮隆太郎(1989)『中国經濟論』、東京大学出版会。

小宮隆太郎(1996)「中国經濟とGATT」(総合研究開発機構編『中国經濟改革の新展開』NTT

出版)

豊田利久(1990)「日本の貨幣需要、1900-1988年」、『国民経済雑誌』、第162巻第4号。

豊田利久(1993)「日本の長期貨幣需要」、『国民経済雑誌』、第168巻第4号。

南部稔(1991)『現代中国の財政金融政策』多賀出版

南部稔、張元元編(1995)『中国のインフレーション』勁草書房

吉川洋(1992)『日本経済とマクロ経済学』東洋経済新報社

吉川洋編(1996)『金融政策と日本経済』日本経済新聞社

孟建軍・川畑康治(1998)「中国における投資効率と地域の経済成長」『世界経済評論』6月号

吉竹広次(1996)「改革・開放の進展と金融システム」(渡辺利夫編『全方位開放体制下の中国経済』国際東アジア研究センター)

拙稿(1997)「中国のインフレーションと地域間経済格差」『アジア研究』第43巻第2号

厉以寧主編(1992)『中国宏観経済的実証分析』北京大学出版社

胡春力(1995)「需求結構偏斜与通貨膨張」、『管理世界』第1期。

李曉西(1994)「転軌過程中結構性通貨膨張」、『経済研究』第10期。

林志遠(1994)「中国貨幣膨張的非貨幣的因素」、『経済研究』第7期。

許健(1995)『金融深化論』、中国金融出版社。

徐笑波他(1994)『中国農村金融的変革与発展』、当代中国出版社。

楊聖明(1994)「通貨膨張的予期与对策」、『財貿経済』第6期。

Barsky,R. and J.Miron(1989)“The Seasonal Cycle and the Business Cycle” *Journal of Political Economy*, Vol.97, pp.503-534.

Bordo, M. D. and L. Jonung (1990) “The Long-Run Behavior of velocity: The Institutional Approach Revisited,” *Journal of Policy Modeling*, Vol.12,pp.165-197.

Chen,Chien-Hsun(1989)“Monetary Aggregates and Macroeconomic Performance in Mainland China” *Journal of Comparative Economics*,Vol.13,pp.314-324.

Girardin,E.(1996) “Is There a long Run Demand for Currency in China?” *Economic Planning*, Vol.29, pp.169-184

Feltenstein, A. and J. Ha (1991)“Measurement of Repressed Inflation in China ” *Journal of Development Economics*, Vol.36,pp.279-294.

Feltenstein, A., D. Lebow and S. Wijnbergen (1990)“Savings, Commodity Market Rationing, and The Real Rate of Interest in China” *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol.22, pp.234-252.

Hsiao, K.(1972) *Money and Monetary Policy in Communist China*, Columbia University Press.

Ports, R. and A. Santorum (1987)“Money and the Consumption Goods Market in China” *Journal of Comparative Economics*, Vol.11, pp.354-371.

Qian, Y. (1988)“Urban and Rural Household Saving in China” *IMF Staff Papers*,

December, pp.592-627.

Qin,D.(1993) "Money Demand in China: The Effect of Economic Reform" *Journal of Asian Economics*,Vol.5, pp.253-271.

Xu, Yingfeng(1998) "Money Demand in China: A Desaggregate Approach" *Journal of Comparative Economics*, Vol.26, pp.544-564

Yi, Gang (1994) *Money, Banking, and Fiscal Market in China*, Westview Press.

第四章

青木昌彦(1995)『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社

青木昌彦・奥野正寛編(1996)『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会

石川滋(1997)「市場経済発展促進アプローチ:理論的位置づけとその応用」『開発援助研究』
Vol. 4, No. 1

今井健一(1997)「資金配分への行政介入ー投資・融資の自主権への制約ー」『開発援助研究』
Vol. 4, No. 4

上原一慶(1998)「所有制構造改革と国有企業改革の行方」『中国21』臨時増刊号(1998年6月)

王振(1999)「中国における郷鎮企業の生産効率とその変化」『アジア経済』11月号

大塚啓二郎・劉徳強・村上直樹(1995)『中国のミクロ経済改革』、日本経済新聞社

加藤弘之(1997)『中国の経済発展と市場化』名古屋大学出版会

加藤弘之(1999)「中国の地域格差、国内市場の統合と地域政策」『国民経済雑誌』第179巻第6号

川井伸一(1996)『中国企業改革の研究』中央経済社

孟建軍・川畑康治(1998)「中国における投資効率と地域の経済成長」『世界経済評論』6月号

孟建軍・川畑康治(2000)「中国における地域経済の収束性」『アジア経済』6月号

木崎翠(1995)『現代中国の国有企業:内部構造からの試論』アジア政経学会

木崎翠(1997)「市場経済化と企業制度ー過渡期の「中国モデル」ー」『開発援助研究』
Vol. 4, No. 4

神野直彦(1994)「市場経済化と租税制度ー中国の税制と政府財政関係ー」『甲南経済学論集』
第34集第4号

神野直彦(1999)「中国の「分税制」改革」(総合研究開発機構編『中国市場経済の成長と課題』N
TT出版)

錢穎一(2000)「中国市場経済化の制度的基礎」(青木・寺西編『転換期の東アジアと日本企業』東
洋経済新報社)

高原明生(1996)「中国の市場化と地方における行政・企業関係」『立教法学』45号

本台進(1999)「資金調達と投資活動」(南・牧野編『大国への試練ー転換期の中国経済ー』日本
評論社)

丸川知雄(1996)「中国の国有企業改革の動向」(長岡・馬・ブラジンスキー編『中国とロシアの産
業改革』日本評論社)

- 南亮進・本台進(1995)「中国企業改革の帰結」『アジア経済』Vol. 36, No. 4
- 南亮進・本台進(1999)「企業改革と分配率の変動」(南・牧野編『大国への試練－転換期の中国経済－』日本評論社
- 和田義郎(1997)「中国国有企業の分析:経済開発と企業」『開発援助研究』Vol. 4, No. 4
- 邓英洵他(1990)『中国予算外資金分析』中国人民大学出版社
- 董辅弼・唐宗琨・杜海燕主編(1995)『中国国有企業制度变革研究』人民出版社
- 樊綱(1995)「論公共收支の新規範」『經濟研究』第六期
- 贾康＝白景明(1998)「中国政府收入来源」『經濟研究』第6期
- 林青松(1995)「改革以来中国工業部門的効率变化及其影響因素分析」『經濟研究』第10期
- 卢洪友(1998)「非財稅收入研究」『經濟研究』第六期
- 劉小玄(2000)「中国工業的所有制結構对効率差異的影響」『經濟研究』第二期
- 馬戎他編(1994)『九十年代中国鄉鎮企業調查』牛津大学出版社
- 謝世榮主編(1997)『產權理論与国有企業制度創新』中共中央党校出版社
- 張問敏ほか編(1996、1997)『中国經濟大論戰(第一集、第二集)』經濟管理出版社
- 張維迎(1996b)「国有企業改革出路何在」(徐*慶・文貫中主編『中国国有企業改革』中国經濟出版社)
- 「中国改革与發展報告」專家組(1995)『中国的道路－中国改革与發展報告 1978－1994』中国財政經濟出版社

- Chang, Chun, and Wang, Yijiang(1994). "The Nature of the Township-Village Enterprize" *Journal of Comparative Economics*, pp.434-452
- Che, Jihua and Yingyi, Qian(1998). "Insecure Property Right and Government Ownership of Firms" *Quarterly Journal of Economics*, pp.467-496
- Chen, Jian and Fleisher Belton M.(1996), "Regional Income Inequality and Economic Growth in China" *Journal of Comparative Economics*, Vol.22, pp.141-164.
- Chen, Kuan, Wang, Hongchang, Zheng, Yuxin, Jefferson, Gary, and Rawski, Thomas (1988). "Productivity Change in Chinese Industry:1953-1985" *Journal of Comparative Economics*, Vol.114, pp.570-591
- Coase, Ronald,(1937). "The Nature of the Farm" *Econometrica*, Vol.4, pp.386-405
- Ezaki, Mitsuo and Lin Sun(1999). "Growth Accounting in China for National, Regional, and Provincial Economies:1981-1995", *Asian Economic Journal*, Vol.13, pp.39-71
- Fleisher, Belton M. and Jian Chen(1997). "The Coast-Noncoast Income Gap, Productivity and Regional Economic Policy in China", *Journal of Comparative Economics*, Vol.25, pp.220-236
- Grossman, Sanford, and Hart, Oliver(1986). "The Cost and Benefits of Ownership" *Journal of Political Economy*, Vol.94, pp.691-719
- Groves, T., Hong, Y., McMillan, J., and B. Naughton(1994). "Autonomy and Incentives in

- Chinese State Enterprises” *Quarterly Journal of Economics*, Vol.109,pp.185-209
- Hare, Denise and Loraine A. West(1999). “Spatial Patterns in Rural Industrial Growth and Prospects for the Alleviation of Regional Income Inequality”, *Journal of Comparative Economics*, Vol.27,pp.475-497
- Hart,Oliver, and Moore,John(1990).“Property Rights and the Nature of the Firm” *Journal of Political Economy*, Vol.98,pp.1119-1158
- Jefferson,Gary, Rawski,Thomas, and Zheng,Yuxin(1992). “ Grows, Efficiency, and Convergence in China's State and Collective Industry”,*Economic Development and Cultural Change*, Vol.40,pp.239-266
- Jefferson,Gary, Rawski,Thomas, and Zheng, Yuxin(1996). “ Chinese Industrial Productivity”, *Journal of Comparative Economics*, Vol.23,pp.146-180
- Jefferson,Gary, (1999) “ Are China’s Rural Enterprises Outperforming State Enterprises? Estimating the Pure Ownership Effect”, (in Jefferson,Gary, and Inderjit Singh eds. *Enterprise Reform in China-Ownership, Transition, and Performance* , A World Bank Research Publication.)
- Jian, Tianlun, Sachs, Jeffrey D. and Warner, Andrew M.(1996), “Trends in Regional Inequality in China,”*China Economic Review*, Vol.7, pp.1-21
- Woo,WingThye, Hai,Wen, Jin, Yibao and Fan, Gang(1994). “ How Successful Has Chinese Enterprise Reform Has Been? Pitfalls in Opposite Biases and Focus” *Journal of Comparative Economics*, Vol.18,pp.410-437
- Wu, Yanrui (1995). “Productivity Growth, Technological Progress, and Technical Efficiency Change in China”, *Journal of Comparative Economics*, Vol.21,pp.207-229.

第5章

- 石川滋(1990)『開発経済学の基本問題』岩波書店
- 石原亨一(1996)「中国価格改革の新段階」『アジア経済』7・8月号
- 大橋英夫(2000)「中央・地方関係の経済的側面」(天兒慧編『現代中国の構造変動: 政治－中央と地方の構図－』東京大学出版会)
- 梶谷懐(1997)「中国のインフレーションと地域間経済格差」『アジア研究』第43巻第2号
- 呉軍華(1996)「改革期における中国の地域政策の展開とその影響」『アジア経済』7・8月号
- 寺西重郎(1982)『日本の経済発展と金融』
- 寺西重郎(1995)『経済開発と途上国債務』東京大学出版会
- 中兼和津次(1988)「中国における農工間資源移転;再考」『一橋研究年報 経済学研究』No. 29
- 中兼和津次(1992)『中国経済論』東京大学出版会
- 速水佑次郎(1995)『開発経済学』創文社
- 日置史郎(1996)中国農業銀行・農村信用合作社を通じた郷鎮企業向け貸し付け資金の調達構

造』『研究年報「経済学」(東北大学)』Vol. 58, No. 1

丸川知雄(1993)「中国の「三線建設」」『アジア経済』2, 3月号

山本恒人(1994)「工業化と中国社会主義の形成」(上原一慶編『現代中国の変革』世界思想社)

山本裕美(1999)『改革開放期中国の農業政策－制度と組織の経済分析－』京都大学学術出版
会

趙人偉ほか主編(1999)『中国居民收入分配再研究』中国財政経済出版社

邓英淘他(1990)『中国予算外資金分析』中国人民大学出版社

李炳坤(1985)「關於剪刀差定量分析的幾個問題」(『農業經濟論叢書6』, 農業出版社)

孫潭鎮編(1995)『現代中国農村財政問題研究』経済科学出版社

中国財政学会編(1999)『中央与地方財經改革探索』経済科学出版社

朱玲・蒋中一(1994)『以工代振与緩解貧困』上海三聯書店

Knight, John and Lina Song(1999), *The Rural-Urban Divide: Economic Disparities and Interactions in China*, Oxford University Press

Oi, Jean(1992). “Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China” *World Politics*, Vol45, pp.118-122

Oi, Jean(1999). *Rural China Takes off*, University California Press.

Preobrazhensky, Evgeny (1965), *The New Economics*, Oxford: Clarendon Press. (救仁郷
繁訳『新しい経済』現代思潮社, 1967年)

Sah, Kumar Raaji and Joseph Stiglitz (1984), “The Economics of Price Scissors,”
American Economic Review, Vol.74, No.1

Stiglitz, J. E(1988), *Economic of The Public Sector*, W. W. Norton & Company, 2nd
edition. (藪下史郎訳『公共経済学(上, 下)』東洋経済新報社, 1996年)

Tsui, kai-yuen (1998), “Factor Decomposition of Chinese Rural Income Inequality,”
Journal of Comparative Economics, Vol.26.

Wong, Christine. ed. (1997), *Financing Local Government in the People's Republic of
China*, An Asian Development Bank Publication

終章

青木昌彦(1999)「官僚制多元主義国家と産業組織の共進化」(青木・奥野・岡崎編『市場の役割・
政府の役割』東洋経済新報社)

大野泉(2000)『世界銀行：開発援助戦略の変革』(NTT出版)

加藤弘之(1999)「中国の地域格差、国内市場の統合と地域政策」『国民経済雑誌』第179巻第6
号

金子勝(1998)「どのような新地方税が必要か」(神野・金子編『地方に財源を』東洋経済新報社)

金子勝(1999)『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書

菊池道樹(1998)「新制度学派の中国経済論」『経済志林』第66巻第2号
沢田ゆかり(2000)「地方制度と年金制度改革」(天児慧編『現代中国の構造変動：政治－中央と地方の構図』東京大学出版会
曾根康雄(1996)『江沢民の中国経済』日本経済新聞社
田中優子(1997)「中国国有企業改革における社会保障と労働インセンティブ問題」『開発援助研究』Vol. 4, No. 4
西村成雄(2000)「二十世紀中国「政党国家」体制の射程」『中国－社会と分化』第15号

謝平(1999)「中国金融改革面臨的挑戰」『中国工業經濟研究』第4期
謝平(2000)「新世紀中国貨幣政策的挑戰」『金融研究』第一期
于鳴超(1998)「中国省制問題研究」『戰略与管理』第四期
華偉(1998)「地級行政建制的演變与改革構想」『戰略与管理』第三期

Cao, Yuanzheng, Yingyi Qian and Barry Weingast (1999)“From Federalism, Chinese Style, to Privatization, Chinese Style”. *Economics of Transition*, March 1999, 7(1), pp. 103-131.

Che, Jihua and Yingyi, Qian (1998). “Insecure Property Right and Government Ownership of Firms” *Quarterly Journal of Economics*, pp.467-496

Huang, Yasheng (1996), *Inflation and Investment Control in China*, Cambridge University Press

Montinola, Gabriella, Yingyi Qian, and Barry Weingast (1995)“Federalism, Chinese Style: The Political Basis for Economic Success in China” . *World Politics*, October 1995, 48(1), pp. 50-81.

Oi, Jean (1992). “Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China” *World Politics*, Vol45, pp.118-122

Oi, Jean (1995). “The Role of the Local State in China’s Transitional Economy” *The China Quarterly*, No.144, pp.1132-1149

Oi, Jean C. (1998) “The Evolution of Local State Corporatism” in A. G. Walder ed. *Zouping in Transition*, Harvard University Press.

Oi, Jean (1999) *Rural China Takes off*, University California Press.

Qian, Yingyi and Barry Weingast (1997a: 邦訳)「制度・政府行動主義と經濟發展：中国国有企業と郷鎮企業の比較」(青木・Kim・奥野編『東アジアの經濟發展と政府の役割』日本經濟新聞社)

Stiglitz, Joseph E. (1999) “Lesson from East Asia” (Paper presented at the Sixth Symposium of the Institute for International Monetary Affairs, Tokyo)

Weingast, Barry (1995) “The Economic Role of Political Institutions: Market Preserving Federalism and Economic Development” *The Journal of Law, Economics, and Organization*, Vol.11, No.1